

官報

昭和二十八年七月三十日

第十六回 参議院會議錄第二十九号

昭和二十八年七月三十日(木曜日)午前十一時三十七分開議

議事日程 第二十八号

昭和二十八年七月三十日

午前十時開議

- 第一 医療法の一部を改正する法律案(中山壽彦君外九名発議) (委員長報告)
- 第二 災害救助法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第三 未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 港灣運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第五 臨時船舶建造調整法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 農産物価格安定法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第七 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 院送付) (委員長報告)
- 第一〇 設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 公立学校施設設置費国庫負担法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一七 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一八 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 第一九 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二〇 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二一 輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二二 日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 (委員長報告)
- 第二三 愛媛県船越港の漁港指定等に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 漁港整備促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 長期不漁に対する漁業補償制度実施の請願 (委員長報告)
- 第二六 石川県旭川漁港整備工事促進に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第二七 水産業協同組合系統指導職員設置費国庫助成に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 長崎県佐尾漁港の第四種昇格に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 米駐留軍の演習による漁業損害補償に関する請願 (委員長報告)

- 第三〇 鹿児島県一瀬漁港修築工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 北海道大瀬漁港築港促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 北海道山背泊漁港拡張工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 北海道入漁制限等撤廃に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 兵庫県妻籠漁港整備に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 漁業協同組合の再建整備資金低利融資に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 漁業協同組合の行政委託事務費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 漁港整備費予算増額に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 青森県陸奥湾のはたてがい増殖事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第三九 水産業協同組合法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第四〇 福岡県若松市小石地区に特定郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第四一 福島県三神郵便局の集配事務開始に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 静岡県江ノ浦郵便局等の東京郵政局管轄復帰に関する請願 (委員長報告)
- 第四三 福島県大里村簡易郵便局の無集配郵便局昇格に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 岡山県久代村に無集配特定郵便局設置の請願 (委員長報告)

- 第四五 高知県興津村郵便局の集配局昇格に関する請願 (委員長報告)
 - 第四六 郵便切手類の売上ばき人に対する手数料引上げに関する請願 (委員長報告)
 - 第四七 静岡県藤枝郵便局の昇格に関する請願 (委員長報告)
 - 第四八 福島県上川崎無集配特定郵便局の集配事務開始に関する請願 (委員長報告)
 - 第四九 岡山県長尾郵便局の集配事務存続に関する請願 (委員長報告)
 - 第五〇 国土調査法に基づく地籍調査費国庫補助増額等の請願 (委員長報告)
 - 第五一 大山出雲地方総合開発事業に関する請願 (委員長報告)
 - 第五二 韓国水域における漁業振興等の陳情 (委員長報告)
 - 第五三 水産物利用研究振興に関する陳情 (委員長報告)
 - 第五四 山口県見島漁港整備促進に関する陳情 (委員長報告)
 - 第五五 北海道本泊漁港修築工事施行に関する陳情 (委員長報告)
 - 第五六 三原市糸崎郵便局庁舎建設に関する陳情 (委員長報告)
 - 第五七 静岡県郵政業務の東京郵政局管轄復帰に関する陳情 (委員長報告)
 - 第五八 只見川早期開港に関する陳情 (委員長報告)
- 議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。
- 昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 法務委員 加藤 武雄君
外務委員 北村 一男君

昭和二十八年七月三十日 参議院會議錄第二十九号 議長の報告

一、利益 わが国産業経済の健全なる発展に資する。

一、方法 各方面の関係者、半識経験者等より意見を聴取し、資料を収集し、且つ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年七月二十七日

大蔵委員長 大矢半次郎

参議院議長河井彌八郎

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方鉄道軌道整備法案

農業機械化促進法案

木材防腐特別措置法案

漁業法の一部を改正する法律案

学校図書館法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路運送法の一部を改正する法律案
港灣整備促進法案
武器等製造法案
久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案
危険校舎改築促進臨時措置法案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
富給税法を廃止する法律案
有価証券取引税法案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律案
国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案
健康保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
医師等の免許及び試験の特例に関する法律案
保安庁法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
同日本院は左の件を議決した旨内閣に通知した。

内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
自治大学校設置法案
同日衆議院議長から国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件
世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件
日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件
日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方鉄道軌道整備法案
道路運送法の一部を改正する法律案
港灣整備促進法案
農業機械化促進法案
木材防腐特別措置法案
武器等製造法案
漁業法の一部を改正する法律案
久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案
半法図書館法案
危険校舎改築促進臨時措置法案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
富給税法を廃止する法律案
有価証券取引税法案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律案
国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案
健康保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
医師等の免許及び試験の特例に関する法律案
保安庁法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
自治大学校設置法案
同日議院において採択することを議決した内閣、野里阿部間鉄道路線変更に関する諸議外十四件の諸議および参事院鉄道延長に関する陳情外七件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。
国有財産虎の門公園地の原形復旧に関する決議
同日内閣から、衆議院議員小金義照君、早稲田柳右二門君及び参議院議員岡崎眞一君に外務省参事を命じた旨の国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。
同日本院は、離島振興対策審議会委員に西川弥平治君、山川良一君、森崎隆君及び松浦清一君を指名した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央青少年問題協議会委員に横山フク君及び加賀山之雄君を指名した旨内閣に通知した。

員に横山フク君及び加賀山之雄君を指名した旨内閣に通知した。
○議長(河井彌八郎) これより今日の会議を開きます。
この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(日本工業標準調査会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。
一昨二十八日、内閣総理大臣から、日本工業標準調査会委員に本院議員奥むめお君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。同君が日本工業標準調査会委員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が日本工業標準調査会委員に就くことができると議決されました。
○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、へき地教育振興に関する決議案(川村松助君外十七名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては、川村松助君外十七名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号

會議 議事日程追加の件 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(日本工業標準調査会委員) 議事日程追加の件 へき地教育振興に関する決議案

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。川村松助君。

へき地教育振興に関する決議案
右の議案を決議する。
昭和二十八年七月二十九日

発議者

川村 松助 木村 守江
大谷 賀雄 谷口弥三郎
鈴木 亨弘 吉田 萬次
大屋 晋三 飯島連次郎
杉山 昌作 高橋 道男
荒木正三郎 安部キミ子
相馬 助治 八木 秀次
深川タマエ 長谷部ひろ
三好 英之 須藤 五郎
参議院議長河井彌八殿

へき地教育振興に関する決議
健康にして文化的な最低限度の生活と、能力に応じて均しく教育を受ける権利とは、新憲法の明らかに保障するところである。

しかるに交通困難にして、経済的、文化的に立ちおくれしている、いわゆるへき地住民の生活及び子弟の教育は、現在、まことに堪るに忍びない窮状にあり、これを放置することとは文化国家としての日本の恥辱であると言わねばならない。

この際、政府は、へき地教育の実情を深く考慮し、へき地教育振興の基本対策を樹立するとともに、教育施設の整備、優秀教師の確保、及び生徒児童の完全就学をはかるため、速やかに強力適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

「川村松助君登壇、拍手」
○川村松助君 只今議題となりましたへき地教育振興に関する決議案につきまして、発議者を代表いたしまして趣旨の弁明をいたしたいと思ひます。

最初に決議案を朗読いたします。
へき地教育振興に関する決議
健康にして文化的な最低限度の生活と、能力に応じて均しく教育を受ける権利とは、新憲法の明らかに保障するところである。

しかるに、交通困難にして、経済的、文化的に立ちおくれしている、いわゆるへき地住民の生活及びその子弟の教育は、現在、まことに堪るに忍びない窮状にあり、これを放置することは文化国家としての日本の恥辱であると言わねばならない。

この際、政府は、へき地教育の実情を深く考慮し、へき地教育振興の基本対策を樹立すると共に、教育施設の整備、優秀教師の確保及び児童生徒の完全就学等をはかるため、速やかに強力かつ適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

次にこの決議案につきまして提案の理由を申し上げます。

憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定いたしております。更に第二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めております。このような憲法の保障にもかかわらず、現在、国の行政からは無視され、近代文化からは置き去られた地域が、広く

全国に亘つて存在しております。これ即ちへき地でありまして、ここに僻地と申しますのは、交通不便な里遠く離れた山間地や定期船の訪れることの少ない離島を指しております。このような自然的社会的条件の制約によりまして、文化の恩恵に浴することの少ない地域におきましては、その教育の実情も又極めて悲惨なる状態に置かれております。即ち、学校と申しましても、それは一年から六年までを一学級にした、いわゆる単級の学校か、又は学年を一学級にした複式学級を持つ小さなものであり、教師も又一人で二役或は三役を兼ね、児童は乏しい教材しか与えられず、又、貧しく片寄つた食事のため身体の発育も不十分であります。

他方、このような僻地におきまして、住民に対する社会教育が極めて低調でありますことも又申すまでもないところであります。

僻地の教育の実情は、このように見るに忍びないものがあります。経済的に恵まれないこれらの地域の住民、或いは地方公共団体のみを以てしましては、到底この窮状を打破し得ないのであります。願くは、政府はこの際、僻地教育の実情を深く考慮し、その振興の基本計画を樹立すると共に、学校施設、設備の充実、優秀教員の確保、生徒児童の就学奨励、社会教育の振興等を図るため、急速に適切且つ万全の措置を講ぜられることを強く要望いたします。以て本決議案提出の理由といたします。

何とぞ本決議案に対し全会一致の御賛成をお願いいたす次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 給員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し、文部大臣より発言を求められました。大連文部大臣。

〔国務大臣大連茂雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(大連茂雄君) 只今の御決議に關しまして、所管大臣として一言所見を申させて頂きたいと存じます。

この地理的条件にも恵まれず、又従つて経済的関係においても恵まれておりません離島或いは山村、その他、いわゆる僻地における教育は、甚だ不十分でありまして、現状のままでは、只今提案の理由においてお述べになりましたことと全く同感であります。

僻地における学校教員の充実、或いはその適正配置、その素質の向上、待遇の改善、或いは又僻地における教育施設の整備充実、これらの点につきまして、従来とも文部省といたしましては施策を講じておるのでありますが、現状に鑑みまして、今後更にこの振興を図るために努力をいたしますと同時に、社会教育の面におきまして、学校教育と併せてこれを総合的に計画を立てまして、僻地教育の振興を図つて参りたいと存じ、今日の御決議の趣旨に副い、御要望に副うように努力をいたしたいと存じます。

一言この点を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、医療法の一部を改正する法律案、(中山善彦君外九名発議)

日程第二、災害救助法の一部を改正する法律案、(衆議院提出)
日程第三、未開通者留守家族等援護法案、(内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長長芳夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

医療法の一部を改正する法律案
右の議案を決議する。
昭和二十八年七月二十八日

発議者

中山 善彦 有馬 英二
榎原 亨 山下 義信
堂森 芳夫 常岡 一郎
廣瀬 久忠 林 了
大谷 盛清 西岡 ハル
参議院議長河井彌八殿

医療法の一部を改正する法律
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項中「更に二年間は、」を「この法律施行の日から三年を経過した後においても」当分の間は、」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の第七十九条第三項但書の規定による都道府県知事の許可

は、昭和二十八年十月二十六日限り、その効力を失うものとする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

災害救助法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十五日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

災害救助法の一部を改正する法律

災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「収容施設を」を「収容施設(応急仮設住宅を含む。以下に「及び飲料水の供給」を加え、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを順次二

号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害にかかった者の救出
六 災害にかかった住宅の応急修繕

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 厚生大臣、都道府県知事、第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区長を含む。以下同じ。又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に應急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に緊急を要する通信のた

め、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第 号)第三十三条(有線電気通信設備の届出)第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

第三十条中「特別区長を含む。以下同じ。」を削る。

第三十三条第一項中「救助に要する費用」を「救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。以下に改める。

第三十六条中「(法定外普通税を除く。以下に「(法定外普通税を除く。以下同じ。以下に「百分の一」を「百分の二」に改め、同項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項中「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第三十八条中「災害救助基金」の下に「各年度における」を加え、「五百万円」を「当該都道府県の当該年度の前年度の前三年度における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 医療法の一部を改正する法律案外二件

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 有線電気通信法(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十号中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八

条の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区の区長を含む。又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

3 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中第八号を第九号とし、第六号及び第七号をそれぞれ一ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八条

の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区長を含む。又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

未帰還者留守家族等援護法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

未帰還者留守家族等援護法案

未帰還者留守家族等援護法案

第二章 総則(第一条―第四条)

第三章 調査(第五条―第二十八条)

第四章 雑則(第三十条―第三十六条)

附 則

第一章 総則
(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者の留守家族等に対する手当を支給すること

を目的とする。

第二条 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。

一 もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給付を受けていなかった者を除く)であつて、まだ復員していないもの(以下「未復員者」という。)

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く。)

2 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれたがまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

(帰還)
第三条 この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもつて、本邦に帰ることをいう。

2 前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとみなす。

(留守家族)

第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡して以後に判明した場合においても、その死亡の日にかのぼつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

第二章 援護

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行ふ。

(留守家族の順位)

第六条 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、それぞれ先だつものとする。

2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなつた後に限り、適用する。

(留守家族手当の支給条件)

第七条 留守家族手当は、未帰還者

が帰還しているとすれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫(○婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)又は祖父母については、これらの者がそれぞれ左の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具廃疾であること。

二 子については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

三 父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四 孫については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であること。

(留守家族の手当の額)

第八条 留守家族手当の月額額は、二千三百円(昭和二十八年七月三十一日までは二百円)とする。但し、前条の規定は、千二百円とする。

第九条 留守家族手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

(留守家族手当の支給方法)

第十条 留守家族手当は、毎月、その月分を支払ふものとする。

(支給の始期及び終期等)

第十一条 留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月(留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月)から始め、左の各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。

一 未帰還者が帰還したとき。

二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。

三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。

四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたとき。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足る資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 未帰還者が帰還したこと。

二 未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。

3 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合において、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日まで、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させないことができる。

4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つていたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させることができる。

(留守家族手当の額の改定)

第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八条但書の規定により加給すべき留守家族があるに至つた場合には、当該留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月(当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月)から行ふ。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行ふ。

(留守家族手当の支給をしない場合)

第十三条 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めに足る資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

(恩給法との調整)

第十四条 未帰還者に関し、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む)を受ける権利につき、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

(帰郷旅費)

第十五条 未帰還者が帰還したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで(十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで)を支給する。

(遺骨埋葬経費)

第十六条 未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情

にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がいないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

(遺骨引取経費)

第十七条 前条第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付)

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

2 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付の範囲)

第十九条 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(療養の給付の機関)

第二十条 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)において、行うものとする。

2 前項の規定により指定医療機関へ収容して療養の給付を行う場合において、取得された者が療養法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病給金又は戦没者遺族等給金(昭和二十七年法律第三十七号。以下「遺族等給金」という。)の規定による障害年金を受けようとするとき(遺族等給金については、その支給を受けた場合を含む)は、政府で定めるところにより、その者からその者に係る収容中の実例の一部に相当する額を一部負担金として徴収するものとする。

(診療方針及び診療報酬)

第二十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適当でないとき、診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費の審査)

第二十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行方前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

(報告の請求及び検査)

第二十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告を求め、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(療養費の支給)

第二十四条 厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、療養に要する費用(療養費の支給を受けるべき者が医療機関を基準として、厚生大臣が定めに収容されて療養を受けた場合であつて、且つ、その者が療養法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病給金又は遺族等給金の規定による障害年金を受けようとするとき(遺族等給金については、その支給を受けた場合を含む)は、療養に要する費用から第二十条第二項の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額)。

3 療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することができる診療報酬の額の例による。

(療養中の死亡者)

第二十五条 第十八条の規定により療養の給付(前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。)を受けている者が、当該負傷又は疾病につき療養を受けている間に死亡した場合においては、第十六条の規定を準用する。

(障害一時金)

第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつていてる場合、帰還後三年(療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間)以内になつた場合又はなおならないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

(再給付等の禁止)

第二十七条 障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

2 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることができる者は、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。〇〇但し、厚生大臣が必要があると思つる場合においては、療養の給付を行うことができる。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 医療法の一部を改正する法律案外二件

3 同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けている者には、この法律による療養の給付を行わない。

(報告の請求)

第二十八条 厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給(以下「療養の給付等」という。)に関して必要があると認めるときは、療養の給付等を受ける者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

第三章 調査説明

○及び未帰還者の調査説明

(調査説明)

第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査説明(○を要するもの)に努めなければならない。

第四章 雑則

(時効)

第三十条 療養の給付等を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第三十一条 この法律により療養を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税)

第三十二条 この法律により支給を

受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 療養に関する書類には、印紙税を課さない。

(本邦)

第三十三条 この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に関する厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)に規定する行政機関の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第三十六条 第二十八条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

(未復員者給与方法等の廃止)

2 未復員者給与方法(昭和二十二年

法律第八十二号。以下「旧法」という。)及び特別未帰還者給与方法(昭和二十三年法律第二百七十九号)は、廃止する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「公務員給与法」という。)

の一部を次のように改正する。

附則第三項に次の但書を加える。

但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

(申請主義の特例)

4 この法律の施行の際、現に旧法(特別未帰還者給与方法第二条において適用する場合を含む。以下同じ。)又は従前の公務員給与法附則第三項(他の法令において適用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)の規定により、俸給又は扶養手当(以下単に「俸給」という。)の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに對しては、第五條第二項の申請を要しない。昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

(留守家族手当の始期の特例)

5 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七條の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七條の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。

6 この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七條の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同様とする。

(順位の特例)

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七條の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六條第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

8 附則第四項の規定は、前項の者について適用する。

(特別手当)

9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受け

ている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができなない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く)があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

- 12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。
- 13 第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について適用する。
- 14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができない留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。
- 15 (額の特別)
附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八條の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七條の規定に該当する者を除く)一人につき四百円を加えた額とする。
- 16 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について適用する。
- 17 (差額支給)
従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五

- 項(前項において適用する場合を含む。)又は第八條に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。
- 一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給してゐる俸給の額
- 二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給してゐた特別手当の額
- 18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。
- 19 (扶養手当の額の改訂)
昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支給を受けた者(未帰還職員に限り、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く)に対しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまゝて支給するものとする。
- 一 扶養手当の支給の期間となつた者のうちに、(遺族の届出をしていないが、事実上遺族関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。
- 二 前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があつたときは、旧法の規定による扶養手当の月額に五百円を加へる。

- 百円を加へた額を扶養手当の月額とする。
- 三 前二項の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七條の規定に該当する留守家族に相当する者があつたときは、旧法の規定による扶養手当の月額に七百円を加へた額を扶養手当の月額とする。
- (未支給の給付)
- 120 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給付であつて、この法律の施行の際まだ支給してないものについては、なお、従前の例による。
- 121 (俸給の返還をさせない場合)
旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までその間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことがで
- 122 (療養の給付)
第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。
- 123 この法律の施行前に、旧法第八條の二第一項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法改正法」という。)附則第二條第一項又は旧法第八條の二第二項(旧法改正法附則第二條

- 第二項において適用する場合を含む。)の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めたる負傷又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くほか、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において適用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。
- 124 (指定医療機関)
この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。
- 125 (指定医療機関以外の医療機関から受けた療養)
第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。
- 126 (再給付の禁止)
この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。○但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。
- (実績の保障)
- 127 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給付の支給を受けている者で、第二條に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守

- 家族に対し、この法律による保護を行うことができる。
- 128 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき(日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く)は、この法律の適用については、その者が帰還したものと同みなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により本邦において拘禁されてゐたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。
- (恩給法との調整)
- 129 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三号)附則第二十七條第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給付が行われる場合において、当該未帰還者に關し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定あつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。
- (陸軍刑法を廃止する等の政令第七條の改正)
陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七條を次のように改める。
- 第七條 もとの陸海軍に属してゐた者であつて、まだ復員してゐないものは、復員するまでの

間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならない。

〔厚生省設置法の一部改正〕

3031 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「戦没者遺族等」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五条第六十四号を次のように改める。

六十四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

号)の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九條の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九條の八中「第十四條の二第五号」を「第十四條の二第六号」に改める。

3132 引揚援護庁設置令(昭和二十三年政令第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者留守家族等の援護に關する事務を行うこと

第五條に次の二号を加える。

八 未帰還者留守家族等の援護に關する調査企圖の事務を行うこと

九 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

六條中第三号を削り、第三号の二を第三号とする。

3233 (結核予防法の一部改正)

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項但書中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)又は特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)」を「未帰還者留守家族等

援護法(昭和二十八年法律第

号)に改める。

第三十五條但書中「未復員者給与法又は特別未帰還者給与法」を「未帰還者留守家族等援護法」に改める。

3324 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第十九條第三項」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第十九條第三項又は未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

三十三號)に改める。

3435 (地方自治法の一部改正)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「、その家族等に対する俸給その他の給与に關する事務」及び「並びに特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の施行に關する事務」を削る。

3536 (地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第六号を次のように改める。

六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

号)の規定により支給を受ける金品

第六百七十二條第六号を次のように改める。

六 未帰還者留守家族等援護法の規定により支給を受ける金品

第七百四十四條第十一項及び第七百七十七條第四項中「特別未帰還者給与法」を「特別未帰還者給与法、未帰還者留守家族等援護法」に改める。

3637 (国家公務員災害補償法の一部改正)

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「、未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未帰還者である職員」を「及び未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

号)第十六條第一項に規定する未帰還者である職員」に改める。

3738 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)

の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)第八條の二又は未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

号)第十八條」に改める。

第十二條中「又は未復員者給与法」を「若しくは旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(遺族年金支給の特例)

第二十九條の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の事実が判明しなかつたため、その親族に對して未帰還者留守家族等援護法第五條の規定による留守家族手当又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による特別手当が支給されてゐた場合においては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族年金は、当該留守家族手当又は特別手当が支給されてゐた期間に係る分は、支給しない。

第三十四條第三項中「特別未帰還者給与法」を「旧特別未帰還者給与法」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に關する経過規定)
昭和二十七年四月一日以後この

別表

法律の施行前に旧法第八条の二又は旧法中改正法附則第二条の規定

により療養を受けることができた者であつて、同期間内に負傷又は

疾病がなつたもの又はこれらの規定により療養を受けることがで

きる期間を経過したものに關する不具療養の程度の認定及びその者

に支給する障害年金の給期については、従前の例による。

障害の程度	障害の状況	金額
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひざ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの	三八、〇〇〇円
第二級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの	三四、〇〇〇円
第三級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し終身業務に服することができないもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し終身業務に服することができないもの 五 十指を失つたもの	三〇、〇〇〇円
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能を著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひざ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 十指の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの	二七、〇〇〇円
	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの	

第五級	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの	二四、〇〇〇円
第六級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 三 精神に障害を残し軽易な業務のほか服することができないもの 四 胸部臓器の機能に障害を残し軽易な業務のほか服することができないもの 五 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの 六 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廃したもの 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八 両足指全部の用を廃したもの 九 女子の外観に著しい醜状を残すもの 一〇 両側の幸丸を失つたもの	二二、〇〇〇円
第七級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な業務のほか服することができないもの 四 一手のおや指をあわせ二指を失つたもの	一八、〇〇〇円

第八級 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したものの 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したものの 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの 九 一上肢に仮関節を残すもの 一〇 一下肢に仮関節を残すもの 一一 一足の指の全部を失つたもの 一二 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの 一五、〇〇〇円	第九級 一 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの 九 一手のおや指をあわせ二指の用を廃したもの 一〇 一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの 一一 一足の指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一一、〇〇〇円	第一〇級 一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 五 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの 六 一手のおや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせ二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八 一足の第一指又は他の四指を失つたもの 九、六〇〇円
第二級 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の語声を解することができないもの 五 脊柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一手のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廃したもの 八 一足の第一指をあわせ二指以上の用を廃したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの 七、二〇〇円	第二級 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、肋骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手のなか指又はくすり指の用を廃したもの 一〇 一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの 一一 一足の第一指又は他の四指の用を廃したもの 一二 局部に強固な神経症状を残すもの 一三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女子の外貌に醜状を残すもの 四、八〇〇円	第二級 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の語声を解することができないもの 五 脊柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一手のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廃したもの 八 一足の第一指をあわせ二指以上の用を廃したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの 七、二〇〇円

第二級

- 一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの
- 二 一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 四 一手の二指を失つたもの
- 五 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの
- 六 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
- 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの
- 一〇 一足の第二指の用を廃したものと、第二指をあわせ二指の用を廃したもの又は第三指以下の三指の用を廃したもの

三、二〇〇円

第一四級

- 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 二 三指以上に対し齒科補綴を加えたもの
- 三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 五 一手の二指の用を廃したもの
- 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廃したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

一、六〇〇円

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廃したものとは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一指関節（第一指にあつては足指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

「堂森芳夫君尊壇 拍手」

○堂森芳夫君 只今議題となりました医療法の一部を改正する法律案、災害救助法の一部を改正する法律案並びに未帰還者留守家族等援護法案の三案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正法案は本院議員中山壽彦君ほか九名の共同発議にかゝるものでありまして、その趣旨とするところは、昭和二十三年医療法の施行によりまして、病院、診療所は、その構造設備について一定の基準によることとなつたのでありますが、医療法施行前に設置された病院、診療所の改造については、一般的には三年間、そのうち構造設備に重大な変更を加える必要があるものについては更に二年間の猶予が認められて参つたのであります。その猶予期間は来たる十月二十六日を以て満了

いたしましたわけでありましたが、病院、診療所経営の現状は、未だ構造設備の大改造を一挙に行うだけのゆとりを持つに至つておらないのであります。そこで構造設備に重大な変更を加える必要がある場合に限り、その猶予期間を当分延長することとしたのであります。

厚生委員会におきましては、慎重審議の上、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、高野委員より、当分の間を社会通念上の短期間と解すること、今後かくのごとき必要ある場合は、政府において立法の責任を負うべきこと等の希望を付して原案に賛意を表せられました。又有馬委員より、相当期間の余裕を考慮することの希望を付して原案に賛意を現わしました。藤原委員よりは、医療法の改正を期待し、その間までの暫定措置と了解して原案に賛成する旨の発言がありました。かくして討論を終結して採決をいたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、災害救助法の一部を改正する法律案について申し上げます。

災害救助法は、昭和二十二年十月十八日に施行されて以来、今日まで、非常災害時における唯一の応急救助の基本的法律として重大なる役割を果して参つたのであります。その後本法運用の実際は必ずしも十分なる使命を果し得るとは言い得ない面もありました。殊に今次の西日本並びに近畿地方の豪雨による水害の罹災者に対する応急救助の経費に鑑みまして、非常災害時の応急措置に遺憾なきを期するため、今回衆議院におきましてこの改正法案が提出され、議決の上、本院へ送付されたのであります。

次に、この改正法案の要点を申し上げます。第一に、この法律の救助の種類を増加充実にし、救助内容を整備すると共に、その適正化を期したことあります。即ち、現行の救助の種類中にあります収容施設の中に、応急仮設住宅を含めることとすると共に、飲料水の供給、災害にかつた者の救出及び災害にかつた住宅の応急修理をも含めることとしたのであります。第二に、この法律の救助の実施を円滑にするため、救助機関に対し、応急救助を行うために必要がある場合には、有線並びに無線の電気通信設備の使用を許したことであります。第三に、この法律の援助事務の円滑を期するために、国庫負担の対象額中に救助の事務を行うのに必要な費用を含めしめることとしたのであります。第四に、この法律の国庫負担の対象額の基礎額と、その国庫負担の割合とを改めたことであります。即ち、現行法では当該都道府県の普通税収入見込額の百分の一を超ゆる場合に、初めてその超えた金額が国庫負担の対象となるのであります。これを千分の二を超ゆる金額は国庫負担の対象となるよう改めたのであります。第五に、この法律の災害救助基金を充実に、都道府県知事の応急救助活動が実施しやすいようにいたして

あります。第六に、この法律の施行期日を公布の日から施行することとし、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から施行することとしたものであるであります。

以上がこの改正法案の提案理由並びに改正の要旨であります。

厚生委員会におきましては、本案の発議者並びに政府委員より詳細なる説明を聴取した後、慎重審議をいたし、幾多の重要な質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、未帰還者留守家族等援護法案について申し上げます。

従来、未帰還者のうち、元の陸海軍に属していた者で未だ復員していない者、即ち未復員者に対しては、未復員者給与法が適用され、又、ソ連及び中共地域内の邦人であつてソ連地域内の未復員者と同様の実情にある者、即ち特別未帰還者に対しては、特別未帰還者給与法が適用され、本人に対する俸給月額千円と扶養手当を一定の親族に支払ふことによつて、留守家族の援護が行われているのであります。又未帰還政府職員に対しても、留守家族援護の見地から、一般職の職員の給与に適用され、その扶養親族には月額二千四百三十八円から一万八百八円までの俸給に加えて扶養手当が支払われているのであります。併しながら、終戦後すでに相当の年月を経過した今日においては、このような俸給支給の建前は極めて不自然な姿となつてゐるのみならず、種々不都合も生じておりますので、むしろ今日の段階においては、端的に留守家族を援護するという見地から措置することが妥当と見做せられ、この際これらの法令を廃止し、留守家族そのものを対象として、より実情に即した援護を行うと共に、従来、未復員者給与法等によつて行われていた各種の給与と同様の援護を行うことを目的とする未帰還者留守家族等援護法を制定しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。先ずこの法律案で規定する未帰還者の範囲であります。第一は、元の陸海軍に属し未だ復員していない者、第二は、昭和二十年八月九日以降、ソ連、中共地域内において生存していたと認められる資料がある一般邦人であつて、自己の意思によつて帰還しないことと認められる者以外の者、第三には、平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者を含むのであります。

次に、この法律案によつて援護を受けることができる留守家族の範囲は、未帰還者が本邦に残している妻、不具疾疾の夫、十八才未満又は不具疾疾の子、六十才以上又は不具疾疾の父母、配偶者がなく且つ扶養する直系血族の父又は母、十八才未満又は不具疾疾の孫及び六十才以上又は不具疾疾の祖父母であつて、未帰還者が帰還しているとするれば、主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものであります。而してこれらの留守家族のうち、先順位者に對し、留守家族手当として月額二千二百円を支給し、なお他に前述の留守家族

があり、また場合には、一人当月額四百円を加給することとしたものであるであります。

なお、この法律案に言う未帰還者のうちには、状況不明となつてゐる者も含まれてゐるのであります。長年月に亘つてその状況が判明しない未帰還者について無期限に留守家族手当を支給するということは、必ずしも當を得た措置とは申されませんので、この法律案においては、留守家族が留守家族手当を受けることができる期間を一定期間に限定すると共に、国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない旨の規定を設けてあるものであります。

次に、この法律案による援護として、未帰還者が帰還したとき、帰郷旅費として一人につき千円から三千円までを、但し十八才未満の者にはその半額を支給することとしたのであります。未帰還者のうち、未復員者及びソ連における未復員者と同様の実情にあつた者が帰還した後、必要がある場合には、一定の条件を具える者につき療養の給付を行い、身体に障害を残している場合には最高三万八千円から千六百円までの障害一時金を支給し、又外地において右に述べた状態にあつた未帰還者が死亡した場合に、その遺族に對し遺骨埋葬経費として三千円、遺骨引取経費として二千七百円を支給することとしたのであります。

なお、未復員者給与法、特別未帰還者給与法の廃止及び未帰還政府職員に對する給与の支給をやめたのに伴ひ、従前これらの制度によつて俸給等の支払を受けていた者が、この法律案により留守家族手当の支給が受けられない

場合、或いはその額が、この法律施行の際、従前受けていた額より少い場合において、従前の実績を保障いたし、且つ恩給法の一部改正、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正等に伴う調整その他二、三の点につき所要の措置をとつてゐるのであります。而して今回の改正措置の施行に要する経費は全額国庫負担でありまして、総額約十三億円が計上されてゐるのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその骨子であります。政府原案は衆議院において次の通り修正を加えられたのであります。即ち、修正の第一点は、第一条に、未帰還者が置かれてゐる特別の状態に鑑み、国の責任において援護することを明記すること。第二点は、第二十九条において、国は未帰還者の状況について調査究明すると共に、その帰還の促進に努めることを明記すること。第三点は、増加恩給、障害年金、傷病年金又は傷病賜金を受けべき者又は受けた者についても、厚生大臣が必要と認める場合は、この法律による療養の給付を行うことができるものとすること。この場合においては、政令で定めるところにより実費の一部を徴収すること。第四点は、昭和二十八年四月から七月までの間に、未復員者給与法又は特別未帰還者給与法による扶養手当を受けた者には扶養手当を増額し、これを追給する措置に準じた措置をとること。第五点は、留守家族手当の月額を、昭和二十九年一月一日より二千三百円とする。以上の五点であります。

本案を審議するため、厚生委員会を開会すること四回、更に、中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会と二

回に亘り連合委員会を開きまして、慎重審議を重ね、委員諸君と政府当局並びに衆議院側修正発議者との間に種々熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録に譲ることいたします。

かくて疑義を打ち切り、討論に移りましたところ、常岡委員から、本案には賛成だが、次のとき附帯決議をなすべしとの動議が提出されたのであります。即ち、

未帰還者留守家族等援護法案に對する附帯決議案
一、ソ連地区及び中共地域等に残留すると認められる未帰還者の状況について、国の責任であるべき調査究明と其の帰還促進活動が、従来不統一不十分であつた点に鑑み、政府はこの際、速に調査機構を整備一元化して必要充分なる予算措置を講じ、責任ある調査究明を徹底的に実施すると共に、有効適切な帰還促進の方策を強力に推進することを要する。

二、外地で死亡した一般の未帰還者の遺骨が持ち帰られた場合においては、何らの給付を行つていないが、このような場合においては、国において相当の葬祭料を支給するのが、遺族の心情にも、また国民感情にもかゝるものと考える。よつて政府は速に右の措置を実現するよう要する。

というのであります。中山委員がこれに賛意を表されたのであります。これに對し政府の所見を求めましたところ、田辺引揚援護庁次長から、大蔵省その他関係当局と協議の上、御趣旨

に副より善処する旨の答弁があつたのであります。

かくて討論を終局いたし、先ず法案について採決いたしました結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次いで附帯決議案について採決いたしましたところ、これ又全員異議なく承認することに決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、港湾運送事業法の一部を改正する法律案、(衆議院提出)

日程第五、臨時船舶建造調整法案、(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること、に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事入交太蔵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

港湾運送事業法の一部を改正する法律

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行行行為であつて、左の各号の一に該当するもの(日本国有鉄道の経営する航路の船舶により運送される貨物に關するものを除く。)をいう。

一 荷主又は船舶運送事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号までに掲げる行為を一貫して行行行為

二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三 港湾における貨物の船舶(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。)又ははしけによる運送

〔海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送その他運輸省令で定めるものを除く。〕運輸省令で定める港湾と港湾又は場所との間(以下単に「指定区間」という。)における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における船舶によるはしけのえい航

四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(貯木場を含む。)以下単に「荷さばき場」という。)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込

第二条第三項中「開港法(明治三十二年法律第六十一号)に規定する開港であつて、政令で指定するもの」を「政令で指定する港湾(その水域は、港域法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域をいい、これに接続する湖川の政令で定める区域を含む。))に改める。

第三条第一号中「各号」を「第一号」に改める。

第七条第一項第四号を次のように改める。

四 事業に必要な労働者及び施設について運輸省令で定める要件

を備えない者

第九条第四項但書及び第五項中「三十日」を「六十日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運賃及び料金の変更勧告及び命令)

第九條の二 利害關係人は、港湾運送事業者の実施している運賃及び料金が、その設定の時期における物価、資金その他の経済事情が著しく変動したために前条第四項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、その理由を具して運賃及び料金の変更を港湾運送事業者に勧告すべきことを請求することができる。

2. 運輸大臣は、前項の請求の理由が正当であると認めるとき、又は自ら港湾運送事業者の実施している運賃及び料金が前条第四項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その理由を示して、当該運賃及び料金を変更すべきことを勧告することができる。

3. 前項の規定による勧告があつたときは、港湾運送事業者は、勧告のあつた日から三十日以内に、運輸大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか(応諾しない場合にはその理由を附して)を回答しなければならぬ。

4. 運輸大臣は、港湾運送事業者が前項に規定する回答をしないとき

は、当該港湾運送事業者に対し、当該運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。応諾しない旨の回答があつた場合において、運輸審議会が前条第四項本文に定める手続を経て提出する答申を得て、その応諾しない理由が正当でないとして認めるときも、同様とする。

5. 港湾運送事業者は、第三項の規定により勧告を応諾する旨を回答したときはその日から三十日以内に、又は前項の規定により命令を受けたときはその日から二十日以内に、当該運賃及び料金を変更する手続を行なわなければならない。第十条中「前条」を「第九条」に改める。

第十一条第四項但書及び第五項中「三十日」を「六十日」に改める。

第十六条中「港湾運送を引き受けた場合には、」を「その引き受けた港湾運送を行行場合には、運輸省令の定めるところにより、」に改める。

第十七条第一項中「各号」を「第一号、第三号又は第四号」に、同条第三項中「事業の施設で、運輸省令で定めるもの」を「事業の施設につき、運輸省令で定める事項」に改める。

営むべき相続人を選定したときは、(その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人(以下「相続人等」という)は、死亡又は合併の日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 相続人等は、第四条の規定にかかわらず、当該港灣運送事業者が死亡し又は合併した日から六十日間は当該事業を引き継ぎ営むことができる。その期間内に第五条の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで、同様とする。

3 相続人等が当該港灣運送事業者の死亡又は合併の日から六十日以内に登録を申請するときは、第八条の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

第十八条の次に次の二条を加える。

(公益命令)

第十八条の二 運輸大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のために必要な港灣運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、第十五条の規定にかかわらず、港灣運送事業者を指定して、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 運輸大臣の指定した貨物の取扱又は運送をすること。
二 貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更すること。

2 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うもの

は、これによつて必要となる補償金の総額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これをしなければならぬ。

(損失の補償)

第十八条の三 前条第一項の規定による命令を受けた者に対しては、その命令を受けたことによつて通常生ずべき損失(その命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を含む)を補償する。

2 前項の補償の額は、運輸大臣がこれを決定する。

3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十九条を次のように改める。

(私的独占禁止法の適用除外)

第十九条 港灣運送事業者が他の港灣運送事業者とする施設の共用に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という)については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しない。但し、不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げその他利用者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

(協定等の届出)

第十九条の二 港灣運送事業者は、前条の協定等をしたときは、運輸

省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。協定等を変更したときも同様とする。

第二十一条第一号中「前条」を「第十八条第一項又は前条」に改める。

第二十二條第一項第二号中「第一号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 港灣運送事業者の登録を受けて正当な理由がなくて六箇月以内に事業を開始しないとき。

第二十四条第二号中「引船」を「引船その他の船舶」に改める。

第三十一条を次のように改める。

(運輸審議会への諮問)

第三十一条 運輸大臣は、第七條第一項の登録の拒否、第九條第四項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、次条第一項において同じ)、第九條の二第四項後段(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、次条第一項において同じ)若しくは第十一條第四項(第三十三條の二第二項において準用する場合を含む)、次条第一項において準用する場合を含む)の決定に關し、運輸審議会に諮問する。

第三十一条 運輸大臣は、第七條第一項の登録の拒否、第九條第四項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、次条第一項において準用する場合を含む)の決定に關し、運輸審議会に諮問する。

第三十一条 運輸大臣は、第七條第一項の登録の拒否、第九條第四項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、次条第一項において準用する場合を含む)の決定に關し、運輸審議会に諮問する。

第三十一条 運輸大臣は、第七條第一項の登録の拒否、第九條第四項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、次条第一項において準用する場合を含む)の決定に關し、運輸審議会に諮問する。

第三十一条 運輸大臣は、第七條第一項の登録の拒否、第九條第四項(第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)、次条第一項において準用する場合を含む)の決定に關し、運輸審議会に諮問する。

は第二十二條第一項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む)の規定による処分に關しては、運輸審議会に諮問し、その決定を尊重して、処理しなければならない。但し、第十八條の二第一項の規定による命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

第三十二條第一項中「第九條又は第十一條」を「第九條第四項、第九條の二第四項後段又は第十一條第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(はしけ等に関する表示)

第三十二條の二 港灣運送事業者は、港灣運送又は第三十三條の二第一項の運送に使用するはしけ又は船舶に、その氏名、名称、登録番号その他運輸省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第三十三條第二項中「引船」を「引船その他の船舶」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定区間に對する木船運送の特例)

第三十三條の二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という)が当該事業の登録を受けた港灣を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含む)、一般港灣運送事業者

第三十三條の二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という)が当該事業の登録を受けた港灣を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含む)、一般港灣運送事業者

第三十三條の二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という)が当該事業の登録を受けた港灣を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含む)、一般港灣運送事業者

第三十三條の二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という)が当該事業の登録を受けた港灣を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含む)、一般港灣運送事業者

第三十三條の二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という)が当該事業の登録を受けた港灣を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含む)、一般港灣運送事業者

第三十三條の二 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)の規定は、一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者の登録を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という)が当該事業の登録を受けた港灣を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含む)、一般港灣運送事業者

については一般港灣運送事業に相當する事業の一部として行つ場合に限る。については、これを適用しない。一般港灣運送事業者又ははしけ運送事業者が死亡し又は合併した場合において、第十八條第二項の規定により引き継ぎ事業を営む者についても、同様とする。

2 第九條から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十八條の二から第十九條の二までの規定は、前項の運送について準用する。この場合において、第十四條中「港灣運送事業者」とあるのは「第三十三條の二第一項の運送」と読み替へるものとする。

(木船運送事業者の行つ港灣運送の特例)

第三十三條の三 第四條の規定は、木船運送法の規定により木船運送業者又は木船回運業者の登録を受けた者(以下「木船運送事業者」という)が営むはしけ以外の木製船舶による貨物の港灣における運送(海上運送に直接に接続する運送であつて、港灣運送事業者から請け負つたものでないものを除く)の事業については、適用しない。木船運送事業者が死亡し又は合併した場合において、木船運送法第十四條第三項の規定により引き継ぎ事業を営む者についても、同様とする。

2 前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令の定める手

2 前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令の定める手

2 前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令の定める手

2 前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令の定める手

2 前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令の定める手

第九條から第十條まで、第十二條、第十四條から第十六條まで、第十八條の二から第二十條まで、第二十二條及び第三十三條の規定は、木船運送事業者が皆第一項の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第九條第一項及び第十九條を除く。）中「港灣運送事業者」及び第九條第一項中「港灣運送事業の登録を受けた者」（以下「港灣運送事業者」という。）とあるのは、「第三十三條の三第一項の規定の適用を受ける木船運送事業者」と、第九條及び第九條の二中「当該港灣運送事業者」とあるのは「当該木船運送事業者」と、第十九條中「港灣運送事業者」が他の港灣運送事業者とする」とあるのは「港灣運送事業者又は第三十三條の三第一項の規定の適用を受ける木船運送事業者が他の港灣運送事業者又は同条同項の規定の適用を受ける木船運送事業者」と当該事業についてする」とそれぞれ読み替へるものとする。

第三十四条第二号中「第十四条」を「第十四条(第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十五条第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項（第三十三條の二第二項及び第三十三條の第三項において準用する場合を含む。第三十七條第一号において同じ。）」、同条第三項」を「同条第三項（第三十三條の二第二項及

る場合を含む。第三十七条第一号において同じ。」に、「同条第三項」を「同条第三項（第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「同条第四項」を「同

条第四項（第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第四号中「第十六条」を「第十六条（第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。）

む。）」に改め、同条第五号中「第二十二條第一項」を「第二十二條第一項（第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十七條第一号中「又は第十二条」を、「第十二条(第三十三條の二第二項及び第三十三條の第三項において準用する場合を含む。又は第三十二條の二)に、掲

示」を「揭示若しくは表示」に改め、同条第二号中「第十八条第二項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十条」を「第十八条第一項、第十九条の二（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用

附則
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(他の法律の改正)
木船運送法の一部を次のように改正する。
第二条第三項第四号中「関税法
(明治三十二年法律第六十一号)」に

規定する開港」を「港灣運送事業法
第二条第三項の規定により指定す
る港灣」に、同条第四項中「関税法
に規定する開港」を「港灣運送事業
法第二条第三項の規定により指定

する港灣」に、同条第五項中「期間より船を含む。」を「期間より船を含み、主として港灣運送事業法に規定する港灣運送事業（同法第三十三條の二第一項の運送をする

船の貨渡を除く。』に改める
海上運送法の一部を次のように
改正する。
第二条第三項中「海上運送に附
随して貨物の船積又は陸揚のためは

(経過規定)
この法律によりあらたに港灣運送事業とされた事業をこの法律施

行の際現に営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第四条の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第五条の規定に

より登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも、同様とする。

この法律施行の際現に第三十三

条の第三一項の規定の適用を受ける事業を営んでゐる木船運送事業者は、運輸省令の定める手続により、この法律施行の日から六十日以内に、運輸大臣にその旨を届け

出なければならぬ。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

臨時船舶建造調整法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月七日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

第一条 この法律は、臨時に船舶の建造についての調整を行い、もつてわが国の国際海運の健全な発展に資することを目的とする。

(建造の許可)

百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶であつて、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定により遼洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる船舶を有するもののうち政令で定めるもの(建設)を含むと定める重要

るものの建造（政令で定める重要
な改造を含む。以下同じ。）をしよ
うとするときは、その建造の着手
前に運輸大臣の許可を受けなけれ
ばならない。

(許可の基準)

第三条　運輸大臣は、前条の許可の可否を決定するに当たっては、左の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の規定による許可をしなければならない。

一 当該船舶の建造によつてわが国の国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。

者が、その船舶の建造に必要な技術及び設備を有していること。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 港灣運送事業法の一部を改正する法律案外一件

審議会にはかり、その意見を尊重して決定し、これに従つてしなければならぬ。

3 前項の規定により運輸大臣が決定した事項は、告示しなければならぬ。

(許可事項の変更)

4 前条第二項の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の設計のうち運輸省令で定める事項につき変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前条の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(不服の申立)

5 前条の規定による運輸大臣の処分に関して不服のある者は、運輸大臣に対し、不服の申立をすることができる。

(職聞)

6 運輸大臣は、前条の不服の申立を受理したときは、その不服の申立をした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による職聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、職聞の期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 職聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

4 運輸大臣は、前項の職聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その

の字を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)

7 前条第二項の規定による許可を受けずに、船舶の建造に着手した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

十六 船舶の製造及び改造を許可すること。

6 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

2 第四條の規定による承認を受けずに変更した設計に基き、当該変更部分の工事に着手した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二條の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)は、廃止する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号を次のように改める。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二條の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)は、廃止する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二條の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)は、廃止する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二條の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)は、廃止する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二條の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)は、廃止する。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号を次のように改める。

第六條を次のように改める。

第七條を次のように改める。

第八條を次のように改める。

第九條を次のように改める。

第十條を次のように改める。

第十一條を次のように改める。

第十二條を次のように改める。

第十三條を次のように改める。

第十四條を次のように改める。

第十五條を次のように改める。

第十六條を次のように改める。

第十七條を次のように改める。

第十八條を次のように改める。

第十九條を次のように改める。

第二十條を次のように改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十九條を次のように改める。

第三十條を次のように改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十八條を次のように改める。

第三十九條を次のように改める。

第四十條を次のように改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十二條を次のように改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十六條を次のように改める。

第四十七條を次のように改める。

第四十八條を次のように改める。

第四十九條を次のように改める。

第五十條を次のように改める。

第五十一條を次のように改める。

第五十二條を次のように改める。

第五十三條を次のように改める。

第五十四條を次のように改める。

第五十五條を次のように改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十七條を次のように改める。

第五十八條を次のように改める。

第五十九條を次のように改める。

第六十條を次のように改める。

第六十一條を次のように改める。

第六十二條を次のように改める。

第六十三條を次のように改める。

第六十四條を次のように改める。

第六十五條を次のように改める。

第六十六條を次のように改める。

第六十七條を次のように改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十九條を次のように改める。

第七十條を次のように改める。

第七十一條を次のように改める。

第七十二條を次のように改める。

第七十三條を次のように改める。

第七十四條を次のように改める。

第七十五條を次のように改める。

第七十六條を次のように改める。

第七十七條を次のように改める。

第七十八條を次のように改める。

第七十九條を次のように改める。

第八十條を次のように改める。

第八十一條を次のように改める。

第八十二條を次のように改める。

第八十三條を次のように改める。

第八十四條を次のように改める。

第八十五條を次のように改める。

第八十六條を次のように改める。

第八十七條を次のように改める。

第八十八條を次のように改める。

第八十九條を次のように改める。

第九十條を次のように改める。

第九十一條を次のように改める。

第九十二條を次のように改める。

第九十三條を次のように改める。

第九十四條を次のように改める。

第九十五條を次のように改める。

第九十六條を次のように改める。

第九十七條を次のように改める。

第九十八條を次のように改める。

第九十九條を次のように改める。

第一百條を次のように改める。

第一百一條を次のように改める。

第一百二條を次のように改める。

第一百三條を次のように改める。

第一百四條を次のように改める。

第一百五條を次のように改める。

第一百六條を次のように改める。

第一百七條を次のように改める。

第一百八條を次のように改める。

第一百九條を次のように改める。

第一百十條を次のように改める。

第一百十一條を次のように改める。

第一百十二條を次のように改める。

第一百十三條を次のように改める。

第一百十四條を次のように改める。

第一百十五條を次のように改める。

第一百十六條を次のように改める。

第一百十七條を次のように改める。

第一百十八條を次のように改める。

第一百十九條を次のように改める。

第一百二十條を次のように改める。

第一百二十一條を次のように改める。

第一百二十二條を次のように改める。

第一百二十三條を次のように改める。

第一百二十四條を次のように改める。

第一百二十五條を次のように改める。

第一百二十六條を次のように改める。

第一百二十七條を次のように改める。

第一百二十八條を次のように改める。

第一百二十九條を次のように改める。

第一百三十條を次のように改める。

第一百三十一條を次のように改める。

第一百三十二條を次のように改める。

第一百三十三條を次のように改める。

第一百三十四條を次のように改める。

第一百三十五條を次のように改める。

第一百三十六條を次のように改める。

第一百三十七條を次のように改める。

第一百三十八條を次のように改める。

第一百三十九條を次のように改める。

第一百四十條を次のように改める。

第一百四十一條を次のように改める。

第一百四十二條を次のように改める。

第一百四十三條を次のように改める。

第一百四十四條を次のように改める。

第一百四十五條を次のように改める。

第一百四十六條を次のように改める。

第一百四十七條を次のように改める。

第一百四十八條を次のように改める。

第一百四十九條を次のように改める。

第一百五十條を次のように改める。

第一百五十一條を次のように改める。

第一百五十二條を次のように改める。

第一百五十三條を次のように改める。

第一百五十四條を次のように改める。

第一百五十五條を次のように改める。

第一百五十六條を次のように改める。

第一百五十七條を次のように改める。

第一百五十八條を次のように改める。

第一百五十九條を次のように改める。

第一百六十條を次のように改める。

第一百六十一條を次のように改める。

第一百六十二條を次のように改める。

第一百六十三條を次のように改める。

第一百六十四條を次のように改める。

第一百六十五條を次のように改める。

第一百六十六條を次のように改める。

第一百六十七條を次のように改める。

第一百六十八條を次のように改める。

第一百六十九條を次のように改める。

第一百七十條を次のように改める。

第一百七十一條を次のように改める。

第一百七十二條を次のように改める。

第一百七十三條を次のように改める。

第一百七十四條を次のように改める。

第一百七十五條を次のように改める。

第一百七十六條を次のように改める。

第一百七十七條を次のように改める。

第一百七十八條を次のように改める。

第一百七十九條を次のように改める。

第一百八十條を次のように改める。

第一百八十一條を次のように改める。

第一百八十二條を次のように改める。

第一百八十三條を次のように改める。

第一百八十四條を次のように改める。

第一百八十五條を次のように改める。

第一百八十六條を次のように改める。

第一百八十七條を次のように改める。

第一百八十八條を次のように改める。

第一百八十九條を次のように改める。

第一百九十條を次のように改める。

第一百九十一條を次のように改める。

第一百九十二條を次のように改める。

第一百九十三條を次のように改める。

第一百九十四條を次のように改める。

第一百九十五條を次のように改める。

第一百九十六條を次のように改める。

第一百九十七條を次のように改める。

第一百九十八條を次のように改める。

第一百九十九條を次のように改める。

第二百條を次のように改める。

第二百一條を次のように改める。

第二百二條を次のように改める。

第二百三條を次のように改める。

第二百四條を次のように改める。

第二百五條を次のように改める。

第二百六條を次のように改める。

第二百七條を次のように改める。

第二百八條を次のように改める。

第二百九條を次のように改める。

第三百條を次のように改める。

第三百一條を次のように改める。

第三百二條を次のように改める。

第三百三條を次のように改める。

第三百四條を次のように改める。

第三百五條を次のように改める。

第三百六條を次のように改める。

第三百七條を次のように改める。

第三百八條を次のように改める。

第三百九條を次のように改める。

第四百條を次のように改める。

第四百一條を次のように改める。

第四百二條を次のように改める。

第四百三條を次のように改める。

第四百四條を次のように改める。

第四百五條を次のように改める。

第四百六條を次のように改める。

第四百七條を次のように改める。

第四百八條を次のように改める。

一項に規定してあるが、それは財政融資のことは全く触れていないが、財政融資の枠を超えて許可申請があつても、融資予定額の不足を理由として許可しないというわけには行かないと思ふがどうかとの質疑に対し、政府委員は、「財政資金の枠が不足するからという理由で不許可にすることはできない」と答弁いたしました。

討論に入りましたところ、一委員より、本法案には賛成するが、審議の途中において明らかになつたように、同僚委員の質疑の趣旨には傾聴に値するものが多々あつたと思ふが、政府は本法の施行に当つてはこれらの意見を十分に尊重して、運用に遺憾なきを期せられたいとの意見が述べられました。採決に入りましてところ、本法案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先ず海運運送事業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、臨時船舶建造調整法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第六、農産物価格安定法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片桐真吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農産物価格安定法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月二十二日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

農産物価格安定法
(目的)

第一条 この法律は、米麦に次いで重要な農産物の価格が正常な水準から低落することを防止し、もつて農業生産及び農家経済の安定に資することを目的とする。

(買入)

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、省令の定めるところにより、甘し、生切干、甘し、よでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたね(以下「農産物等」という。)を、毎年農林大臣の定める数量の範囲内において、その生産者又はその者が直接若しくは間接の構成員となつて法人で省令で定めるもの(以下「生産者団体」という。)の売渡の申込により買入れれる。

2 前項の規定により買入れれる農産物等の数量は、生産者団体の意見を聞き、農産物等及びその原料である農産物の需給事情、時価等を勘案して定める。

3 第一項の規定により買入れれる

農産物等は、省令で定める種類及び規格のものに限る。

(優先買入)

第三条 前条第一項の場合において、生産者団体があらかじめ農林大臣の承認又はその勧告を受けて第一項の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行うときは、政府は、省令の定めるところにより、当該生産者団体からの売渡の申込に係る数量の農産物等を優先的に買入れれるものとする。

(甘し、よでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたねの買入)

第四条 政府は、第二条第一項の売渡の申込が甘し、よでん粉又は馬鈴しよでん粉に係るものである場合において、その原料である甘し、よでん粉又は馬鈴しよでん粉の生産者又はその売渡の対価として受ける額が当該甘し、よでん粉又は馬鈴しよでん粉につき定める次条第一項第一号の原料基準価格に基く額に達していないと認められるときは、その売渡の申込に応じないことができる。

第五条 第二条第一項の規定により買入れれる農産物等の政府の買入の価格は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる額(以下「買入基準価格」という。)を基準とし、生産者団体は、その意見を尊重して農林大臣が定める。

一 甘し、生切干、甘し、よでん粉又は馬鈴しよでん粉については、その原料である甘し、よでん粉又は馬鈴しよでん粉につき、政令の定めるところにより、農業バリエイ指数に基き算出した価格、生産費及び

需給事情その他の経済事情を参し、よくして農林大臣が定める額(以下「原料基準価格」という。)に、加工に要する費用等を加えて得た額

二 なたねについては、農林大臣が、政令の定めるところにより、農業バリエイ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参し、よくして定める額

2 政府が生産者団体から買入れれる場合には、前項の政府の買入の価格に、農林大臣の定める金利、保管料等に相当する額を加算することができる。

3 第一項の政府の買入の価格及び原料基準価格は、毎年、政令で定める期日までに定めて公表しなければならない。

(買入価格等の改正)

第六条 前条第一項の政府の買入の価格及び原料基準価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(売渡及び売渡価格)

第七条 政府は、第二条第一項の規定により買入れれた農産物等を、当該農産物等の需給事情を勘案し、農産物等の時価に悪影響を及ぼさないように売り渡すものとする。

には、農林大臣の定める価格とすることが出来る。

一 新規の用途又は販路に向けるため必要があるとき。

二 試験研究の用に供するとき。

三 管理上の必要により売り払うとき。

(生産者団体に対する措置)

第八条 農林大臣は、必要があると認めるときは、生産者団体に対し、第一項の目的を達成するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 政府は、生産者団体が農林大臣の承認又は勧告を受けて第一項の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行う場合において必要があるときは、必要な資金のあつ旋その他必要な措置を行うものとする。

(農産物等に関する調査)

第九条 農林大臣は、農産物等(甘し、よでん粉、馬鈴しよでん粉を含む。以下本項において同じ。)の生産費、需給事情その他の農産物等の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があると

きは、これを呈示しなければなら
ない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年
法律第三十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「(てん菜生産振興臨時
措置法(昭和二十八年法律第二号)
ニ依り政府ノ買入ルル甜菜糖ヲ含
ム以下同シ)」を「及農産物価格安
定法(昭和二十八年法律第 号)
ニ依り政府ノ買入ルル農産物等
(以下農産物等ト謂フ)」に、第二
条、第三条、第四条ノ三、第六条
第一項及び第六条ノ五中「食糧を
「食糧及農産物等」に改め、附則
第六項を次のように改める。

飼料需給安定法(昭和二十七年
法律第三百五十六号)ノ規定ニ依
ル飼料及てん菜生産振興臨時措置
法(昭和二十八年法律第二号)ノ規
定ニ依ル甜菜糖ノ買入、売渡、保
管又ハ検査ニ関スル一切ノ歳入歳
出ハ当分ノ間本会計ノ所屬トス
コノ場合ニ於テ第二条、第三条、
第四条ノ三、第六条第一項及第六
条ノ五中「食糧及農産物等」トアル
ハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜
糖」ト読替フルモノトス

3 農林省設置法(昭和二十四年法
律第五十三号)の一部を次のよ
うに改正する。
第四条第四十七号の二の次に次
の一号を加える。

四十七の三 農産物等(農産物
価格安定法(昭和二十八年法
律第 号)第二条第一項の
農産物等をいう。以下同じ)の
買入、保管及び売渡を行う
こと。

第四十八条第三号の次に次の一
号を加える。

三の二 農産物等の買入及び売
渡の価格の決定並びにてん菜
糖の買入の価格の決定に關す
ること。

第四十九条に次の一号を加え
る。

三 農産物等及び輸入飼料の保
管並びに輸入飼料たる麦類の
売渡を行うこと。

第五十条に次の一号を加える。
五 農産物等及び輸入飼料の買
入及び売渡(輸入飼料たる麦
類の売渡を除く)を行うこ
と。

〔片柳眞吉君登壇 拍手〕
○片柳眞吉君 只今議題となりました
農産物価格安定法案につきまして、農
林委員会における審査の経過及び結果
を御報告いたします。

本法案は、農産物価格の推移を見
るに、生産者が零細多数の農家であ
り、且つ農産物の特性上、出廻り期が
一時期に集中し、又需要の変化に即応
して生産を調節することが困難である
こと等の事情によつて、季節により、
又、年により、相当な価格の変動を示
して、正常な価格水準からも低落する
ものが起つて、農家生産を不安定に
すると共に、農家経済にも影響を与
え、延いてはこれら農産物の需要者及

び関連産業に対しても累を及ぼす虞れ
があつて、農産物価格安定制度を確立
することは喫緊の要務であるという趣
旨に基いて提案されたものでありま
す。

その内容の骨子とするところは、大略
次のようであります。第一は、本法案
の対象となる農産物であります。こ
れは米麦に次いで重要な食糧農産物
であるいも類と、国内油脂資源の大宗
である菜種とでありまして、尤も、いも
類につきましては、これを直接買入れ
ることは技術上困難でありますから、
その加工品である甘藷粉、馬鈴薯粉
粉及び甘藷生切干を買入れることにな
つております。第二は買入れの方法で
あります。政府は毎年生産者団体の
意見を聞き、需給事情及び時価等を勘
案して、農林大臣が定めた数量の範囲
内において生産者又は生産者団体の売
渡しの申込によつて買入れるのであり
ます。なお、価格安定のためには生産
者団体の自主的販売調整に期待し、こ
れを促進する建前として、買入れに当
つては販売調整を行う生産者団体から
の申込にかかるとを優先的に取扱う
のであります。而して必要に応じて農林大
臣は、生産者団体に対して価格の安定
のため必要な勧告を行い、又資金の斡
旋等の措置を行うことになつておりま
す。第三は買入価格についてでありま
す。これは農産バリエイ指数に基い
て算出した価格、生産費、需給事情、
その他経済事情を参酌し、なお穀粉等
加工品につきましては、加工に要する
費用等をも加えて得た価格を基準とし
て、生産者団体に諮り、その意見を尊
重して農林大臣が定め、毎年出廻り期
前に公表することになつており、な

お、政府が生産者団体から買入れる場
合には、前に述べました価格に、金
利、保管料、欠減等に相当するものを
加算することができることになつてお
るのであります。第四は、買入れた農産
物の売渡しについてでありまして、こ
れら農産物等の需給事情を勘案し、こ
れが時価に悪影響を及ぼさないように
行うこととし、新規の用途又は販路に
向けるため等、特定の場合を除くほ
か、原則として政府の買入基準価格及
び時価を下つてはならないことになつ
ております。而して本法案による農産
物等の買入は、食糧管理特別会計によ
つて経理することとし、このため附則
において食糧管理特別会計法に必要な
改正が加えられてゐるのであります。

委員会におきましては、提案者の代
表及び農林当局との間に、本法案によ
る価格安定制度と農産物統制との関連、
延いてはかかる制度を契機とする官僚
統制の誘発、農産物の生産とこれが適
正価格との関係及び両者の調整、本制
度の狙いは価格の安定のみにあるの
か、或いは必要数量の確保をも期待
し、延いては備蓄制度を兼ねたものと
するか等、本制度の性格並びにその当
否、本法案にいう正常な価格の意義、
決定方法及びそれが当否、買入数量の
決定方法及びその当否、原料価格と製
品価格との関係並びにその調整、菜種
の増産、これが表類等競合作物の生産
に及ぼす影響、更にその国家及び農家
経済上の得失、「いも」類の生産と砂糖
及び穀粉対策並びにその調整、対象農
産物の価格支持と関連産業との関係及
びその調整、本法案作成の経緯と衆議
院農林委員会における附帯決議との関
係及びその意義、本法案において買入

の対象として大豆を除いた理由及びそ
の当否、本法案施行に關する予算的及び金
融的措置、生産者団体の自主調整に対
する融資及びこれが金利等その条件、
食糧管理特別会計のあり方及び本会計
と本制度との関係並びにその当否、買
入農産物等の売渡方法とその当否及び
これが影響、その他諸般の問題につい
て、極めて活潑な質疑が行われたので
あります。これが詳細は會議録に譲
ることを御了承願ひたいのでありま
す。

併しここにその主なるものを御紹介
いたしますならば、「本法案によつて企
図されてゐる価格安定制度は、統制を
意味し、統制を前提とするものでは
ないか。アメリカの価格支持制度は作
付統制がその裏付けをなしてあり、国
内においては菜種の作付と麦の作付の
競合が目立つており、菜種の価格のき
め方如何は更にこれを激化するものと
思われ、かかる事態は慎重な検討を要
するものではないか」との趣旨の質問
に対して、「方向としては統制のようであ
るが統制ではない。過剰農産物の価格
を安定させるため、政府による買入
は行いが、作付統制は行わない。農
産物の価格安定に關する従来の考え方
は、政府による買入のみであつたが、今
回の考へ方は、自由経済下における措
置として、先ず生産者団体による自主
的調整を基礎とし、これに対して資金
の斡旋その他政府から必要な援助を与
える建前をとつたもので、統制の意味
はない」旨答へられたのであります。

更に、本法案の要諦とも言うべき点
は、政府の買入価格にあることは容易
に窺われるところであつて、而して買
入価格は、正常な水準から低落するこ

とを防止することを目的として、農業バリエーションに基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参酌し、加工品にあつてはこれに加工費等を加えて得た額を基準とし、生産者団体に諮り、その意見を尊重して農林大臣が定めることに規定せられてゐるのであります。これをめぐつて、「買入価格は生産費の保証を考へてゐるか。買入価格の決定に當つて、生産者団体の意見を聞くだけで、果して正常な価格水準をきめることができるか。生産者と共に需給者の意見をも聞くべきではないか。買入価格及び買入数量の決定に關して審議會を設ける意思はないか。価格のきめ方によつては農業生産に重大な影響を及ぼし、棄種の価格のきめ方如何によつては棄作に及ぼす影響は重大であり、又原料価格と製品価格並びに関連産業との調整を如何にするか」など、克明な質疑が重ねられたのであります。これに對し、「本制度においては、需給の不均衡によつて生ずる価格の高騰及び低落を防止して、年間を通じて安定した正常な価格水準の維持を期待し、最低価格の支持に意を払い、生産者を擁護することを考へ、少くとも現在の生産を安んじて維持し得るようになしたい。価格は総合的に調整せられたものであることが必要であつて、広く有識者の意見を聞くことは必要であるが、審議會のような制度を設けることは避け、運用面を考へたほうがよいと思ふ。本制度は、生産者団体の自主的調整に重点を置き、その足らないところを政府の援助で補う建前をとつてゐる關係から、政府買入価格の決定については、自主的調整団体である生産者団体の意見を尊重すること

とした。生産者団体といつても調整機關であつて、買入れたものはこれを売却しなければならぬので、この場合、消費者乃至需給者の意向は當然に反映されるものであつて、正常な水準の価格を期待することができると思ふ。買入価格は、当該作物の出廻り前、即ち、棄種は五月、「いも」類は八月九月頃決定したい」等の趣旨の答弁がなされたのであります。又「本法律案は衆議院において各派共同を以て提案せられたものであるといわれているにかかわらず、衆議院農林委員會において採決の際、六項に亘る附帯決議が行われたのは了解しがたいところであるが、如何なる理由によるものであるか。この際、政府提案とせず、本法律案を議員提案として提出しなければならぬ必然的な理由は奈邊にあるか。本法案の不備について、これが改正の用意があるか」等について質されたのに対して、「農産物価格の安定に關する立法措置について、かねて要望せられていたところであつて、政府提案を期待していたが、先に衆議院農林委員會における保利農林大臣の言明によつて、政府に提出の意思のないことが明らかになつたので、衆議院において各派の共同を以て議員提案とすることになつた。根本的な趣旨においては各派の意見は一致しているが、立法上の細目については完全な一致を欠いてゐるものがある。各派の妥協案として附帯決議が行われた。すでに行われた穀物の買上げの経緯に鑑み、本年産「いも」類の価格の決定に遺憾なきを期するため、且つ又本年産棄種の生産状況に對処して本法案の緊要性を認めておる。本法案には不

備を認めざるを得ないが、今後の完成に對する布石としたい。差當りの措置として本法案で差支えないと思はれるが、併し今後実施の上において必要に応じて善処したい」旨答へられたのであります。又、対象農作物として大豆を除外した理由が質されたところ、「大豆は現状においては価格支持の必要が認められないから除外したのであるが、対象とする必要が起れば追加したい」旨答へられ、更に、本法案成立後におけるこれが実施に必要な手続的措置に關して保利農林大臣の所見が確かめられたところ、これに對して、「食糧増産は第一の課題であるから全力を尽した。その裏付けとして農産物価格支持の制度化は必要である。併し貯蔵性に難色のある切干甘しよの措置が未決定で、その決定を待つてゐる間に、議員によつて本法案が提案された。これは農政上必要な法案と考へる。本法が実施されることとなれば、当然資金を必要とするので、本法の趣旨が没却されず、これが実施に支障を来さない予算的裏付けに、政府の責任において努力したい」旨答へられ、更に、生産者団体における自主的調整に對する金融機關の援助に對して、参考人として農林中央金庫当局の出席を求め、その所見が質されましたところ、江沢副理事長から「できるだけだけの努力を払い、政府から日歩一銭六厘の資金の供給があれば、二銭以下で取換ふこととしたい」旨答へられたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、了したところ、河野委員長から、本法律案には随所に不備の点があるので、これが運用に遺憾なからしめるため、次の附帯決議、即ち、
本制度が、農業生産及び農家経済は勿論、国民生活及び国家経済に影響するところ極めて大なるものがあるにかながら、政府はこれが運用に遺憾なからしめ、特に次の事項に關して万全を期すべきである。
一、本制度実施の前提として速かに総合的な食糧増産計画を樹立すること。
なお、本制度の運用に當り、対象農作物の高度な増産を刺激して、他作物の生産を不当に抑制する等、経済の均衡に失調を招くことのないよう注意すること。
二、本制度が所期する結果を達成するため、これが実行に必要なる予算的措置を確立すること。
なお、この場合、情勢に應じ買入限度数量の増加に備えて予備費の増額等弾力性ある措置を講ずること。
三、政府の買入価格の決定に當つては、生産者団体の意見を尊重すると共に、広く有識者の意見をも徴し、特に慎重を期すること。
四、買入農産物等の売渡に万全を期すると共に、買入農産物等の需要の増進に對して適当な措置を講ずること。
五、今後農業生産の推移と経済事情の変遷に應じて対象農作物特に大豆を追加すること。
六、本制度は現在食糧管理特別會計を利用することになつてゐるが、将来これを切離し、独立の會計を設けて操作すること。
七、本制度の運用に當つては生産者の利益を旨とし、農林中央金庫及び系統農業協同組合等、關係機關に

勸奨して、低利な資金の融通或いは中間経費の節減等、その協力に遺憾なからしめること。
という附帯決議を以て賛成する旨、発言があり、次いで佐藤委員長から、本法の運用よろしきを得て生産者擁護に遺憾なからしめる等のことを要望して賛成があり、次いで松浦委員長から、本制度は農林多年の要望であつて、今日その時期が遂に失つてゐる。且つ政府からの提案を見るに至らなかつたことは遺憾であるが、今後政府において附帯決議の趣旨を体し万全の施策を講ずる旨を要望して賛成があり、次いで戸叶委員長から、本法案は不完全であり、且つ提案の経緯も遺憾であるが、趣旨は了承されるから、難きを忍んで賛成する。なお本制度は総合計画の一環として了承し、これが実施に當つて政府は十分の責任を果すべきである旨の発言があり、次いで清澤委員長から、本法案は本来政府提出とすべきところ、便宜、議員提出となり、不備のあるものに至る布石であると述べられてゐるところであつて、これが内容はその題名に副つてゐないが、政府は附帯決議を忠実に実行して不備を除いて活用すべきである。かかる法案は自由経済の見地において作ることは困難なことで、違つた角度から見ればきである。反対しないという範圍において賛成する旨述べられました。
続いて採決の結果、全会一致を以て河野委員の発言による附帯決議を附して原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、食糧庁長官から、本法及び附帯決議に従ひ、慎重且つ適正に実施し

昭和二十八年七月三十日 参議院會議第二十九号 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案外五件

たい旨発言があつたことを申添えて、右報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

日程第八、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

日程第九、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

日程第十、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

日程第十一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日程第十二、信用金庫法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律

昭和二十八年産米穀につき、米穀の生産者がその生産した米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡して場合において、当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額が早期供出奨励金、超過供出奨励金又は政府に対する米穀の売渡に係るその他の奨励金の金額に相当する金額を含むものであるときは、その代金の金額のうち、当該早期供出奨励金、超過供出奨励金又は政府に対する米穀の売渡に係るその他の奨励金の金額に相当する金額は、当該生産者の昭和二十八年分又は昭和二十九年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

2 昭和二十八年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第九条第一項の規定による命令に基づき定められた特別指定集荷業者(以下「特別指定業者」という。)に売り渡した場合(特別指定業者に委託してその特別指定業者の名をもつて政府に売り渡した場合を含む。)における当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額(特別指定業者に委託した場合において、その特別指定業者

にその委託につき支払うべき金額があるときは、その金額を控除した金額とする。以下「売渡代金の金額」という。)のうち、その売り渡した米穀の数量に応じて計算した超過供出奨励金の金額に相当する金額(当該売渡代金の金額が、その売渡に係る米穀を当該生産者の名をもつて政府に売り渡すこととすればその受けるべき売渡に対する代金の金額に満たないときは、その差額を当該超過供出奨励金の金額に相当する金額から控除した金額とする。)についても、また前項と同様とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小字は衆議院修正)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条(中「二百四十万円」を「二百四十億円」に改める。

附則に次の一項を加える。

政府(以下「内閣」)は、食糧管理法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百五十八号)附則第二項ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ麦ノ売渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為テ算定ムル金額ノ範圍内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中但書を削る。

第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により業務の一部を代理する金融機関の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

五四〇

る者は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五条第一項中「百三十億円」を「百七十五億円」に改める。

第十七条中「明治四十年法律第四十五号」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(退職手当)
第十七条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十二條の二 第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削る。

第二十三條中「若しくは復興金融債券」を削る。

第三十二條第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十五條から第四十條までを次のように改める。

第三十五條から第四十條まで 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正前の国民金融公庫法第三十五條及び第三十七條の規定は、昭和二十八年九月三十日まで、なお、その効力を有する。

2 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定に基いて国民金融公庫に設けられた共済組合(以下「共済組合」という。)は、昭和二十八年十月一日に解散するものとする。

3 共済組合の解散及び清算について

ては、民法（明治二十九年法律第八十九号第七十三条）、第七十四条本文、第七十八條から第八十條まで、第八十二条及び第八十三条（法人の清算）の規定を準用する。

臣と読み替えるものとする。

5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に関して必要な事項は、政令で定める。

6 昭和二十八年九月三十日に現に
共済組合の組合員である者につい
ては、同日に退職したものとみな
して国家公務員共済組合法の退職
給付に関する規定を適用する。

7 昭和二十八年十月一日以後において國家公務員共済組合法の規定により支給すべき退職年金、廃疾年金及び遺族年金並びに廢疾一時金及び年金者遺族一時金は、國民金融公庫がその負担において支給するものとする。但し、前項に規定する者が昭和二十八年十月一日前に廢疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り發した疾病のため同日以後に退職した場合においては、同法第四十二条(廢疾年金)及び同法第四十五条(廢疾一時金)の規定の適用はないものとする。

8 共済組合が国家公務員共済組合法の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び休業給付の義務は、保険者が承継する。

9 前項の規定により保険者がする
給付の費用の二分の一は、国民金
融公庫が負担するものとし、当該
給付の額及び支給の条件について
は、なお従前の例による。但し、

10 第八項の規定により保険者が給
つての給付の支給を打ち切らな
いものとする。

付を行つ場合においては、前項但書の規定に該当する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行わない。

11 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び日本電信電話公

社」を、日本電信電話公社及び住宅金融公庫に改め、「又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）」及び「農林漁業金融公庫の役員及び職

場合においては、その職員がこの法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第

十条の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

設備輸出為替損失補償法の一部を

改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎
設備輸出為替損失補償法の一部を
改正する法律案

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律
設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

設備等輸出為替損失補償法
「設備輸出」を「設備等輸出」に、
「設備輸出者」を「設備等輸出者」に改
める。

「第一条中「設備」を「設備等」に改め、「本邦経済の維持及び発展に資与する重要物資の輸入の確保に貢献する」を削る。

るもの」の下に「並びに本邦で生産されるその他の製品のうちその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確

保又は本邦の輸入市場の国際收支上より有利な地域への転換に著しく寄与すると認められるもので大蔵大臣の指定するもの（以下「設備等」という。）を加える。

第三条第一項中「設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際収支上有利な地域に開拓し、又は国際収支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定

めるこれに準ずる場合においては」を削り、同条第三項中「五年」を「十年」に、「百億円」を「二百億円」に改める。

第九条第一項及び第二項中「五年」

を「十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は〕都合により附録に

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日

衆議院議長 堤 康次郎

參議院議長河井瀧八殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「本邦で生産されたもの」の下に「並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支

上より有利な地域への転移に著しく寄与すると認められるものを」を加え、同項第四号中「本邦からの輸出の振興を図るために」を「国民経済の健全な発展のために」に改め、同項第六号

を同項第八号とし、同項第五号を次のように改める。

五 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進

し、又は本邦の輸入市場の國際収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者その他の本邦法人又は本邦人に対して、外國為

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案外五件

資金に係る債務を保証すること。

第十八条第二項及び第三項を削る。

第十八条の二中「前条第一項第五号」を「第十八条第七号」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 日本輸出入銀行が資金の貸付、手形の割引又は債務の保証を行うことができる場合は、第二項から第六項までの規定に該当し、且つ、銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合とする。

2 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は同条第一号の規定により資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む）の契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該契約に基づく債務の履行が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

3 前条第一号の規定による資金の貸付、同条第二号の規定による手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、左に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、行うことができる。

一 当該資金の貸付、手形の割引又は債務の保証が本邦からの設備等の輸出及びこれに伴つてなされる技術の提供を促進するため特に緊要であり、且つ、その輸出に係る設備等の売上益の見込が確実であると認められる場合

二 当該資金の貸付、手形の割引又は債務の保証が本邦からの設備等の輸出（これに伴つてなされる技術の提供を含む）の契約が競争入札の方法によりなされる場合における入札保証金に充てるため必要な資金について行うものであつて、且つ、当該契約が締結された場合におけるその契約に基づく債務の履行が確実であると認められる場合

4 前条第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、物資等の輸入契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合で当該契約に基づく債務の履行が確実であると認められるときであつて、且つ、左の各号のいずれにも該当するときに限り、行うことができる。

一 物資等の輸入契約に基づきその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払に係る資金が、その前払を受ける者によつて、当該輸入契約に基づく物資等の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられるとき、又は当該前払をしなければ当該輸入契約

約に基づく物資等の本邦への輸出が著しく困難であると認められるとき。但し、当該前払を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められる場合に限り。

二 物資等の輸入が、思惑、投機、買だめその他健全な目的のために行われるものでないこと認められる場合

5 前条第五号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、外国法人への出資若しくはその株式の取得若しくは外国法人への設備等の貸付に関する契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該出資、株式の取得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるときに限り、行うことができる。

6 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、外国における設備の新設又は拡充に因り同条第六号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められる場合に限り、行うことができる。

7 前条第一号但書及び第四号但書の規定は、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、且つ、日本輸出入銀行による資金の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達す

るため特に緊要であると認められる場合には、適用しない。

第十九条第一項中「第一項第一号から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

（貸付金の償還期限、割引に係る手形の支払期限及び保証に係る債務の履行期限）

第二十条 第十八条第一号、第三号若しくは第四号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が六月をこえ五年以内である場合に限り、行うことができる。同条第二号又は第四号の規定による手形の割引は、その手形の支払期限が六月をこえる場合に限り、行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付、債務の保証又は手形の割引は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む）又は物資等の輸入の契約に基づき対価の支払の条件その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であり、又は同項の規定によることが取引の実情に著しく沿わないと認められる場合であつて、本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため特に緊要である

5 前項に規定する資金の貸付又は債務の保証は、当該貸付又は保証の目的である出資、株式の取得若しくは設備等の貸付に係る外国法人の事業の収益の見込又は設備の新設若しくは拡充に係る外国における事業の収益の見込その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が十年をこえ十五年以内である場合において、行うことができるものとする。

4 第十八条第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が一年をこえ十年以内である場合に限り、行うことができる。

3 前項の規定による場合の外、第十八条第二号又は第四号の規定により割引引いた手形の書換のため振り出された手形の割引は、第一項の規定にかかわらず、支払期限が六月以内の手形について行うことができるものとする。

と認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限若しくはその保証に係る債務の履行期限が六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合又はその手形の支払期限が六月以内である場合においても、行うことができるものとする。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第二十一条 日本輸出入銀行は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

第三十九条第一項中「第一項」を削る。

第四十六条第四号中「第一項」を削り、同条第五号中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

附則第九項中「他の法令」を「第二十一条に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

信用金庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 廣八郎

信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 この法律によつて設立された金庫及び他の法律によつてその名称中に金庫という文字を用いる者を除き、金銭の貸付(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。○その他政府で定める投資を○を業として行う者は、その名称中に金庫という文字を用いてはならない。

第二十四条第六項中「この場合において、前法第二百四十七条第一項中「第三十四三条」とあるのは「信用金庫法第四十八条」と読み替へるものとする。」を削る。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

1 改正前の信用金庫法第六条第二項に規定する者であつて、この法律施行の際現にその名称中に金庫という文字を使用しているものについては、この法律施行の日から起算して六月間は、なお従前の例による。

2 改正前の信用金庫法第六条第二項に規定する者であつて、この法律施行の際現にその名称中に金庫という文字を使用しているものについては、この法律施行の日から起算して六月間は、なお従前の例による。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました六つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過及びその結果について御報告いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

先ず、昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は衆議院議員内藤友明君外二十四名から提案されたものでありまして、その内容を簡単に申し上げますと、

昭和二十八年産米につきまして、前年同様、早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、昭和二十七年法律第五十八号、食糧管理法の一部を改正する法律によりまして、食生活改善のため、小学校における児童の給食用の麦等は、農林大臣の定める特別の価格を以て売渡すこととなつており、このために食糧管理特別会計に生じた不足金は、他の不足金と共に、一般会計から繰入金をして補填する立法措置をその都度講じて来たのであります。然るに、現状におきましても、給食用の麦等の特別価格の制度はなお必要であると考えられ、従つて今後食糧管理特別会計に損失を生ずることとなりますので、本案は、当分の間、この損失を補填するため、予算の定める金額の範囲内において一般会計より繰入金をする事ができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

昭和二十八年産米につきまして、前年同様の早期供出奨励金、超過供出奨励金等に対する所得税を免除すると共に、特別指定業者による特別集荷米に對し、奨励金に相当する金額に對しては、昭和二十八年分又は同二十九年分の所得の計算上、所得税法の總収入金額に算入しないこととしたそうとするものであります。

本案審議においては、衆議院における今回の予算修正に伴つて支出される石当り八百円の供米完遂奨励金については所得税が免除されることとなる等の種々熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

を改正いたそうとするものであります。(議長、定足数不足です。)と叫ぶ者あり。これにより、昭和二十八年度においては、出資金四十五億四千万円の新規資金のほか、既往貸付金の回収金百七十九億四千万円を加えて、二百五十九億円の資金のうち、約十一億四千万円を資金運用部に返済して、なお約二百四十八億円の貸付が可能となるのであります。而して公庫の資本金の増大に伴ひ、公庫の業務を一層円滑に行ふ必要があり、公庫の業務を、次の諸点について改正をいたそうとするものであります。

即ち事務所の設置に関する制限規定を削除すると共に、公庫の役員身分について、先に国家公務員法の適用から除外したのであります。今更にその退職手当につきましても、国家公務員法の例によらないこととする。と共

に、国家公務員共済組合法の適用を除外することとし、所要の規定を設けようとするものであります。

本案審議に當り、各委員より熱心な質疑がなされたのであります。その主なる点は、国民金融公庫の支所設置の予定及びそれに伴う経費の問題、公庫の役員に對する退職手当の支給の基準に關する問題等であり、詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

次いで討論に入り、野澤委員より、国民金融公庫は國民に非常に喜ばれている金融機関であるので、なお一層その内容を充実し、機能を十分に活用することを希望する旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案外五件

五四三

次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

先ず今回の改正の要点について申し上げますと、改正の第一は、政府が設備輸出者に対して為替損失補償契約を締結することができ、現行法におきましては、重要物資の輸入市場を国際収支上有利な地域に開拓し、又は国際収支上有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合の設備の輸出に限定しておるのであります。が、今回これをすべての設備輸出に拡張しようとするのであります。改正の第二は、最近の設備輸出の実情から見ますと、契約時から代金の回収までの期間が極めて長期に亘るものが多いのであります。又、今回の日本輸出銀行法の一部を改正する法律案によりますと、日本輸出銀行の設備輸出に対する融資期限が延長されることとなつておりますので、これに合せるため、政府が締結できる補償契約の期間の限度を、現在の五年から十年に延長しようとするのであります。改正の第三は、補償契約の対象の拡張により、補償契約締結額が増大することが予想されますので、政府が締結する補償契約の締結総額の限度を、現在の百億円から二百億円に引上げることとしたそうとするのであります。

本案につきましては別段の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

先ず本改正案の内容を申し上げます。

改正の第一は、海外投資に対する金融

であります。即ち海外投資の促進を図り、我が国ブランド輸出の行き詰りを打開する対策として、今回、海外投資を通じて、我が国の輸出振興、輸入市場の開拓、若しくは輸入市場の転換のために必要と認められる場合に、日本輸出入銀行は資金の貸付を行うことができることとし、その融資期限は、原則として十年、特別の事由があるときは十五年に延長することができるようにいたそうとするのであります。又、我が国業者が海外で生産事業のための設備の新設又は拡充を行う場合にも、海外投資の場合に準じて所要資金を供給し得ることとしたそうとするのであります。改正の第二は、輸出金融業務の範囲の拡張であります。現行法では、日本輸出入銀行は、設備の輸出のために必要な資金の融資を行なつておりますが、今回、設備以外の製品であっても、その輸出が我が国の輸出市場の開拓若しくは確保又は輸入市場の転換に特に緊要な場合には、その輸出のための資金を日本輸出入銀行の融資対象に加えるようとするのであります。又輸出振興のため特に緊要な場合には、輸出契約の締結前であつても、売りさばきの見込が確実であるとき及び設備等の輸出に關して入札保証金が必要であるときにも融資することができるよう

にいたそうとするのであります。改正の第三は、輸入金融業務の拡張であります。即ち、日本輸出入銀行が融資し得る輸入前払金の使途の制限を緩和し、現地における事業の拡充に充てられる場合のほか、前払金をしなければ輸入が著しく困難となる場合にも融資することができるようとしたそうとするのであります。改正の第四は、日本輸出入銀行の単独融資であります。即ち、これまで日本輸出入銀行は市中銀行との協調融資の原則によつてしか融資を行ひ得なかつたのであります。が、今回特別の事由があるときにはその例外を認めることとしたそうとするのであります。又、一般輸出入金融の融資期限を、特別な事由がある場合、最長十年まで延長し得ることとし、その他、日本輸出入銀行が外国為替業務を大蔵大臣の認可を受けて営むことができることにいたそうとするのであります。なお、以上の改正をいたすに伴ひまして、この際、日本輸出入銀行が設立後五年を経過したあとは、新規融資を行なつてはならない旨の制限を撤こうとするのであります。

本案審議に當り、日本輸出入銀行山際副總裁、全国銀行協会千金良会長、日本機械工業会倉田会長及び造船工業会丹羽会長より、日本輸出入銀行の現状並びにブランド輸出の実績及び見通し等について、詳細なる意見を陳述する等、慎重に審議いたしましたのであります。が、今質疑の主なるものを申し上げますと、「日本輸出入銀行の六月末融資残高は五十六億二千万円であり、百五十八億八千万円の余裕金があるが、このうち食糧証券に百五十億円を運用している。このような現状で、将来果してこれだけの資金を必要と考へているのか」との質疑に對して、「今後設備輸出に百五十億、東南アジア開発に七十億、輸入金融に二十億円を予定している。日本輸出入銀行の使命からしてこれだけの資金を必要と考へる」との答弁がありました。又「今回の改正案によると、日本輸出入銀行はいわゆる協調融資の原則から一歩踏み出して単

独融資も行ひ得ることとなり、又ブランド以外の製品についても輸出金融を行うことになるのであるが、これらの点について一般普通銀行の業務と競合する懸念はないか」との質疑に對しては、「日本輸出入銀行の運用をルーズに行へば一般銀行の貿易金融と競合する面もあるが、この点については日本輸出入銀行の使命からして厳格に運用して行きたい。又製品融資は輸出先の代金支払が長期に亘るもの、その他、条件が悪く、一般銀行の融資対象になりにくいものについてだけ行う」と旨の答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知願います。

次いで討論に入り、小林委員より附帯決議案が提出され、その附帯決議を委員会の決議とすることを条件として賛成する意見が述べられたのであります。が、決議案の要旨を申し上げますと、一、日本輸出入銀行の行う輸出金融業務は、同行の本来の使命に鑑み、極力設備輸出に關する金融に重点を置いて運営するものとし、例外的に設備以外の製品に對する輸出金融を行う場合においても、例えば設備に附随する原材料、設備に準ずる製品その他日本輸出入銀行の融資によるほか、他に金融の途がない場合に局限するものとすること。

二、日本輸出入銀行の行う融資は、極力市中銀行との協調融資によるべきものとし、例外的に単独融資による場合においても、同行の単独融資によらなければ他に金融の途がないとして、市中銀行より依頼のあつた場合に局限するものとすること。

三、日本輸出入銀行の余裕金は本年六月末百六十億円に達し、正に同行は

開店休業の状況といふも過言でない。輸出振興は我が国の至上命令なるも、貴重なる財政資金を無為にプールしておくことは許さるべきでない。二十八年度補正予算編成の際、依然として今日のごとき状態であるならば、同行の在り方に根本的な検討を加えて新たな構想を樹立すべきである。当面の措置として、余裕金は、つとめて貿易金融に直接関連ある方面に運用するよう配慮すること。

次いで菊川委員より、小林委員の附帯決議案を決議することを条件として賛成するが、朝鮮の休戦會議が成立し、中国に市場を求めて各国が進出することが予想される。日本は中国に設備輸出をしなければならぬが、米國から日本の中国輸出に対する干渉が当然あると思ふが、このような政治勢力に屈伏することなく、日本輸出入銀行の幹部はその運営に當られることを希望するとの意見が述べられました。

採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定し、又小林委員提出の附帯決議案の採決の結果、全会一致を以て可決いたしました次第であります。

次に、信用金庫法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

先ず本案の提案理由並びに内容について申し上げます。信用金庫法は、第十国会で制定され、信用協同組合のほか同じく協同組織による信用金庫の制度が確立され、中小金融の機関として活動しておるのであります。信用金庫という名称は、法律を以て信用金庫についてこれを使用することとされてお

を表示するような文字を使用することはできないこととなつておるのであります。最近において、資金の融通を業とする者が金庫という文字をその名称中に用いている例が増加してゐるのであります。これらのものは預金の受入れを行ふことはできないのであります。金庫という文字をその名称中に用いることによつて、あたかも預金の受入れをも行う金融機関であるかのごとき印象を一般公衆に与えてゐるのであります。これがため社会一般に弊害を及ぼす虞れが生じて参つたのであります。よつて、預金の受入れを行う金融機関と、それ以外の単なる資金の融通を行う者の境界を明らかにすること、金融秩序の維持を図るために肝要であると思われまゝので、資金の融通を業とする者に対し、法律により使用する場合を除くほか、その名称中に金庫という文字を使用することを禁止いたさうとするのであります。現に金庫という文字を使用しているものにつきましても、本法施行後六ヵ月間はなお従前の例によることにいたさうとするのであります。

なお、本案は衆議院において修正議決せられたのであります。その要旨は、第一に、政令で定める投資を業とするものに、金庫の名称使用を禁止することにしようとする点であり、第二は、總會の決議取消等について、商法と信用金庫法との重複規定を整理しようとする点であります。

本案の審議に当りましては、熱心なる質疑応答が交はれましたが、その詳細は速記録によつて御承知願ひます。次いで討論に入り、採決の結果、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

〔須藤五郎君発言の許可を求めむ〕

○副議長(重宗雄三君) 須藤五郎君。議事進行について。余り議場に出席が少いと思ひます。ですから、もう時刻も時刻でありますから、この辺で採決に先だつて休憩されんことの動議を提出いたします。(休憩)

○副議長(重宗雄三君) 暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後四時十四分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

これより日程第七から第十二までの六案を採決いたします。

先ず、昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時條例に關する法律案、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、以上五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて五案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、信用金庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十三、学校教育法等の一部を改正する法律案、日程第十四、公立学校施設設備庫庫負担法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長川村松助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「監督庁の検定若しくは認可」を「文部大臣の検定」に、「監督庁において」を「文部大臣において」に改める。

第二十三条及び第二十六条中「市町村立小学校の管理機關」を「市町村の教育委員会」に改める。

第四十九条中「教科用圖書」を「教科用圖書」に改める。

第五十一条中「第二十八条第三項」を「第二十一条、第二十八条第三項」に改める。

第七十三条中「小学部及び中学部の教科及び教科用圖書、高等部の学科、教科及び教科用圖書」を「小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科」に改める。

第七十六条中「第十九条」を「第十九条、第二十一条」に改める。

第六十六条第一項中「第二十一条第一項」を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校においては、当分の間、第五十一条及び第七十六条において准用する第二十一条第一項の規定にかかわらず、文部大臣の定めるところにより、同条同項に規定する教科用圖書以外の教科用圖書を使用することが出来る。

(教育委員会法の一部改正)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項及び第四十七条中「検定又は」を削る。

第五十条第二号を次のように改める。

二 削除

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 削除

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七七条を次のように改める。

(都道府県知事の事務)

第七七条 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)及び教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)の規定に基づき、私立大学以外の私立学校の校長(園長を含む。)及び教員に係る免許状に關する事務を行う。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

(文部省設置法の一部改正)

第四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 教科用圖書の検定を行うこと。

第八十三条の次に次の一号を加える。

十三の二 教科用圖書の検定を行うこと。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

公立学校施設費国庫負担法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

公立学校施設費国庫負担法案
公立学校施設費国庫負担法

(目的)

第一条 この法律は、公立学校の施設の整備を促進するため、公立学校の施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国の負担する割合等を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいふ。

2 この法律において「災害」とは、暴風、こし水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。

(国庫負担率)

第三条 左の各号に掲げる事業に要する経費について国が負担する割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公立学校の施設 三分の一
設の災害復旧

二 公立学校の施設の災害復旧

小学校及び中学校に於いては二分の一、高等小学校及び大学に於いては三分の一

三 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設

第一号に規定する施設は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備とし、政令で定める。
第二号及び第三号に規定する施設は、建物とする。

(事業に要する経費の算定)

第四条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費の算定は、当該災害復旧又は戦災復旧の工事費及び附属工事費の合計額(以下本条中「工事費」という。)並びに事務費とする。

2 公立学校の施設の災害復旧に要する経費の算定は、当該災害復旧の工事費(設備費を除く。)及び事務費とする。

23 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の算定は、左に掲げる事業の工事費(設備費を除く。)及び事務費とする。但し、買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、当該校舎又は寄宿舎の買収費及び事務費とする。

一 義務教育年限の延長によつて必要となつた公立の中学校、盲学校及びろう学校(盲学校、盲学校及びろう学校に於いては、寄宿舎を含む。以下本条において同じ。)の建築(買収その他これに準ずる方法によるこれらの取得を含む。以下本条及び次条において同じ。)

二 義務教育年限の延長によつて増加する児童及び生徒を収容するため、公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎に転用された他の公立の小学校の校舎で、同一の設置者(都の特別区は、これを合して一の設置者とみなす。)の設置に係るものの建築

前三項に規定する事務費の工事費(買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買収費)に対する割合は、政令で定める。

(事業に要する経費の算定基準)

第五条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、中学校、盲学校及びろう学校の校舎又は寄宿舎について、政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定するものとする。

(事業費の決定)

第六条 公立学校の施設の災害復旧若しくは戦災復旧又は義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設(以下「災害復旧事業等」という。)に要する経費(以下「事業費」という。)の額は、前条に規定する基準に従い、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

基礎に依り、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

(災害復旧事業等の成功認定)

第七条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を行つたときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

(負担金の還付)

第八条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を行つたときは、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業等に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合において、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市(特別区を含む。以下「市町村」という。以下同。)において、前項に規定する市町村の組合を含む。以下「市町村の組合」という。以下同。

第十二条 この法律の規定は、左に掲げる公立学校の施設の災害復旧

第九条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業等の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三十三条第一項の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

(都道府県の教育委員会の事務)

第十条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業等の事業費の負担金の額の算定、○還付及び災害復旧事業等の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行ふ。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(監督)

第十一条 文部大臣は、災害復旧事業等の施行に關し、この法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業等を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(適用除外)

第十二条 この法律の規定は、左に掲げる公立学校の施設の災害復旧

の率を更に引上げることと考慮すること。

○災害復旧の適用除外の限度額を政令で定めるにあつては、建物、建物以外の工作物、土地及び設備についてそれぞれ十万円とする。

○義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の算定基準としての教育を行うに必要な最低限度の坪数については、現行の生徒一人当り〇・七坪は、単に終戦直後の暫定措置であるから、中学校の校舎については補正付一・二六坪、盲学校及びろう学校の校舎については二・八八坪及び寄宿舎については五・〇〇坪迄、速かにその基準の引上げが実現できるよう措置することとし、又衆議院送付案の附則第三項第一号の児童及び生徒の数を政令で定めるにあつては、これをその年度当初現在の児童及び生徒の数とする。

○積雪寒冷渾濁地帯の中学校の外、速やかに小学校、盲学校及びろう学校の屋内運動場についても予算措置を講ずること。

○公立諸学校の国庫負担金の予算については、防火地域外にも鉄筋造(鉄骨造を含む)が建築できるよう措置すること。

○以上の公立学校の施設の整備については、教育の重要性にかんがみ、合理的な年次計画をたてて速やかに完了するよう予算措置すること。

○以上を以て御報告いたします。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先ず、学校教育法等の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、公立学校施設費国庫負担法全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第十五、總理府設置法の一部を改正する法律案、日程第十六、恩給法の一部を改正する法律案、

日程第十七、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案、

日程第十八、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすること。御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長小酒井義男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十二日 衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎 堤 康次郎

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一条を加える。

(特別の職)

第五條の二 恩給局に、次長一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第六條第一項第六号中「大臣官房所管」を削る。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

第二条第一項中「傷病年金」を「傷病年金」に改め、同条第二項中、「傷病年金」を削り、「一時恩給」を「傷病年金、一時恩給」に改める。

第六條中「普通恩給、増加恩給又は傷病年金」を「普通恩給又は増加恩給」に改める。

第八條第二項中「第六十五條ノ二第三項」を削る。

第十一條第一項に次の但書を加える。

但シ国民金融公庫及び別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機關ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條から第四十條までを次のように改める。

第三十一條乃至第四十條 削除

第四十六條ノ二 公務員公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為不具發疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九條ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

公務員公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為不具發疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九條ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且恩給審査會ニ於テ其ノ傷病ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三條若ハ労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該當スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ當該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病年金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ゲズ

第四十八條第二号中「別表第一号表ノ二」を「別表第一号表」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第四十九條ノ二 別表第一号表ノ四ニ掲グル八項を、別表第一号表ノ二ニ掲グル七項に改める。

第四十九條ノ三を次のように改める。

第四十九條ノ三 傷病年金ヲ給スベキ傷病ノ程度ハ別表第一号表ノ三ニ掲グル五款トス

第五十條第三項を削る。

第五十五條ノ二を削る。

第五十六條中「前三條」を「前二條」に改める。

第二号又ハ第三ノ規定ニ依ル扶助料ヲ受クル者國家公務員災害補償法第十五条若ハ労働基準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第二項ノ規定ニ該當スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補償又ハ給付ヲ受クル事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ六年間其ノ扶助料ノ年額ト第七十五条第一項第一号ノ規定ニ依ル金額トノ差額ニ同条第二項ノ規定ニ依ル加給年額ヲ加ヘタル金額ヲ停止ス但シ停止年額ハ当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額ヲ超ユルコトナシ

第十四条第一項第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。

第四章中第八十二条ノ二の次に次の一条を加ふる。

第八十二条ノ三 内閣総理大臣ハ国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支給ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スベシ

第一款症を「第二款症」に、「第二款症」を「第三款症」に、「第三款症」を「第四款症」に、「第四款症」を「第五款症」に改め、同表を別表第一号表ノ三とする。
別表第二号表を次のように改める。
第二号表

特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症	不具 癲疾ノ 程度	
							退職當時ノ 俸給年額	程度
	三九,二〇〇	二二,八〇〇	九,〇〇〇	四九,二〇〇	二七,六〇〇	二〇,四〇〇	元二,〇〇〇 円ヲ超ユ ルモノ	三三,六〇〇 円ヲ超エ 元三,〇〇〇 以下ノ モノ
	二二,八〇〇	一八,一〇〇	八,六〇〇	四七,一〇〇	二六,八〇〇	一九,〇〇〇	元二,〇〇〇 円以下ノ モノ	二八,二〇〇 円ヲ超ユ 三三,六〇〇 以下ノ モノ
	二七,六〇〇	一〇,一〇〇	八,〇〇〇	四四,一〇〇	三三,九〇〇	八,七〇〇	元二,〇〇〇 円以下ノ モノ	元八,〇〇〇 円ヲ超エ 二八,二〇〇 以下ノ モノ
	二二,八〇〇	一〇,一〇〇	八,一〇〇	四四,一〇〇	二四,八〇〇	八,八〇〇	元二,〇〇〇 円以下ノ モノ	元八,〇〇〇 円ヲ超エ 二八,二〇〇 以下ノ モノ
	二二,八〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	四八,一〇〇	二二,二〇〇	七,九〇〇	元二,〇〇〇 円以下ノ モノ	元八,〇〇〇 円ヲ超エ 二八,二〇〇 以下ノ モノ
	二二,六〇〇	九,〇〇〇	七,五〇〇	四八,一〇〇	二二,二〇〇	一七,一〇〇	以下ノ モノ	元八,〇〇〇 円

五四九

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 總理府設置法の一部を改正する法律案外三件

別表第三号表を次のように改める。
第三号表

退職当時ノ 俸給年額	退職当時ノ 俸給年額	退職当時ノ 俸給年額	退職当時ノ 俸給年額
第一 款 症	二八、〇〇〇円ヲ超 ユルモノ	七六、八〇〇円ヲ超 エ八〇〇円以下 ノモノ	九八、〇〇〇円以下 ノモノ
第二 款 症	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円
第三 款 症	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
第四 款 症	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
第五 款 症	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円

別表に次の二表を加える。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一七・〇割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	二〇・五割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	二三・五割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	二四・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	二六・五割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二七・〇割
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一一・八割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一一・八割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一四・三割
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一四・三割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一五・〇割
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一五・四割
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一五・四割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一七・六割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	一九・九割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二〇・三割

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、
○附則第二十三条の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。
○恩給法第五十八条ノ四の改正規定は昭和二十八年七月分の恩給から、附則第三十三条の規定は昭和二十七年六月十日から、附則第三十六条の規定は昭和二十八年四月一日から適用する。
(法令の廃止)
第二条 左に掲げる法令は、廃止する。
一 恩給法の特例に関する件 (昭和二十一年勅令第六十八号)
二 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律 (昭和二十七年法律第二百五号)
(この法律施行前に給与事由の生じた恩給の取扱)
第三条 この法律施行前に給与事由の生じた恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、なお、従前の例による。
(現在に在職する者の在職年に附すべき加算年の取扱)
第四条 この法律施行の際現在に在職する者のこの法律施行後六月を経過する日の属する月までの在職年の計算については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法第三十八条から第四十条までの改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(現に第七項症の増加恩給又は傷病年金を受ける者の恩給の取扱)
第五条 この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給又は傷病年金を受ける者に対しては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつては、その者が同条の規定の適用を受けなくなつた後、同条の規定の適用を受けていない者にあつては、この法律施行後、当該恩給を受ける者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二(第三項を除く。)の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるとする。

項症に係る増加恩給又は傷病年金を受ける者に対しては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつては、その者が同条の規定の適用を受けなくなつた後、同条の規定の適用を受けていない者にあつては、この法律施行後、当該恩給を受ける者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二(第三項を除く。)の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるとする。

2 前項の規定により傷病賜金を給する場合においては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつては、その者が同条の規定の適用を受けなくなつた日の前日、同条の規定の適用を受けていない者にあつては、この法律施行の日の前日において、それぞれその者は、当該増加恩給(恩給法第六十五条第二項の規定による加給を含む。)及び普通恩給(普通恩給法第五十八条ノ三の規定に達している者の普通恩給を除く。)又は傷病年金(改正前の同法第六十五条ノ二第三項の規定による加給を含む。)を受ける権利を失つたものとみなす。
(普通恩給の停止に関する改正規定の適用)
第六条 改正後の恩給法第五十八条ノ三及び第五十八条ノ四の規定は、この法律施行前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。但し、この法律施行の際現に普通恩給を受ける者に改正後の

恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、この法律施行の際現に受けている年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給するものとができる額は、支給するものとする。
2 この法律施行の際現在に在職する者でこの法律施行後六月以内に退職するものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その退職の際受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができるとする額は、支給するものとする。

3 旧恩給法の特例に関する件(以下旧勅令第六十八号という。)第六十六条第一項の規定による傷病賜金を受けた者で普通恩給を受けるものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その者は、普通恩給に改正後の恩給法第六十五条ノ二に規定する傷病賜金を併給されるものとみなす。
(勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用)
第七条 この法律施行の際現在に在職する公務員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに、この法律施行後六月を経過する日の属する月までの勤続在職年で改正前の恩給法第六十条第三項(改正前の同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)以下本項において同じ。)の規定に該当するものを含むときは、当該勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

2 この法律施行の際現在に在職する警察監獄職員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合においては、その在職年のうちに、この法律施行後六月を経過する日の属する月までの勤続在職年で改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当するものを含むときは、当該勤続在職年の年数から普通恩給に附する所要最長在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。
(文官等の増加恩給及び扶助料の年額の改正)
第八条 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者(旧恩給法の特例に関する件(以下旧勅令第六十八号という。))第五条に規定する増加恩給を受ける者及び附則第五条第一項に規定する者を除く。)及び改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者については、この法律施行の日の属する月分以下(恩給法第六十五条第三項及び第七十五条第二項の規定による加給年額を除く。)

2 この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給を受ける者(附則第五條第二項に規定する者)を除く。については、この法律施行の日の属する月分以下(恩給法第六十五条第二項の規定による加給年額を除く。))を、附則第四項の年額に改定する。但し、附則第四項の年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。
3 この法律施行の際現在に在職する者(附則第五條第二項に規定する者を除く。))については、この法律施行の日の属する月分以下(恩給法第六十五条第二項の規定による加給年額を除く。))を、附則第五條第五項の年額に改定する。但し、附則第五條第五項の年額が従前の年額(改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定による加給年額を含む。)に達しない者については、この改定を行わない。
4 前三項の恩給年額の改定は、職定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。
5 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者(旧勅令第六十八号第五條に規定する増加恩給を受ける者を除く。))に、改正後の恩給法第六十五条第三項の規定に該当する要で当該増加恩給の加給の原因となつていないものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以下(改正後の恩給法第六十五条(第一項を除く。))の規定により、当該増加恩給の年額に加給するものとする。
6 この法律施行の際現に改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者(この法律施行の日を以て、又はその者と生計を共にする者で、附則第九條の規定により扶助料を受ける資格を喪失したものがあつたときは、この法律施行の日の属する月分以下(改正後の恩給法第七十五条第二項の規定による加給年額を除く。))に、当該扶助料を受ける者の扶助料の年額に加給するものとする。
(文官等の父母又は祖父の扶助料を受ける権利又は資格の取扱)
第九条 公務員又は公務員に準ずる者の父母又は祖父で昭和二十三年一月一日以後婚姻に因り扶助料を受ける権利又は資格を失つたもののうち、その婚姻に因り氏を改めなかつた者は、この法律施行の時から、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得するものとする。但し、父母の養育者たる遺族がこの法律施行の際扶助料を受ける場合において、その父母は、当該養育者たる遺族が扶助料を受ける権利を失つた時から扶助料を受ける権利を取得するものとする。

(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれら者の遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得)

第九條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号。以下「法律第三十一号」といふ。)による改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人(以下「旧軍人」といふ。)若しくは準軍人(以下「旧準軍人」といふ。)又はこれら者の遺族のうち、左の各号に掲げる者は、この法律施行の時から、それぞれ当該各号に掲げる恩給を受ける権利又は資格を取得するものとす。

一 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人で、失格原因がなく退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたものについては、旧軍人又は旧準軍人の普通恩給を受ける権利

イ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年(附則第二十一條の規定により恩給の基礎となる在職年を算入しない実在職年及び加算年を除く。以下本号において同じ。)が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達する者

ロ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年に旧軍人以外の公務員としての在職年(附則第二十一條の規定により恩給の基礎となる在職年を算入しない実在職年及び加算年を除く。)を通算するときは旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達する者

外の者で、この法律施行の際現に増加恩給を受けるもの

二 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の遺族で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(旧軍人又は旧準軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具發疾で生活資料を得るふちのない者に限る。)については、旧軍人又は旧準軍人の遺族の扶助料を受ける権利又は資格

イ 旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた者及びその後順位者たる遺族

ロ 本号イに掲げる者以外の者で、この法律施行前に公務に起因する傷病のため死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの

ハ この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡した旧軍人又は旧準軍人で、この法律施行の日まで生存していたならば前号に掲げる者に該当すべきであつたものの遺族(本号イに掲げる者を除く。)

第六十八号第一條に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者(以下「旧軍属」といふ。)

二 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(旧軍人又は旧準軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具發疾で生活資料を得るふちのない者に限る。)については、旧軍人又は旧準軍人の遺族の扶助料を受ける権利又は資格

イ 旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた者及びその後順位者たる遺族

ロ 本号イに掲げる者以外の者で、この法律施行前に公務に起因する傷病のため死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの

ハ この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡した旧軍人又は旧準軍人で、この法律施行の日まで生存していたならば前号に掲げる者に該当すべきであつたものの遺族(本号イに掲げる者を除く。)

族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

第十條 兵たる旧軍人に対する一時恩給

第十一條 在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した兵たる旧軍人で、その死亡を退職とみなすときは前條の規定により一時恩給を給されるべきものの遺族のうち、当該兵たる旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたものについては、一時恩給を給するものとする。

第十二條 前條に規定する兵たる旧軍人で、退職後この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡したものの遺族については、当該兵たる旧軍人が退職の日において死亡したものとみなして前項の規定を適用する。

第十三條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれら者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額を算するについては、前項の俸給年額をもつて恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額の計算に關する恩給法の規定の号條又は級條とする。

第十四條 旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額

第十五條 旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額は、実在職年の年数に應じ、左の各号に定める率を前條の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に對應する同條第一項の俸給年額)に乘じたものとす。

一 実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に關する所要最短在職年数である場合及び増加恩給を併給される者の実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に關する所要最短在職年数未満の場合にあつては、百五十分の五十

二 実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に關する所要最短在職年数をこえる場合にあつては、百五十分の五十に所要最短在職年数をこえる一年ごとに百五十分の一を加えたもの

第十五條 旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額は、実在職年の年数に應じ、左の各号に定める率を前條の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に對應する同條第一項の俸給年額)に乘じたものとす。

第十六条 附則第九條の規定は、旧軍艦及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得について準用する。この場合において、左の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

總理府設置法の一部を改正する法律案外三件

において「実在職年七年以上の旧軍人」という。）	附則第九条 第一項第四 号及び第二 項
通恩給についてのそれぞ れ最短期間年限に達しない もの（以下本条において「実 在職年七年以上の旧軍属」 という。）	実在職年七年以上の旧軍人

（旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額）

第十七条 旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該旧軍属の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

2 附則第十三条の規定は、旧軍属に給する普通恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「附則第十三条第一項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三・五）」と読む替へるものとする。

（旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額）

第十八条 旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、当該旧軍属に普通恩給を給するものとしたならば前条第一項の規定により普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の増加恩給の年額の改定）

第十九条 この法律施行の際現に旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者について、この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、改正後の恩給法第六十五条の規定により計算して得た年額に改定する。

2 前項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行つては、この限りでない。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の公務傷病恩給の特例）

第二十一条 この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日まで、旧勅令第六十八号第五条第一項に規定する傷病恩金を受けるべき事由に該当し、その恩給については、附則第二十二条に規定する場合を除く外、なにか、この法律施行の際の特例による。

第二十二条 この法律施行前に公務のため負傷し、又は疾病にかかり、且つ、恩給法第四十

六条又は改正前の恩給法第四十六條ノ二の規定に該当し、又は改正すべきであつた旧軍人、旧軍人又は旧軍人、その遺族の恩給が改正後の恩給法第一号表ノ三に掲げる第一級から第五級までに該当するもののうち、恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失ふべき事由に該当しなかつた者に対しては、改正後の恩給法第四十六條ノ二の規定にかかわらず、これに相当する退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定められた附則別表第四の年額の七項に相当する恩給及び普通恩給(附則第十條第一項(附則第十七條)において適用する場合を含む)の規定により普通恩給を受ける権利を獲得し、その普通恩給を受ける権利を失ふべき事由に該当しなかつた者に対しては、改正後の恩給法第四十六條ノ二の規定により計算して得た金額の恩給額を給する事ができるものとする。

2 増項但書の規定により恩給額を給する場合においては、これを受ける者に対しては、同項本文に規定する増項恩給(第三項の規定による増項恩給)及び普通恩給(附則第十條第一項(附則第十七條)において適用する場合を含む)の規定により普通恩給を受ける権利を獲得した者の普通恩給を受ける権利を失ふべき事由に該当しなかつたものとする。

3 第一項本文の規定により給する増項恩給及び普通恩給については、前二項に規定する場合を除く外、なお、改正前の恩給法(第六十五條ノ二第三項を除く)の規定の例による。但し、前項恩給については、附則第八條第五項の規定を適用する。

(旧勅令第六十八號第二條の規定の適用を受けた公務員及びその遺族の恩給)

第二十三條 旧軍人以外の公務員(旧軍人を除く。以下第五項までにおいて「一般公務員」という。)で旧勅令第六十八號施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けたもの又は一般公務員の遺族で旧勅令第六十八號施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもののうち、旧勅令第六十八號第二條の規定の適用を受けた者については、同条の規定により恩給の基礎を職年から除算された在職年を通算して、この法律施行の日から普通恩給若しくは扶助料を給し、又はこの法律施行の日の属する月分以降現に受ける普通恩給若しくは扶助料を改定する。

2 この法律施行前に死亡した一般公務員でこの法律施行の日まで生存していたならば前項に規定する一般公務員に該当すべきであつたものの遺族又はこの法律施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利を失ふべき事由に該当した一般公務員の遺族でその事由に該当しなかつたならば同項に規定する一般公務員の遺族に該当すべきであつたものの後順位者たる遺族については、この法律施行の日から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基く扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を給し、又はこの法律施行の日から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を給し、又はこの法律施行の日から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を給し、又はこの法律施行の日から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を給し、又はこの法律施行の日から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を改定する。

3 前二項の規定は、旧勅令第六十八號施行後この法律施行前に退職した一般公務員及び旧勅令第六十八號施行前に退職した一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基く扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた扶助料に改定する。

恩給を受ける権利の裁定を受けたなかつたもののうち、旧勅令第六十八號第二條の規定の適用を受けた者若しくはその遺族又は旧勅令第六十八號施行後この法律施行前に死亡した一般公務員の遺族及び旧勅令第六十八號施行前に死亡した一般公務員の遺族で旧勅令第六十八號施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもの(前項に規定する遺族を除く)のうち、旧勅令第六十八號第二條の規定の適用を受けた者若しくはその遺族又はその後順位者たる遺族については、第一項中「同条の規定により恩給の基礎を職年から除算された在職年を通算して」とあるのは、「旧勅令第六十八號第二條の規定により恩給の基礎を職年から除算された在職年(附則第二十一條の規定により恩給の基礎を職年に算入されない在職年を除く)を通算して」と読み替へるものとする。

4 第一項(前項において適用する場合を含む)及び第二項(前項において適用する場合を含む)の規定は、この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない者で、左の各号に掲げるものについては、適用しないものとする。

一 旧勅令第六十八號施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失ふべき事由に該当した一般公務員

二 旧勅令第六十八號施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失ふべき事由(死亡を除く)に該当した一般公務員の遺族

三 前号に掲げる者以外の一般公務員の遺族で、当該一般公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失ふべき事由に該当したもの

四 前二号に掲げる者以外の一般公務員の子で、この法律施行前に成年に達したものの(不具發疾で生活資料を得るものない子を除く)。

5 この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族に第一項(第三項において適用する場合を含む)又は第二項(第三項において適用する場合を含む)の規定により給すべき恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該一般公務員の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

6 附則第十三條の規定は、第一項(第三項において適用する場合を含む)及び第二項(第三項において適用する場合を含む)の規定により給する恩給の年額について適用する。この場合において、同条中「在職年」とあるのは、「在職年(旧軍人、旧軍人又は旧軍人として在職年にあつては在職年とし、旧軍人以外の公務員(旧軍人を除く)の在職年にあつては旧勅令第六十八號第二條第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。)(前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月

三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に對應する同条第一項の俸給年額)とあるのは、「この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族にあつては附則第二十三條第五項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額(この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受ける一般公務員又はその遺族にあつては当該恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額)と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)と読み替へるものとする。」(在職年の計算)

第二十一條 旧軍人、旧軍人又は旧軍人として在職年のは、左の各号に掲げるものを除く外、恩給の基礎を職年に算入しないものとする。

一 旧勅令第六十八號施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者(在職年が普通恩給に基く恩給の基礎となるべき俸給年額に達しない者で第七項に規定する増項恩給を受けていたものを除く)の当該普通恩給の基礎を職年に算入されてゐた在職年

二 前号に掲げる在職年以外の引き続く七年以上の在職年

三 前二号に掲げる在職年を除く外、旧陸軍又は海軍部内の旧軍人以外の公務員(旧軍人を除く)としての引き続く在職年にこれに引き続く旧軍人、旧軍人又は旧軍人としての引き続く

五五五

ていない場合にあつては、当該最短恩給年限に達する日

三 未帰還公務員が普通恩給に就いての最短恩給年限に達しないが、帰国した場合にあつては、その帰国した日

2 前項第一号又は第二号に該当する未帰還公務員に給する普通恩給の給与は、当該未帰還公務員が帰国した日の属する月から始めるものとする。但し、未帰還公務員の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものがある場合において、これらの者から請求があつたときは、同項第一号に該当する者に給する普通恩給の給与は昭和二十八年八月から、同項第二号に該当する者に給する普通恩給の給与は同号に規定する日の属する月の翌月から始めるものとする。

3 前項但書の規定による普通恩給の給与は、未帰還公務員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日)の属する月まで、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする)、祖父母(養父母を後にして実父母の父母を後にする)の父母を後にして実父母を後にする)の順位により、請求者に対し行ふものとする。

4 未帰還公務員が帰国するまでの間に自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合において、裁定庁がこれを在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつた場合と同

視することを相当と認めるときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつたものとみなし、その者又はその遺族に對し相當の恩給を給するものとする。但し、未帰還公務員に給する恩給で当該未帰還公務員が帰国するまでの間に給与事由の生じたものは当該未帰還公務員が帰国した日の属する月の翌月から(一時金たる恩給にあつては、当該未帰還公務員が帰国した時に)給するものとする。遺族に給する恩給は未帰還公務員の死亡が判明した日の属する月の翌月から給するものとする。

5 第一項の規定は、未帰還公務員が帰国後においても引き続き公務員として在職する場合又は帰国後引き続き公務員若しくは公務員とみなされる職員となつた場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。但し、第二項及び第三項の規定により給された普通恩給は、返還することを要しないものとする。

(この法律施行後給する文官等の普通恩給の年額)

第三十條 附則第十三條の規定は、この法律施行後給与事由の生ずる旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く)の普通恩給で、その基礎在職年のうちに旧軍人、旧軍人若しくは旧軍属としての在職年又は旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年を含むものの年額

について適用する。この場合において、同条中「在職年」とあるのは「在職年(旧軍人、旧軍人又は旧軍属としての在職年にあつては在職年とし、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く)としての在職年にあつては旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年を除く)」と、前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和二十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧軍属に於ては、退職又は死亡当時の階級に對する同条第一項の俸給年額)とあるのは「退職当時の俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員に於ては、百五十分の三・五)」と読み替へるものとする。

第三十一條 附則第十六條第二項に規定する金額の俸給額を受けた後四年以内に増加恩給又は俸給額を受けることとなつた者については、当該俸給額金の金額の六十四分の一に相當する金額に増加恩給を受けた月から増加恩給又は俸給額を受けたこととなつた月までの月数と四十八月との差月数を乗じた俸給額金を、國庫に返還させるものとする。

2 前項の場合においては、増加恩給又は俸給年金の支給に際し、その返還額に達するまで支給額の三分の一に相當する金額を控除して返還させるものとする。

3 前二項の規定は、旧勅令第六十八号第六條第一項に規定する金額の俸給額を受けた後一年以内に附則第二十二條第一項本文の規定により増加恩給又は俸給額を受けることとなつた者について適用する。この場合において、第一項中「六十四分の一」とあるのは「十六分の一」と、「四十八月」とあるのは「十二月」と読み替へるものとする。

(この法律の附則の規定による年金たる恩給等の給与の特例)

第三十二條 附則第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條又は第十六條、第十九條、第二十二條又は第二十六條の規定によりこの法律施行の日の属する月分から年金たる恩給を受ける者及び昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日の前日までに給与事由の生じた傷病賜金で旧勅令第六十八号第六條第一項に規定するものを受ける者に対しては、この法律が昭和二十八年四月一日から施行されてゐたものとしたならば給されるべきであつた恩給(その者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ)の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失ふべき事由に該當した遺族の後順位者である場合にあつては、その者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族に給されるべきであつた恩給)を給するものとする。

(旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の支給)

第三十三條 この法律施行前に退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に附則第九條から第十一條までの規定により給する一時恩給又は一時扶助料は、昭和二十九年一月、昭和三十年一月及び昭和三十一年一月の三期に分割して支給するものとする。但し、前支給期月に支給すべきであつた恩給は、

2 前項の規定により各支給期月において支給すべき金額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の三分の一に相當する金額に、昭和二十八年四月一日(同日以後退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に於ては、その退職又は死亡の日の翌日)から各支給期月の前月末日までの当該金額に対する利子(利率は、年六分とする。)を加えた金額とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法により障害年金又は遺族年金を受けようとする恩給の支給)

第三十四條 この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者にこの法律の附則の規定により給する増加恩給又は扶助料を支給する場合においては、その増加恩給を受ける者又は扶助料を受ける者(その扶助料が扶養遺族について加給される場合にあつては、その扶助料を受ける者及びその扶養遺族とし、その扶助料を受ける者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本項において同じ)の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失ふべき事由に該當した遺族の後順位者である場合にあつては、その扶助料を受ける者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族とする)に對する昭和二十八年四月分以降の障害年金又

は遺族年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)附則第十四項の規定により遺族年金とみなされるものを含む。)の額は、これらの者に支給する恩給(増加恩給を受ける者にあつては、普通恩給を含む。)の額から控除する。

2 この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有する者で、この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利又は資格を取得すべきものが、遺族年金を受ける権利を失なかつた場合においては、その者は、この法律の附則の規定の適用については、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第三十^六条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給法特例審議会の項を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三^七条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十^八条第二項第七号中「第四項」を「第五項」に改める。

第三十四^八条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十^九条中「従前のこれらの規定」の下に「(同法第六十二條については、同条の規定中第三項及び第四項の規定並びに同条第六項の規定中第六十條第三項の規定を準用する部分を除いた部分とし、同法第六十四條については、同条第三項の規定中第六十條第三項の規定を準用する部分を除いた部分とする。)」を加える。

(恩給法を準用される者の勤続在職年についての加給に関する改正

規定の適用)

第三十五^九条 附則第七條の規定は、恩給法以外の法律によつて恩給法の規定が準用される者に対して、前条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、附則第七條第一項中「改正前の同法第六十三條第五項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第六十二條第六項又は第六十四條第三項(同法第六十條第三項を準用する部分に限る。)」と、同条第二項中「改正前の恩給法第六十三條第三項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第六十二條第三項又は第四項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

(北海道開発関係職員に対する恩給法の準用)

第三十六^十条 昭和二十八年三月三十一日において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條の規定に基く国の公共事業又は産業経済費の支弁に係る北海道開発に關する事務に従事する地方事務官又は地方技官であつた者が、引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合(その地方事務官又は地方技官が引き続き地方事務官又は地方技官として在職し、更に引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合を含む。)においては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、これを文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附

則第十條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により恩給法の規定を準用する場合に準用する。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大將	四九四、四〇〇円
中將	三九〇、〇〇〇
少將	二九二、八〇〇
大佐	二四四、八〇〇
中佐	二二八、〇〇〇
少佐	一八六、〇〇〇
大尉	一四六、四〇〇
中尉	一一五、二〇〇
少尉	九九、六〇〇
准士官	八七、六〇〇
曹長又は上等兵曹	七三、二〇〇
軍曹又は一等兵曹	七〇、八〇〇
伍長又は二等兵曹	六八、四〇〇
兵長	六〇、六〇〇
上等兵	五八、八〇〇
一等兵	五七、〇〇〇
二等兵	五五、二〇〇

備考 各階級は、その相当するものを含むものとする。

附則別表第二

傷病の程度	退職当時の俸給年額
第一目 症	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの
第二目 症	六〇、六〇〇円以下のもの

附則別表第三

(イ) 改正後の恩給法別表第二号表の規定を適用する場合

上	欄	中	欄	下	欄
三八二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二八三、二〇〇円ヲ超ユルモノ	二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ	一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ	四〇〇円以下ノモノ
二二三、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ	一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ	四〇〇円以下ノモノ
八二、八〇〇円以下ノモノ	三二、二〇〇円以下ノモノ	三二、二〇〇円以下ノモノ	四八、〇〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ	四〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	九九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一三八、六〇〇円以下ノモノ	一三八、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一三八、六〇〇円以下ノモノ

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 総理府設置法の一部を改正する法律案外三件

(ロ) 改正後の恩給法別表第三号表の規定を適用する場合

上	中	下
一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八、七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九、八〇〇円ヲ超ユルモノ	八、二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	七、三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
八、二〇〇円以下ノモノ	六、〇〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
七、九、八〇〇円ヲ超ユルモノ	六、八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
八、〇〇〇円以下ノモノ	八、〇〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
七、九、八〇〇円ヲ超ユルモノ	六、八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
八、〇〇〇円以下ノモノ	八、〇〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
七、九、八〇〇円以下ノモノ	六、八、四〇〇円以下ノモノ	六、〇〇〇円以下ノモノ

(ハ) 改正後の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合

上	中	下
四六、五、六〇〇円以上ノモノ	三三、八、四〇〇円以上ノモノ	二九、二、八〇〇円以上ノモノ
三九、八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	二九、二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二五、四、四〇〇円ヲ超ユルモノ
六五、六〇〇円未滿ノモノ	八、四〇〇円未滿ノモノ	二八、〇〇〇円未滿ノモノ
四六、五、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一五、〇〇〇円	三三、八、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一二、〇〇〇円	二九、二、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円
二五、九、二〇〇円ヲ超ユルモノ	一九、九、二〇〇円ヲ超ユルモノ	一七、四、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
九八、四〇〇円以下ノモノ	二、八〇〇円以下ノモノ	四、四〇〇円以下ノモノ
二四、九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一九、二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	一六、八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
五九、二〇〇円以下ノモノ	九、二〇〇円以下ノモノ	四、〇〇〇円以下ノモノ
二六、八、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円	二〇、六、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額七、二〇〇円	一八、〇〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額六、〇〇〇円
一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八、七、六〇〇円ヲ超ユルモノ

附則別表第四

第七項	退職當時ノ俸給年額トノ差額	退職當時ノ俸給年額トノ差額	退職當時ノ俸給年額トノ差額	退職當時ノ俸給年額トノ差額	退職當時ノ俸給年額トノ差額
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円

七六、八〇〇円以下ノモノ 六六、〇〇〇円以下ノモノ 五八、八〇〇円以下ノモノ

一四、四〇〇円ヲ超ユルモノ	九六、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八五、二〇〇円ヲ超ユルモノ
一八、二〇〇円以下ノモノ	六〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ	八二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
四、六〇〇円以下ノモノ	六〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
一八、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	九、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、七〇〇円	八、七、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超ユルモノ	八〇、四〇〇円ヲ超ユルモノ	七〇、八〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、四〇〇円以下ノモノ	八〇、四〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超ユルモノ	七八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、四〇〇円以下ノモノ	四〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超ユルモノ	七五、六〇〇円ヲ超ユルモノ	六六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、四〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ	六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	七八、〇〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円	六八、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円
七六、八〇〇円ヲ超ユルモノ	六六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	五八、八〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、四〇〇円以下ノモノ	四〇〇円以下ノモノ	〇〇円以下ノモノ

附則別表第五

恩給の種類	恩給の額			
	旧軍人又は旧軍人以外の人	旧軍人又は旧軍人以外の人	旧軍人又は旧軍人以外の人	旧軍人又は旧軍人以外の人
第一 恩給	一、一八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの
第二 恩給	一、一八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの
第三 恩給	一、一八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの
第四 恩給	一、一八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十二日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井 八郎

（小字及び一は衆議院修正）
昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案
昭和二十七年十月三十一日以前

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 総理府設置法の一部を改正する法律案外三件

は、改定前の年額をもつて改定年額とする。

一 第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

二 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「法律第三百六号」という。）附則第三項第二号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

四 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第四号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

五 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第五号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

六 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第六号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

七 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第四号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

八 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第五号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

九 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第六号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

十 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第七号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

十一 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第八号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

十二 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第九号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

とあるのは「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。

四 第一項又は前項の規定により年額を改定された恩給法に基く普通恩給を受ける者で法律第 号施行の際恩給法に基く普通恩給を受けていたものに恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その改定された年額の普通恩給（前項の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者にあつては、法律第 号施行の際受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給）について法律第 号による改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、法律第 号附則第六条第一項但書の規定にかかわらず、支給するものとする。

附則
一 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。
附則第二十四条中「旧軍人、旧軍人以外の人」を「旧軍人、旧軍人以外の人及び旧軍人、旧軍人以外の人を除き、旧軍人以外の準公務員を含む。以下

五五九

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一一五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の二百三に相当する金額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

一三九、二〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一八一、二〇〇	二二〇、四〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二二三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二五五、六〇〇	三四〇、八〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九八、八〇〇	四一四、〇〇〇
三二四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三七〇、八〇〇	五一九、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇
六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等特別措置に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十八年七月二十二日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

（小字及び一は衆議院修正）
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律
（目的）
第一条 この法律は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給、退職手当の法律案外三件

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 總理府設置法の一部を改正する法律案外三件

当、死亡賜金等に関して、特別の措置を定めることを目的とする。
（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 南西諸島 北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）をいう。

二 元南西諸島官公署職員 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島にあつた国又は地方公共団体の機関（元陸軍又は海軍の機関を除く。）に所屬していた職員をいう。但し、市町村に所屬していた職員（市町村立の学校、幼稚園又は図書館に勤務し判任官以上の待遇を受けていた者を除く）、気象官署に所屬していた職員その他政令で定める職員を除く。

三 琉球諸島民政政府職員 昭和二十一年一月二十九日以後において南西諸島にあつた琉球政府（これにその事務を引き継がれた機関及び将来その事務を引き継ぐ機関で政令で定めるものを含む。）に所屬する職員をいう。但し、その就任について選挙によることを必要とする職員、常時勤務することを要しない職員その他政令で定める職員を除く。

四 本邦官公署職員 国又は地方公共団体の機関に所屬する職員（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体又は政令で定める公団若しくは公庫の役員及び職員を含む。）をいう。

（元南西諸島官公署職員の退職）
第三条 元南西諸島官公署職員は、この法律に別段の定めがある場合を除く外、昭和二十一年一月二十八日において退職したものとす。

（恩給に関する法令の適用）
第四条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号。以下本項において「改正前の恩給法」という。）第十九条に規定する公務員又は公務員に準すべき者として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政政府職員となつた場合においては、政令で定めるところにより、その琉球諸島民政政府職員を改正前の恩給法第二十条に規定する文官又は準文官として勤続する者とみなし（改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定めるこれに相当する琉球諸島民政政府職員となつた場合においては、これを同条に規定する警察監獄職員として勤続する者とみなし）、その者について恩給に関する法令の規定（実在職年に附すべき加算年、勤続在職年についての加給及び納金に関する部分の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定により琉球諸島民政政府職員に普通恩給を給する場合には、その在職年のうちに昭和二十一年一月二十八日以前の在職年を算入するものとする。

3 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政政府職員は、その在職の間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給（昭和二十三年七月一日以後においては、当該俸給の額は、国家公務員の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改訂に關し定めた法令の規定による仮定俸給の額とする。）を受けていたものとみなす。

4 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政政府職員が、引き続き本邦官公署職員となつた場合における恩給に関する法令の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用）
第五条 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）の規定は、同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されていたとした場合において同法第二条に規定する職員として在

職した者となるべき元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつたときは、昭和二十一年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合を除く外、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、その者を同条に規定する職員として在職した者とみなし、又、昭和二十一年七月一日以後その者が退職し、又は死亡した場合において、その退職又は死亡の日において退職し、又は死亡した本邦の官署に勤務する職員について適用されていた国家公務員に対する退職手当の支給に関する法令の規定がその者に適用されていたとしたときに、当該法令の規定による退職手当を受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる退職手当を当該法令の規定による給付とみなして、その者について昭和二十一年七月一日以後給付事由の生ずる退職手当から適用する。但し、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第四条から第六条まで（第四条中傷い疾病又は死亡に因る退職に係る退職手当に関する部分を除く）、第九条及び第十条の規定は、この限りでない。

2 前項の場合において、その者の退職又は死亡に因り支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額額は、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額を基礎とし、政令で定めるところにより、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給与の措置に關し定めた法令の規定を準用して

改定した後の俸給月額とする。

3 元南西諸島官公署職員のうち政令で定める元沖繩県及び鹿児島県の職員については、前二項に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、退職手当を支給することができる。

(在職年の通算の詳述)

第六條 第四條第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、普通恩給に於いての最短期間（以下本条において「最短期間」という。）に達した場合において、その者がその後第四條第一項の規定による在職年の通算を辞退すべき旨を申し出たときは、恩給に関する法令の規定の適用については、左の各号に掲げる區別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日において退職したものとみなす。

1 昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短期間年限に達している場合に於ては、同日
2 昭和二十一年一月二十九日以後において最短期間年限に達した場合に於ては、その最短期間年限に達した日
3 前項の規定による申出は、この法律の施行の日においてすでに最短期間年限に達している場合に於ては、この法律の施行の日から六月以内、その他の場合に於ては、最短期間年限に達した日から六月以内、内閣総理大臣に対してしなければならぬ。但し、元沖繩県以外の都道府県の知事の裁定すべき恩給に係る場合に於ては

は、当該都道府県の知事に対してしなければならない。

3 第一項の規定により退職したものとみなされる者は、前条の規定の適用についても、それぞれ、第一項各号に掲げる日に退職したものとみなす。

(死亡賜金に関する法令の適用)

第七條 官吏又は待遇官吏として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政府職員として在職中、昭和二十八年七月三十一日以前において死亡したときは、その死亡の日まで引き続き官吏又は待遇官吏として在職していたものとみなして、その者について従前の死亡賜金に関する法令の規定を適用する。但し、その死亡前に、前条第一項の規定により退職したものとみなされる場合は、この限りでない。

2 第五條第二項の規定は、前項の場合における死亡賜金の額の計算の基礎となる俸給月額について準用する。
(引き続き他の職員として勤務するものとみなす場合)
第八條 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に琉球諸島民政府職員となつた場合においては、第四條、第五條又は前条の規定の適用については、引き続き琉球諸島民政府職員として勤務するものとみなす。

は、引き続き本邦官公署職員として勤務するものとみなす。

3 第四條第一項又は第五條第一項の規定により恩給に関する法令又は国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、その退職後（第六條の規定により退職とみなされる場合を除く。）三十日（この法律の施行前に退職した場合に於ては、九十日）以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、引き続き本邦官公署職員として勤務するものとみなす。

第九條 昭和二十九年九月二日から引き続き海外に於て昭和二十一年一月二十八日まで帰国しなかつた元南西諸島官公署職員（以下「未帰還職員」という。）については、第三條の規定は、適用しない。

2 昭和二十八年七月三十一日まで帰国した未帰還職員は、その帰国の日から九十日以内に琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた場合に於ては、その琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた日の前日まで元南西諸島官公署職員として有していた身分を失わなかつたものとし、その他の場合に於ては、その帰国の日から三十日を経過した日において退職したものとみなす。

恩給法の規定の適用を受ける者に於ては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第号）附則第三十七條の規定により退職したものとみなされる日又は死亡した日において、その他の者に於ては、恩給法の規定の適用を受ける者の例に準じ政令で定める日において退職したものとみなす。

4 元沖繩県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、本邦官公署職員の例に準じ政令で定めるところにより、俸給その他の給与及び退職手当を支給する。

(疎開学童担当教育関係職員)

第十條 元沖繩県の疎開学童の教育を担当するため他県の教育関係職員に転じ昭和二十一年一月二十九日から同年十二月三十一日までの間において南西諸島に復歸した元沖繩県の教育関係職員が、その復歸の日から九十日以内に政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合においては、まだ当該他県の教育関係職員の職を退いていないときは、その琉球諸島民政府職員となつた日の前日においてその職を退いたものとみなし、すでにその職を退いているときは、その退職の日（翌日）から引き続き琉球諸島民政府職員として勤務するものとみなす。

2 前項の琉球諸島民政府職員については、第四條から第七條までに規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給、退職手当及び死亡賜金を給する。

(執達吏の恩給)

第十一條 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島の地域内にあつた旧裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)による区裁判所に置かれていた執達吏が、引き続きこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合においては、その者を執達吏又は執行吏として勤続する者とみなし、その者について執達吏又は執行吏の恩給に關する法令の規定を適用する。

2 第八條の規定は、前項の執達吏について適用する。

(時効の特例)

第十二條 南西諸島の官公署の職員であつた者について、その職員たる身分に基きこの法律の施行前に生じた恩給を受ける権利その他國又は地方公共団体に対する権利で金錢の給付を目的とするものの消滅時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年三月一日からこの法律の施行の日の前日までは進行しないものとする。

(給与等の負担)

第十三條 元沖縄縣がその俸給を負担していた職員について、昭和二十一年一月二十八日まで給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与及び死亡賜金でこの法律の施行の日までに支払われなかつたものと並びに昭和二十一年一月二十九日以後給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与、退職手当及び死亡賜金は、國庫が負担する。

2 琉球諸島民政府職員について第五條、第七條又は第十條の規定に

昭和二十八年七月三十日 參議院會議錄第二十九号 總理府設置法の一部を改正する法律案外三件

より支給すべき退職手当及び死亡賜金は、國庫が負担する。但し、第十條に規定する場合を除き、昭和二十一年一月二十八日において元沖縄縣以外の都道府県がその俸給を支弁していた職員に係るものは、当該都道府県が支弁するものとし、その経費は、國庫又は当該都道府県が、政令で定めるところにより、それぞれその全部又は一部を負担するものとする。

(恩給の裁定及び負担)

第十四條 琉球諸島民政府職員について第四條、第十條又は第十一條の規定により給すべき恩給は、總理府恩給局長が裁定し、國庫が負担する。但し、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場合において、元沖縄縣以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費(政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く)は、政令で定めるところにより、國庫が交付するものとする。

第十五條 この法律に特別の定めがあるものの外、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行し、第三條から第十條

一条までの規定は、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

(恩給支払事務の委託)

2 郵政大臣は、当分の間、南西諸島に居住する者に対し給する恩給で國庫の負担に係るものの支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

附則第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(所得税法の適用についての特例)

5 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人で南西諸島に住所又は居所を有するものが、この法律の施行後、この法律の適用により支払を受け、又は國若しくは地方公共団体の職員としてなされた勤務(この法律の施行前に当該職員が退職した場合に限る)に因り支払を受ける所得税法第九條第一項第五号に規定する所得又は同項第六号に規定する退職所得について、これを同法第一條第二項第五号に規定する所得とみなし、当該給与所得又は退職所得のうちこの法律の施行前にその支給期が到来したもののについては、その支給期がこの法律の施行の日到来する

ものとみなして、所得税法の規定を適用する。この場合において、同法第十七條及び第四十一條第一項中「百分の二十の税率」とあるのは、「百分の十の税率」と読み替えるものとする。

「小酒井義男君登壇、拍手」

○小酒井義男君 只今議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

政府が本法律案の提案の理由として説明するところは次の通りであります。今国会に政府から別途提案した恩給法の一部を改正する法律案が成立し、これが公布施行せられ、旧軍人軍属及びその遺族に恩給が給せられるようになれば、これら受給者の数は二百四十六万人の多数に達し、これらの人々に關する恩給事務は相當量の事務であるばかりでなく、その裁定のための審査及び各種具申、訴願等の複雑な事務を伴ひ、而もこれらの事務は急速に処理しなければならぬ性質のものである。従つて、このような多量に処理を要する事務を迅速に処理するためには、局長の下に、新たに次長一人を置き、次長をして、局長を助け、局務を整理せしめ、局長をして局務全般を一層合理的に運営せしめることが必要である。次に、現行の總理府設置法では、大臣官房で管理する

圖書は、他の各省と異なり、単に大臣官房のみの所管に限られるように規定せられておるので、これを各省なみに改正して、大臣官房以外の圖書についても管理し得るよう改め、以て總理府における圖書資料の整備を図り、その管理の実を挙げる必要がある。

以上が本法律案の提案の理由であります。内閣委員会は、委員会を三回開きまして、本法律案の審査に當り、昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論を省略して、直ちに採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、恩給法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果について、でき得る限り詳しく御報告いたします。(簡單と申す者あり)

恩給法の一部を改正する法律案は内閣より提出せられたものであります。が、過般、衆議院において、その一部に修正が加えられましたので、その修正せられたものが本院において審査の対象となつておる原案であることを、先ず以て御承知をお願いいたします。

説明の順序といたしまして、先ず、政府の提案の理由、次に、この政府原案の内容、最後に、この政府原案に対する修正案の内容を順次御説明いたします。

先ず政府の提案の理由として説明するところを御報告いたします。昭和二十一年十一月二十四日、連合國最高司令官から、「恩給及び遺子」と題する覚書が送られ、これを實施するために恩給法の特例に關する件が制定

され、昭和二十一年二月一日、勅令第六十八号を以て公布、即日施行せられたのであるが、この勅令によつて、その第一条に規定せられた旧軍人軍属及びその遺族の傷病恩給以外の恩給は廃止せられ、その傷病恩給は一定条件の下に制限支給せられることになつて、今日に至つたのである。これら旧軍人軍属及びその遺族に対しては、今次大戦の終りに至るまでは、一般公務員及びその遺族と同じく、恩給が給されてゐたのであつて、これらの人々のみが恩給を給されなくなつたのは、全く右覚書によるものである。平和条約が発効し、我が國の独立をみるに至つた今日、なお、このような状態に放任し、旧軍人軍属及びその遺族の恩給の廃止及び制限を続けることは好ましくないことと考えられるのであつて、先に、總理府に設けられた恩給法特例審議會においては、これら旧軍人軍属の恩給に關する重要事項に關し調査審議の結果、國家財政の現状及び國民感情の動向等を勘案し、旧軍人軍属及びその遺族に対し相當の恩給を給すべきものと認め、特に、遺族、重傷病者及び老齢者に重点を置いて、給すべき恩給の内容等を決定し、これを昨年十一月二十二日政府に対し建議したのである。政府は、この建議の趣旨を尊重し、これら旧軍人軍属及びその遺族に対し、曾て、これらの人々と同じく恩給を給せられていた公務員と恩給の取扱の点において差別しないことを旨としつつ、國家財政の現状を考慮し、本年度予算の許す範囲内において恩給を給することとしたとすることを、この法律案の趣旨の主要な第一点である。

今日まで、たび／＼改正をされたのであるが、これらの改正は、いずれも、旧軍人軍属及びその遺族の人々の恩給が廃止又は制限されてゐる現実の下に行われたのであつて、若しも、仮りに、旧軍人軍属及びその遺族の恩給が今日のごとく廃止又は制限されていなかつたとしたならば、國家財政等から考へても、当然、現行恩給制度の実体は相當改変されたのであつたらうと考へられる。従つて、このたび旧軍人軍属及びその遺族に対して恩給を給しようとするに伴い、國家財政の現況、國民感情その他の諸種の事情を考慮に入れて、現行恩給制度に対し若干の改正を加へることとしたとすることを、この法律案の主要な第二点である。

なお、右のほか、制度の改正等に伴い、恩給法に若干の改正を加へようとするのである。

以上が、この法律案の提案理由として政府の説明するところでありました。次に、右政府提出の原案につきまして、その改正の主要な事項について説明を申上げたいと存じます。

第一は、本法律案の本則に關する部分であります。この本則は、一般公務員にも旧軍人軍属にも適用される規定であります。以下順を追つて、この本則の改正点を御説明いたします。

改正の第一点は、今後在職年に対する加算は廃止し、恩給の基礎在職年は實在職年のみを以て計算することとした。ただし、すでに恩給を給されてゐる者、及びこの法律施行の際、現に在職してゐる者の、この法律施行後六ヵ月までの在職年につきましては、従来通りの取扱をいたしておるのであります。

その第二点は、現行恩給法においては、公務員の外國勤務の実績が在職年が七年を超える場合並びに警察監獄職員及び教育職員が在職年が普通恩給所要最長在職年限を超える場合においては、普通恩給年額を計算する場合に、その超える年数に依り、通例の場合に比し若干の恩給加給の取扱をすることになつておるのであります。この際、この取扱を廃止し、また、すでに退職してこの取扱を受けてゐる者、及びこの法律施行の際、現に在職してゐる者年につきましては、従来通り加給することとしたとあります。

その第三点は、現行恩給法においては、普通恩給は、これを受ける者が四十才未満の場合はその全額、四十才以上四十五才未満の場合はその半額、四十五才以上五十才未満の場合はその三分の二の額が停止されることになつてゐるのであります。この改正により、右年齢を五才ずつ引上げることにし、たゞ、現に普通恩給を受けてゐる者及びこの法律施行後六ヵ月以内に退職する者につきましては、従来通りの停止をいたしておるのであります。

その第四点は、現行恩給法におきましては、恩給年額が六万五千円以上で、恩給外の所得年額が三十三万円を超へる場合には、恩給年額と恩給外の所得年額との合算額に依り普通恩給年額の一部を停止することとなつておるのであります。この改正により、右金額を若干引上げることとし、恩給年額八万円以上で、恩給外の所得年額が四十六万円を超えるものについて、従来の方針に準じて、恩給金額の一部を

停止することとしたとあります。

その第五点は、現行恩給法では、いわゆる公務員傷病恩給又は公務員扶助料につきましては、従来、特殊公務員による場合と普通公務員による場合とに區別してゐるものであります。この改正により、この區別を廃止したとあります。

その第六点は、現行恩給法におきましては、増加恩給年額は、退職當時の俸給年額に傷病の程度により定めた一律の割合を乗じて計算することになつてゐるのであります。この改正により、軍人恩給廃止制限當時の恩給法の例に依り、退職當時の俸給年額により數個の區分を設け、この區分ごとに傷病の程度により定めた定額の増加恩給を給することとし、その年額は、傷病の程度の高い者に割よく、又、同程度の傷病者については、俸給年額の少い者ほど割よくなるようにいたしてあります。

その第七点は、現行恩給法におきましては、公務員扶助料年額は普通扶助料年額に一律の割合を乗じて計算することとなつてゐるのであります。この改正により、軍人恩給廃止制限當時の恩給法の例に依り、公務員死亡當時の俸給年額により數個の區分を設け、その區分ごとに定めた割合を普通扶助料の年額に乘じて計算することとし、その割合は、俸給年額の少い公務員の遺族ほど割よくなるようにいたしてあります。

その第八点は、現行恩給法におきましては、公務員傷病者に対しては、特別項症及び第一項症から第七項症までの増加恩給並びに第一款症から第四款症ま

での傷病年金が、年金たる恩給として給されてゐるのであります。この改正により、第七項症以下の傷病者に対しては、一時金たる傷病賜金を給することとしたとあります。

第二は附則に關する部分であります。この附則は主として旧軍人軍属及びその遺族の恩給に關する事項について規定されてゐるのであります。

以下順を追つてこの附則の改正点を御説明いたします。

その第一点は、旧軍人軍属又はその遺族に今後給する普通恩給及び扶助料につきましては、改正後の恩給法の趣旨により、實在在職年によつて計算した基礎在職年と退職當時の俸給年額をいふゆるベース・アップした仮定俸給年額とによつて恩給年額を計算することとし、たゞ、すでに軍人恩給廃止制限前に恩給を給せられ、恩給を以てその生活の資に供してゐた人々に対ししては、實在在職年のみを以て計算し、恩給年限に達しない場合においても、恩給を給することとした。その金額は、最長在職年限の場合に給される恩給金額から、その年限の不足する年数に依り、一定の割合を以て減額したものとすることとし、又軍人恩給廃止制限當時恩給を給されてゐなかつた者に對しましては、その恩給の基礎在職年に算入される旧軍人軍属としての在職年は、原則として旧軍人軍属としての引続七年以上の實在在職年限に限ることとしたとあります。

その第二点は、旧軍人軍属又はその遺族の一時恩給又は一時扶助料につきましては、引続七年以上の實在在職年限未満の上、普通恩給所要最長在職年限未満の

者又はその遺族にこれを給することとし、又兵たる旧軍人又はその遺族に対しては、従来一時恩給又は一時扶助料は給せられていなかったものであります。この改正により、これらの者に對し、一時恩給又は一時扶助料を給することとしたのであります。

その第三点は、公務傷病者たる旧軍人軍属は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に關する件によつて、現在増加恩給第六項以上の症状の者は増加恩給のみを、又それ以下の症状の者は傷病賜金を給されておるのであります。この改正により、他の公務員と同じように、これらの者に對し、改正後の恩給法の規定により増加恩給又は傷病賜金を給し、増加恩給を給する場合に普通恩給を併給することとし、又、下士官以下の軽度傷病の旧軍人等が傷病賜金第一目症及び第二目症に該当する者は、その傷病程度に應ずる傷病賜金を給することとしたのであります。

その第四点は、すでに退職し又は死亡した一般公務員又はその遺族のうちには、今述べました勅令第六十八号により、旧軍人軍属としての在職年を除算されて、少額の恩給を受け、又は恩給を受ける権利を失つた者も少なくないと思われ、この改正により、これらの者に對し、旧軍人軍属としての在職年を通算して、新たに恩給を給し、又は現に受ける恩給を改訂することとしたのであります。

その第五点は、連合国最高司令官により抑留又は逮捕せられ有罪の刑に処せられた者及びその遺族は、先の勅令第六十八号により、現在恩給を受ける権利又は資格を失つておるのであります。この改正により、旧軍人軍属その他一般公務員及びこれらの者の遺族の例により、恩給を受ける権利又は資格を与えることとし、ただ、現に拘禁中の者につきましては、この際、その支給を停止することとしたのであります。

その第六点は、この法律は本年八月一日から施行されることとなつていますが、旧軍人軍属及びその遺族等に給される年金恩給につきましては、実質的に本年四月分から給されたと同じこととなるような取扱をすることとしたのであります。

その第七点は、ソ連その他の外地に抑留されたまま未だ帰還してない人々に對しましては、その留守家族の事情に顧み、この際、一定の条件下に恩給を給し、当該留守家族の請求に應じて支給するようにいたしてあります。

以上が政府提出原案によつて改正せられる主な点であります。次に、政府原案に對する衆議院の修正案の内容を御説明いたします。衆議院における修正の主なるものは、次の四点であります。

第一点は、兵長以下の階級差をなくし、これを兵一本にまとめ、その仮定俸給年額は兵長と同額にすることとし、附則別表第一及び同第三を修正しておる点であります。

第二点は、第七項及び第一項に於て、至第四款を設け、第七項には増加恩給を給することとし、附則別表第四を設け、第一款に於て、至第四款には傷病年金を給することとし、附則別表第五を設け、又傷病年金と傷病賜金

とについて選択を認めることとし、これらの規定は明年四月一日から施行することとしたのであります。第三点は、増加恩給を受ける者の妻に對し、扶養家族加給を給することとしたのであります。第四点は、遺族のうち、父母、祖父、母が婚姻しても同一戸籍内にある場合に限り、その扶助料を受ける資格又は権利を認めることとしたのであります。

内閣委員会、本法律案につきまして委員会を六回開き、この間、参考人八名の出席を求め、この間、参考人八名の意見を聞く等、極めて慎重に審査を重ねたのであります。その第一点は、恩給關係の予算の点で、本年度予算に旧軍人等の恩給費として計上された金額は四百五十億円であります。その内訳は、普通恩給二十九億二千六百五十万円、増加恩給二十二億六千五百五十万円、公務扶助料即ち戦没者の遺族等に給せられる扶助料三百六十九億一千五百万円、普通扶助料即ち普通恩給受給資格者が在職中死んだ場合その遺族に給される扶助料十一億九千九百二十五万円であり、以上が年金恩給の金額であります。年金恩給の総額は四百三十三億五千七百五十万円であり、今説明いたしました増加恩給と公務扶助料につきましては、これらの恩給を給される者に扶養家族或いは扶養遺族があり、その場合には、その恩給金額に若干加給される金があり、只今説明した年金額はすべてこれらの加給金額を含んだ金額であります。本年度予算に計

上されました年金恩給四百三十三億五千七百五十万円は、四月分から十二月分までの九か月の恩給の経費であり、従つて、一年間即ち平年度経費に引直した場合には、この金額は更に増大し、即ち、普通恩給は三十九億二千四百、増加恩給は三十九億二千四百、公務扶助料は四百九十二億二千四百、普通扶助料は十五億九千九百七十七億四千四百の多額になるものと推定されるのであります。

第二点は、旧軍人恩給の受給者の数の点であります。右に説明いたしました年金恩給受給者の推定人員は、普通恩給受給者の推定人員二十万二千人、増加恩給受給者の推定人員四万五千人、公務扶助料受給者の推定人員は百五十万四千人、普通扶助料の受給者推定人員は十七万三千人であり、總計百九十二万四千五百人であり、一時恩給と一時扶助料の受給者の推定人員は十七万八千人であります。普通恩給受給者のうちで、若年者たるが故にその恩給の全額を停止される者は、右に申し上げました普通恩給受給者の推定人員のうちには含まれておりません。

その第三は、戦争による犠牲者は、軍人以外に、曾つての國家總動員法に基いて動員された者をはじめ多数の者が存在したところ、政府はこれらの者に対する社会保障等救済の途を十分講ぜずして、ひとり旧軍人の方に對し恩給の面で救済する途を講じておるのは、國の政策として片手落ちではないかとの質問に對し、緒方國務大臣は、これらの人々に對しても別途考慮しておる旨の答弁がありました。

その第四点は、本法律案では加算制度を全面的に廃止してあるが、その廃止は機械的である結果、恩給法第三十八条四の不健康業務に従事する者の中、政府はこれらの点につき将来適正なる措置を講ずる意向があるかとの質問に對し、政府委員より、甚だしく均衡を失するものについては更に検討する旨の答弁がありました。

この際、附加して御報告をいたしておきますが、本問題につきましては、運輸委員会及び人事委員会から内閣委員長に對して申入れが来ております。その一つを御紹介いたします。

恩給法の一部を改正する法律案に關する件
昭和二十八年七月二十九日、人事委員会において標記の件に關し左のように決定したので、その実現方について努力せられたく、当委員会の申合せにより申入れる。

一、本改正法律案においては、恩給法の第三十一条乃至第四十条の規定を削除することになつてゐるが、その結果、第三十八条以下の不健康業務に従事する公務員、例えば蒸氣機關車乗員、炭坑内切羽に於ける現業勤務員、結核患者の看護員等に対する在職年數計算加算の制度が全廃せらるることとなつた。政府の理由とするところは、旧軍人等に對する加算を廃止したる關係並にこの種業務に従事する公務員に對し最近一般よりも割のよい俸給が給せられ、従つて、恩給金額計算の基礎俸給額が増加する事実によるものとしてい

るが、かくの如き給与制度、退職金制度全般に關連して検討すべき事項は、これを法律が予定する総合的恒久的退職給与制度の制定の際に譲るべきものと認められ、且つ、現在、従事している公務員の待遇を低下すると認められるから、貴委員会におかれては当分の間はこの制度を存置せらるる様御取計らい願ひたい。

昭和二十八年七月二十九日

人事委員長 村尾 重雄

内閣委員長小酒井義男殿

ほぼこれと同様の申入書が運輸委員会からも提出をされておりますが、省略をいたします。

その第五点は、本法律案が成立し、旧軍人に恩給が支給せられた場合、恩給金額の途が適当に講ぜられないならば、受給者は高利金融業者から高い金利を搾取されることになるから、政府においてこの点を十分考慮されたい旨の熱心な希望が多数の委員によつて述べられました。

内閣委員会は、昨日の委員会において質疑終結後、討論の段階に入りまして、松原委員より、発議者一同を代表して、次の修正案が発表せられました。

恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案

恩給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第四條、第六條第二項及び第七條中「六月」を「八月」に改める。

なお、この修正の理由として、今回改正法律案によつて加算加給の制度が全廃されることとなり、これにより旧軍人以外の一般公務員の加算加給も影

響を受けることになる。その結果、合理的な結果を招来するようなものについて、給与の面か又は恩給の面では正しなればならないと思うが、人事院より國家公務員法に基いて新恩給制度につき政府に勧告し、政府はこれに基いた法案を明年三月までに提案することになると思うので、この時期に接續させるため、加算加給を受ける人が退職の便宜のためにも、修正案のようにするのが適当と思われる旨松原委員より説明がなされました。

成瀬委員は、修正案を含む原案は、再軍備復活と繋がりを持つこと、原案は、加算の打ち切りにより失格者を百四十万人も生じ、旧軍人の中にも不公平の存すること、一般多数の戦争犠牲者に対する救済の途が講ぜられずして旧軍人のみを対象にしたこと等の理由により、修正案を含む原案に反對する旨、長島委員よりは、旧軍人に対する恩給法の改正は遅きに失してゐる、政府は困難なる財政の下において多額の予算を旧軍人恩給に支出するに至つた点に敬意を表し、修正案を含む原案に賛成する旨、松永委員より、本修正案の不健康業務に關する部分に言及し、不健康業務に従事する者に恩給を与ふるならば、その者が恩給を受け得られるようにすることが必要であつて、原案は、加算制を機械的に廃止した結果、恩給の精神にも副わない結果を招来することになるが、この点が修正せられることになる故、修正案を含む原案に賛成する旨、竹下委員より、原案は随所に欠点があつて、完全な案とは言い得ないが、旧軍人恩給の復活は、多数の旧軍人、遺族の方々の待ち焦がれておる問題であるが故に、不完全な

点は将来の改正に待つこととして、修正案を含む原案に賛成する旨、松原委員は改進黨を代表して、旧軍人の恩給について加算通算を主張して来たつたが、これが実現しなかつたことは遺憾である、衆議院で一部修正がなされた点は満足する。忠誠な旧軍人に對し、この法律案によつていささか報い得られたが、この支給の事務は親切且つ急速に運ばれんことを当局に要請して原案に賛成する旨、最後に野本委員は、旧軍人恩給を恒久法の性格の恩給法で解決することは、再軍備復活を疑わしむる余地を与へるが故に遺憾である。現行恩給法は、制定以來、改正に改正を重ね、つぎはまただらけの現状であつて恩給制度、年金制度は、今日再検討すべき段階に達してゐると思ふ。原案で加算制を機械的に廃止した結果、不健康業務に従事する者が不当な待遇を受けることになる点を政府は十分考慮し、將來適当に善処されんことを望んで、修正案を含む原案に賛成する旨のそれぞれの発言がありました。

続いて先づ修正案について、採決をいたしましたところ、多数を以て可決すべきものと決定せられ、最後に修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

この法律案は内閣より提出せられたものでありますが、過般、衆議院においてその一部に修正が加えられましたので、その修正せられたものが本院に

おいて審査の対象となつておる原案であることを御承知願ひたいのであります。先づ政府が提案の理由として説明いたすところを御報告し、就いてこの政府原案に對する修正案の内容を説明いたします。

恩給は、公務員の退職又は死亡當時の条件に依つて給せられる趣旨から、その金額は退職又は死亡當時の俸給年額を基礎として計算せられることとなつておるので、昨秋、在職公務員の俸給支給水準が引上げられたため、受給者の受ける恩給の中は、支給水準の高い新俸給を基礎として計算された年額の恩給と、支給水準の低い旧俸給を基礎として計算された年額の恩給とが、同じような官職にあつた者の恩給の間に於いて、その退職の時期によつて差異を生じておるが、このよう

なことは恩給制度の趣旨に鑑み好ましくないことと考えられるので、旧俸給を基礎として年額を計算された恩給について、國家財政等を考慮し、本年十月分の恩給から、従来の恩給年額改定の方法に準じて増額改定をせんとするものであつて、この法律案の第一項から第三項までの規定並びに別表第一から第三までの規定がこれに關するものである。なお、本改定に伴い、恩給法の一部を改正する法律案によるいわゆる普通恩給の若年停止に關する規定の適用、その他、同法律案中不要となる規定の削除に關して規定せんとするものであつて、この法律案の第四項及び附則第二項の規定がこれに關するものである。以上が政府の提案理由であります。

次に政府原案に對する衆議院の修正案の内容を御説明いたします。この修

正案は、恩給法の一部を改正する法律案の修正に伴う機械的修正でありまして、即ち、恩給法の一部を改正する法律案においては、第七項の増加恩給並びに傷病年金は、今後、旧軍人軍属及び準軍人には年金として給せられず、従つて、文官の従来のこれらの年金は、ただ単に経過的に認める建前を以て立案され、従つてこれらの年金恩給はベース・アップされないことになつていたのであります。ところが、先の修正案によつて、旧軍人軍属及び準軍人にもこれらの年金を給することになり、従来の文官のこれらの年金も認められることになりましたので、これらの年金については他の年金と同様ベース・アップの取扱をいたしておる

のが修正の第一点であります。次に、恩給法の一部を改正する法律案の修正に伴う引用条文の繰下げ等に伴う字句の修正、及び同法律案の修正により追加された別表で、この法案の実施により不要となるものを削除する等の措置をいたしておるのが修正の第二点であります。

内閣委員会は、委員会を三回開きまして、本法律案の審査に當り、昨日の委員会におきまして質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

この法律案は、政府の提出にかかるものでありますが、過般、衆議院においてその一部に修正が加えられました

案の内容を御説明いたします。この修

ので、その修正を含んだものが原案であることを先ず御承知お願います。

先ずこの法律案の提案の理由として政府の説明するところを御報告し、次にこの法律案の要点を御説明いたします。

北緯二十九度以南の南西諸島については、昭和二十一年一月二十九日附連合軍總司令部の「若干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに關する件」と題する覚書により、同日以降、我が国はこれらの地域に政治上行政上の権力を行うことを停止せられたため、同地域にあつた官公署職員的身分、恩給、退職手当、死亡賜金等については、その後措置することができず、今日に至つたが、平和条約が成立し、我が国の独立を見、現在となつても、なおこれら元官公署職員的身分、恩給等をこのような状態に放置しておくと、これは好ましくないことであるのみならず、現地該当者及びその遺族の生活困難は見るに忍びないものがあるので、速かにその身分を確定し、支払うべき退職手当、恩給等を支給して、本土の公務員並みの取扱をいたしたいというものが、本法律案の提案の理由であります。

次に本法律案の内容を御説明いたします。第一点は、いわゆる行政分離の覚書の出された日の前日の昭和二十一年一月二十八日に南西諸島にあつた官公署の職員で、引続き琉球諸島民政府職員となつた者及び未帰還の職員以外は、同日を以て退職したこととして取扱ひ、それらの者に對し、恩給、その他の日までの未払俸給、恩給、その他の諸給手を支給することとしておるのであります。

第二点は、元南西諸島官公署の職員

で引続き琉球諸島民政府職員となつた者については、恩給、退職手当及び死亡賜金に關する法令の適用上、動続したものとみなし、恩給、退職手当及び死亡賜金を本土の公務員に準じて支給する取扱としておるのであります。

第三点は、元南西諸島官公署職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者が、在職のまま恩給を受け得る途を開いておるのであります。

第四点は、元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員となつたあと、更に本邦の官公署の職員となつた場合には、引続き本邦の官公署職員として勤務するものとみなし、又、未帰還職員については、本邦の未帰還官公署職員の例に準じて措置することとしたておるのであります。

第五点は、元沖縄県の職員について支給すべき諸給手及び恩給は國庫が負担することとし、元沖縄県以外の都道府県の職員で琉球諸島民政府職員となつた者について支給すべき諸給手はその都道府県が支弁し、その経費は國又はその都道府県がそれら分担保することとし、又、これらの職員について給すべき恩給は、その都道府県が負担し、その経費は自分の國庫が交付することとしておるのであります。

先ほど恩給法の一部を改正する法律案の報告の中で御説明いたしましたように、恩給法の一部を改正する法律案が衆議院において一部修正せられましたのに伴ひ、本法律案におきましても一部条文の整理をする必要が生じたので、衆議院におきましては所要の修正をいたすこととなつた次第であります。内閣委員会を四回開きまして、本法律案の審査に當つたのであります。

ます。昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論の段階に入りましたところ、野本委員は、過般の戦争において挺身して祖国防衛に當り死亡した南西諸島の小学校教員、文官待遇職員、中学校教員、警察官、千百余名の人々の霊に對し衷心、哀悼感謝の意を表して、原案に賛成する旨の発言がありました。

続いて原案につき採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 恩給法の一部を改正する法律案に對し、討論の通告がございまして、順次発言を許します。成瀬清治君。

〔成瀬清治君登壇、拍手〕

○成瀬清治君 私は、日本社会党第四控室を代表いたしまして、委員長報告のうち、恩給法の一部を改正する法律案に對する修正案並びに修正部分を除く衆議院修正による恩給法の一部を改正する法律案に反對をいたすものであります。

今次戦争における犠牲者、被害者は、単に旧軍人旧軍属関係のみではなくて、國家總動員法により強制的に徴発された徴用工、動員学徒、挺身隊、報國隊、或いは爆撃によるところの死傷、又はこれが原因による疾病、家屋の焼失、破壊、失業等々、数え上げれば限りがないのであります。我が党は、これら広汎な戦争犠牲者の利益を擁護するため、又、よりよく國民の意思を代表いたしまして、戦争犠牲者補償法案並びに國民年金法案によつて、万全の対策を講ずべきであると考えておる次第であります。

反對の理由の第一点は、憲法第九条の解釈が、M S A援助の交渉前にいたしまして、ジェット戦闘機を持つてもそれが自衛のために使われるなら戦力でないとか、或いは保安隊は國連の決定なら海外出兵があり得る。これも憲法違反でない。要するに、侵略戦争のための戦力はいけないが、自衛戦争のためには、自衛戦争のための戦力はよいとする解釈を政府はとつておるのであります。かかる政府の態度は着々と既成事実を作り上げてまして、再軍備せんとおるのであります。こ

ういうと、旧職軍人の恩給復活を中心とするところの本改正案は何を意味しておるのでございましょう。將來再び自衛戦争というふうな美しいスローガンを掲げまして、青年の血を、生命を犠牲することに利用せんとする疑いが十二分に窺われるのであります。真に、旧軍人軍属、遺族、傷病者などの生活を考へての法律改正であるならば、今次戦争犠牲者が、特別の理由、立法措置によつて除外されないはずであります。然るに、財政上と事務上の理由によりまして、加算加給を打切るといふことによりまして、約四十万名の失格者を作り出しておるのであります。これらの人たちは、殆んど葉書一本によりましていや応なしに徴発された、農民、中小企業者、労働者の子弟であるのであります。最も生活に困つておるこれらの人たちの救済方法を何よりも先ず講ずべきであるのであります。何れも對策を講ぜずして、又將來も考慮して行かないとする態度は、全く納得のできない点であります。救済對策は何よりもこういふ人たちを先にすべきであると私たちは考え

る次第でございまして、又、増加恩給の取扱につきましても、旧大將と旧兵長とが大體部を同じ程度に失つた場合、階級差による差が莫大であるのであります。傷害による生活の不自由差は階級によつて差があるのではないのであります。傷害の程度の差のみであります。敗戦によつて軍隊を全く持たない現段階に、わざわざ曾つての軍人階級を復活してこれを適用することは、法的に申しましては誤りであり前時代的の考え方であると申すべきであります。又、曾つて戦場において苦勞を共にした旧軍人のうち、仮に大佐に例をとつて申しますと、大佐であつた人の遺族に對する扶助料が勤続年数によつて異なつておるのであります。百歩を譲りまして、遺族の生活に階級差を認めるといたしまして、勤続年数によつたところの遺族の生活の扶助料まで差を認めることはできないのであります。遺族の生活は家族数が主なる要素でありまして、階級差ではないのであります。以上のごく簡単にその矛盾点を指摘したのであります。その矛盾はやがて不平不満の声を招き起す結果となるのであります。このことは、本法案の狙いが、真に、遺族、傷病者を救済補償するといふのではなくて、再軍備のために利用せんとする意圖のみを考へたための結果にはかならないのであります。(拍手)このことが反對の第一の理由であります。

第二の理由は、今次戦争の責任者は誰であるかの問に對しましては、緒方副總理は、満洲事変以降大東亞戦争の間の關係であり、旧陸海軍の指導者であるとの答弁をされておるのであります。然るに今回の改正におきま

て、これら指導者と目されるところのA級戦犯者に対して恩給の復活を認めるのであります。B、C級戦犯者に対しては誠に同情に堪えないのであります。A級戦犯者を単に国内法でないという理由の下で戦争責任を明確にしないことは、誠に遺憾であるのであります。今回の改正によつて戦争責任をばやかし、戦争責任者は誰であるかをばやかし、その責任を挙げ、全国民に敵いかぶせる態度は、独善も甚だしいと言わざるを得ないのであります。かかる態度はファシストのみのなし得ることであります。戦争を嫌い、平和を愛好希望する国民の意思を全く無視したと言ふべきであります。なお修正部分に対しましては、このことによつて問題が根本的に解決されたものではありせん。内閣委員会におきまして、新しい恩給法が提出されるべきであるという見解は、全員一致しておるのであります。このことが端的にこれらのことを証明しておるのであります。従つて、修正に努力をされましたことに対しては深く敬意を表するものであります。問題を何ら解決しておらないというのが反対の理由でございます。

要するに、本法案は、語るに声なき声を聞かないところの、又、今次戦争犠牲者の救済補償をしなくて、限られた部分の人たちのみを対象としたものである点を指摘いたしまして、反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 松原一彦君。

〔松原一彦君登壇、拍手〕

○松原一彦君 私は改進黨を代表しまして、本法案の修正点を含めた原案に賛成の意を表するものであります。

前国会に、私は、この壇上から、現行憲法下には軍人恩給の復活のありようはないのであるからして、この恩給法案をお出しになるときは、これは恩給法の中に含めずして、恩給法の特例として別個にお扱いになるのが適當ではないかという疑問をいたしたのであります。然るに、政府はこの私の提案をお聞きにならないで、恩給法の一部の改正として提案されましたが、提案せられた結果を審議しますというところ、これは恩給法ではないのであります。ただ曾つてありました往年の恩給法に則つてその一部を実現いたしたのに過ぎません。何となれば、若し往年の恩給法をそつくりそのまま実現するものであるとするならば、それは、一千万人を動員した今度の大戦役でありますから、推定七百万人以上の受給者が何らかの名の下に取上げられることになるのであります。これを極めて制約いたしたところで、政府の言うところを以てしましても、恩給法によつて拾い上げるとすれば三百五十七万九千人の人がこれによつて救われるということになるのであります。それが、さうしますという、三百五十七万人にしましても、予算は千六百七十八億円を要するのであります。然るに、今回政府の提案せられましたものは百九十一万四千人がこれにカバーせられるのであります。給与としましては、本年度において四百五十億円が計上されておるのに過ぎません。この事実から申しましても、これは軍人恩給の再現時措置だとは私は信ぜず、むしろそれは止むを得ざる現下の実情であつて、乏

しい財政の中から、敗れた日本が独立したる今日に、国を危くしたる軍閥の横暴を逞しうした元凶は取除いても、他の、危急に際して国の從に従つて従軍したる忠誠なる人々に対する八年間の空白を埋めるための、独立に際するいささかの贈物として、私はこれを差上げることに賛成するものであります。(拍手) 乏しいものであります。完全なる恩給復活を夢みておられた方々に対しては誠に御不満であらうと思ふ。お気の毒だとは思ひますが、今日これを許さないのであります。併しながら、瘦せても枯れても、独立したる民族国家は、危急に際して忠誠を捧ぐる國民を持たねばなりません。(拍手) 所を変えてソヴィエトといたしまして、忠誠なる赤軍を持つてゐる。國民に忠誠なるものを持たざるに、どうして我々は安心して國を護ることができましよう。(拍手) 我々は決して侵略を望むものでありませぬ。再軍備も私は憲法を變更する限り望まないところの主張を持つてゐる。併しながら、とにかく八年間を埋めて、ここに独立いたしました以上は、いささかの贈物をすることを許されてもよろしいと思ふ。

かような意味におきまして、今回のこの立法によつて与えられたものは、第一が遺族であつて、これは全部網羅いたしております。第二は傷痍軍人であつて、増加恩給をもちう者は、四万五千人の提案を、修正によつて十萬五千人に拡大して拾ひ上げております。第三は老齡軍人であつて、これが二十萬二千人となつてゐる。漏れたものは若き方々であつて、勤続七年以下の方々が漏れておりますが、これは誠に

お気の毒な、加算加給という從軍に伴う従来の特権が認められておりませんので、私も遺憾に思ひ、改進黨としては公約の手前誠にいたし方がない、残念でありますけれども、今回はいたし方なくこの多数決に服しました。どうか國力の回復に従つて我々はこの忠誠の人々に酬いるところがあるように努めたいと思ひます。

かような意味におきまして、私は、本法案に賛成し、そつて乏しいものであらうとも、一日も早くこれがこの人々の手に渡るようにしたい。社会保障制度を拡充し、この法案に漏れたところの多数の戦争犠牲者その他一般の不幸なる人々に対して國が補償すべきことに對しては、異論はありません。その意味を以て、この忠誠なる人々に酬いすることを否認することに對しては反対するものであります。この意味におきまして私は本法案に賛成いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

先ず總理府設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本法案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、恩給法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。本法案の表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り修

正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願ひます。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八郎) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八郎) 投票の結果を御報告いたします。

投票総数百五十五票。
白色票百四十五票。
青色票十票。

よつて本法案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票氏名) 百四十五名
河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 政夫君 楠見 義男君
岸 良一君 北 勝太郎君
上林 忠次君 片柳 眞吉君
梶原 茂嘉君 柏木 庫治君
井野 碩哉君 赤木 正雄君
森田 義衛君 村上 義一君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 穰君 前田 久吉君
廣瀬 久忠君 林 了君
早川 慎一君 野田 俊作君
常岡 一郎君 田村 文吉君
館 哲三君 竹下 豐次君
高橋 道男君 高瀬 壯太郎君

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 土地収用法の一部を改正する法律案

高木 正夫君	杉山 昌作君
新谷寅三郎君	島村 軍次君
深水 六郎君	横川 信夫君
雨森 常夫君	木村 守江君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君
高野 一夫君	西川弥平治君
石井 桂君	井上 清一君
関根 久藏君	川口爲之助君
吉田 萬次君	酒井 利雄君
佐藤清一郎君	劍木 亨弘君
森田 豊壽君	谷口隆三郎君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君
長谷山行毅君	宮田 重文君
滝井治三郎君	田中 啓一君
石川 榮一君	松本 昇君
石原幹市郎君	岡田 信次君
松岡 平市君	大谷 豊清君
一松 政二君	中川 幸平君
左藤 義詮君	寺尾 豊君
中山 壽彦君	中川 以良君
山縣 勝見君	吉野 信次君
重宗 雄三君	津島 壽一君
大連 茂雄君	大野木秀次郎君
小瀧 彬君	古池 信三君
神原 亨君	大谷 賢雄君
宮澤 喜一君	高橋 衛君
横山 フク君	西岡 ハル君
重政 康徳君	小澤久太郎君
鹿島守之助君	藤野 繁雄君
石村 幸作君	青山 正一君
秋山俊一郎君	入交 太蔵君
松平 勇雄君	上原 正吉君
郡 祐一君	山本 米治君
西川甚五郎君	小野 義夫君
徳川 頼貞君	平井 太郎君
川村 松助君	堀 末治君
白波瀬米吉君	池田平右衛門君
島津 忠彦君	松野 鶴平君
小林 英三君	草葉 隆岡君

泉山 三六君	黒川 武雄君
石坂 豊一君	井上 知治君
岩沢 忠恭君	小松 正雄君
小林 亦治君	森下 政一君
田畑 金光君	堂森 芳夫君
東 隆君	三木 治朗君
山下 義徳君	加藤シヅエ君
後藤 文夫君	市川 房枝君
戸叶 武君	白川 一雄君
野本 品吉君	赤松 常子君
石川 清一君	最上 英子君
三好 英之君	鈴木 福平君
深川タマエ君	武藤 常介君
村尾 重雄君	紅露 みつ君
八木 幸吉君	千田 正君
相馬 助治君	有馬 英二君
松浦 定義君	菊田 七平君
松浦 清一君	柳橋 小虎君
鶴見 祐輔君	一松 定吉君
松原 一彦君	

反対者(青色)氏名 十名
永岡 光治君 藤田 進君
秋山 長造君 亀田 得治君
成瀬 晴治君 小酒井義男君
久保 等君 森崎 隆君
安部キミ子君 須藤 五郎君

○議長(河井彌八君) 次に、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案、以上兩案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十九、土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長石川清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

土地収用法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月九日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

土地収用法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律案

つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しよとする場合又は当該土地に試掘若しくは試す、若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならない。

第十四条第二項中「伐除しようとする者」の下に「又は土地に試掘等を行おうとする者」を、「伐除しようとする日」の下に「又は試掘等を行おうとする日」を加え、「その所有者及び占有者」を「当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第一項の規定による土地の試掘又は試すに伴う障害物の伐除をする場合には適用しない。

第十五条第二項中「伐除しようとする者」の下に「又は土地に試掘等を行おうとする者」を、「市町村長」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 あつ、旋委員のあつ、旋

(あつ、旋の申請)
第十五条の二 第三条各号の一に掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつたときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、当該紛争の解決を、あつ、旋委員のあつ、旋に付することを申請することができる。但し、当該土地等について、土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請があつた後は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該紛争があつ、旋を行うに適しないと認められるときを除くの外、あつ、旋委員のあつ、旋に付するものとする。

3 第一項の規定による申請で同一の事業に係るものが二以上の都道府県知事にされた場合において、それぞれの都道府県のあつ、旋委員のあつ、旋に付することが適当でないときと認められるときは、関係都道府県知事は、協議により、いずれの都道府県のあつ、旋委員のあつ、旋に付するかを定めることができる。

(あつ、旋委員)
第十五条の三 あつ、旋委員は五人とし、事件ごとに、収用委員会がその委員の中から推薦する者一人及び半議経験を有する者で収用委員会が推薦するものについて、都道府県知事が任命する。

(あつ、旋の打切)

第十五条の四、あつ、旋委員は、あつ、旋中の紛争に係る土地等について、土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告があつた場合には、当該あつ、旋を打ち切るものとする。

(あつ、旋委員の報告及び退任)

第十五条の五、あつ、旋委員は、あつ、旋が終了したとき、又は前条に規定する場合その他の事由に因りあつ、旋を打ち切つたときには、遅滞なく、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 あつ、旋委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

(あつ、旋の申請の手續等)

第十五条の六、この法律に規定する事項を除くの外、あつ、旋の申請の手續その他あつ、旋に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 起業者は、その事業の用に供するため土地の取得に關する紛争が第十五条の二第二項の規定によりあつ、旋委員のあつ、旋に付された日から三月をこえない期間内に、いて、当該紛争に係るあつ、旋が継続している間は、前項の規定による土地細目の公告の申請をすることができない。

第九十一条第一項中「又は障害物を伐除すること」を「障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行つこと」に改める。

第二百二十五条各号列記以外の部分

中「第一号」を「第二号に」第二号から第五号までを「第一号及び第三号から第六号まで」に改め、同条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十五条の二第一項の規定によつてあつ、旋に付することを申請する起業者

第二百三十六条第一項中「関係人」の下に「並びに第十五条の二第一項に規定する関係当事者」を加える。

第二百三十七条中「調停委員の委員」の下に「並びにあつ、旋委員」を加える。

第四百三十三条第三号中「伐除した

者」の下に「又は都道府県知事の許可を受けないうで土地に試掘等を行つた者」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔石川清一君登壇、拍手〕

〇石川清一君 只今議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、土地収用法施行の実績に鑑み、事業準備のため土地に試掘又は試掘を行う場合の規定を整備すると共に、土地等の取得に關し斡旋制度を設けんとするものであります。

土地収用法改正の第一点は、現行法には、地質調査のための試掘等、いわゆるボーリングをする場合の規定がありません。土地所有者の同意が得られ

ないときは、ダム等の工事は準備段階において行詰るという事態が起きますので、これを解決するために、事業施行者は知事の許可を受けてボーリングを行い得るよう規定を整備するものであります。改正の第二点は、公共事業の用地の取得に關し当事者間に合意が成立しない場合、土地収用の手續をとる以前、任意交渉の段階においてできる限り円滑に問題を解決するために第三者の斡旋の制度を設けるものであります。斡旋委員は、事件ごとに知事が収用委員会の推薦に基いて五人を任命し、そのうち一人は収用委員会の委員が當ることになっております。

委員会における質疑の主なるものとしては、ボーリングに關連して、これに伴つて生ずる損失の補償が、損失の事実を知つてから一年以内に請求しなければならぬこと、事業準備の段階においてこれに必要なる動力線を他人の土地の上に引く場合に於て規定を設ける必要はないか等でありました。次に、斡旋制度については、一、この制度は、事業者、土地所有者いずれのために設けるものであるか。二、斡旋制度は事業の推進を図ることを前提としており、又この種委員に選ばれる半職経験者は多くは事業者の側に立つ者である。この制度は事業者のために土地関係者を納得せしめ若しくは斡旋案を関係者に押付けるために利用されることとならぬか。三、斡旋は何を基準として行ふか。土地所有者のために収用手続によるほうが正当な補償が得られるのではないか。四、この制度を設けることも、収用委員会による調停の制度を撤げることによつて目的を達することができないのではないか等であり

ました。これらの質疑に対する当局の答弁の要旨は、一、斡旋制度は、実際上多くの場合に行われており、又相当の効果を挙げている事実を法制化したもので、できる限り当事者間の合意の成立を図るものである。二、当事者いずれからも斡旋の申請をすることができ、又、斡旋案の受諾は全くその任意である。従つてこの制度は当事者の一方に偏することはない。三、斡旋委員の人は、知事が収用委員会の推薦に基いて任命することとしておる。四、収用手続をとることは成るべく避け、収用委員会の調停制度を撤げるよりも、その前の段階において当事者間に円満な解決を図るものである等でありました。

以上のほか、斡旋制度は本改正案の中心でありますので、多くの質疑応答がありました。「斡旋制度は行政協定に基いて土地の取得にも適用があるか」については、「行政協定による場合は別の法律があるが、同法が今回の斡旋制度を除く規定を設けないので、これにも適用がある。又、土地使用に關する近來の折衝の状況を見ても、斡旋制度を適用することが適當である」旨の答弁があり、「斡旋が土地収用の枠内だけに止まるならば十分の成果を挙げることには困難である。斡旋の範囲はどうか」との質問に対しては、「斡旋は必ずしも土地収用の枠内に限定しない。斡旋委員の広い範囲での活動が望ましい」旨の答弁があり、又「収用手続による補償は免れられておるのであります。斡旋による補償は国税庁長官の通牒により免税の取扱を受けることになつておる」との答弁がありました。更に、斡旋を申請することができ

争の範囲と、紛争が斡旋に適しないとして申請を受理しないものの範囲についても多くの質疑があり、法案は前後八回の委員会において極めて熱心且慎重な審議が行われたのであります。詳細は會議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、田中委員からは、強い希望条件を付して賛成する。一、法案はその結果の及ぼすところを十分に予想せずして制定されておる。二、試掘その他については、本法制定の際その必要を十分置したにかかわらず、その要はないとし、今回これに關する修正をするに至つた。今後はかようなことのないよう十分注意すること。三、斡旋は土地取得を目途としておるが、土地関係者はその意思を発言する機關を必要としておる。従つて、斡旋委員の人の選を公正にすると共に、補償要綱を確立して、換地その他十分な補償がなされることを要する旨の発言があり、赤木委員からは、斡旋は起業者の利益だけに偏しないこと、斡旋委員の人の選を十分考慮して、公正なる斡旋を図り、ボスのものにならないことを要する。次に江田委員は、建設省の態度は起業者の側に強きに過ぎ、土地関係者に対して冷やかである。今後その態度を改め、建設大臣も、土地買収に關する態度を明らかにすると共に、その態度を反省することを望む。又、鹿島委員は、電源開発の進まないことも用地関係のためである。これに対しては政府はもつと強力な措置をとることを望む旨の発言と共に、いずれも本案に賛成されました。

次いで採決の結果、全会一致原案通

り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第二十、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡祐一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項但書中「第八十九條第一号又は第三号乃至第五号」

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

を「第八十九條第一号、第三号乃至第五号又は第七号」に改める。

第七十一条中「勾引状」を「勾引状若しくは勾留状」に、「司法警察員」を「司法警察職員」に改める。

第七十二条中「勾引状」を「勾引状又は勾留状」に改める。

第七十三条第三項中「勾引状又は勾留状を所持しない場合において、」を「勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、」に改める。

第八十三条第一項中「開示の手続」を「勾留の理由の開示」に改める。

第八十四条第二項中「請求者は、」の下に「書面を」を加える。

検察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代る意見を記載した書面を提出すべきことを命ずることができる。

第八十五条及び第八十六条中「開示の手続」を「勾留の理由の開示」に改める。

第八十九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 被告人が多数共同して罪を犯したものであるとき。

第八十九条第五号の次に次の一号を加える。

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五、被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

第九十八条に次の二項を加える。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指

認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をするとき、第九十二条に次の一項を加える。

検察官の請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。

但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第九十六条第一項を次のように改める。

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五、被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

第九十八条に次の二項を加える。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指

揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止を取り消されたい旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを収監することができる。但し、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十一条の規定は、前二項の規定による収監についてこれを準用する。

第一百五十三条の次に次の一条を加える。

第一百五十三条の二 勾引状の執行を受けた被告人を護送する場合又は引致した場合において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。

第六百六十四条に次の一項を加える。

証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第六百六十七条第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることができる。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求に、上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第九十三条第一項後段を次のように改める。

この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨を、自己に不利な供述を強要されることのない旨」に改める。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求に、上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第九十三条第一項後段を次のように改める。

この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨を、自己に不利な供述を強要されることのない旨」に改める。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求に、上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求に、上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第九十三条第一項後段を次のように改める。

この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨を、自己に不利な供述を強要されることのない旨」に改める。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求に、上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第九十三条第一項後段を次のように改める。

この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨を、自己に不利な供述を強要されることのない旨」に改める。

第六百六十七条の次に次の一条を加える。

第六百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

第百九十九条第二項の次に次の二項を加える。

司法警察員は、第一項の逮捕状を請求するに、検察官(検察官の事務を取り扱う検察事務官を除く。以下本項において同じ。)の同意を得なければならない。但し、検察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が検察官の同意を要する場合において、その同意を得ていないことが明らかとなるときは、逮捕状を発付しないことができる。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを確するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員(警察官又は司法警察員)又は司法警察員(警察官又は司法警察員)又は特別区公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会が指定する警部以上の者に限り、以下本条において同じ。の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百八条の次に次の一条を加える。

第二百八条の二 裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では遅し

困難になると認められる場合に限り、検察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通して五日を超えないことができる。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の二 検察官、検察事務官又は司法警察員は、令状に差し押えるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場所においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することができる。

第二百二十四条第二項に次の後段を加える。

この場合には、第六十七條の二の規定を適用する。

第二百五十四條第一項但書を削る。

第二百五十五條中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。

第二百八十六條の次に次の一条を加える。

第二百八十六條の二 被告人が出席しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出席を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被

告人が出席しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

第二百九十一條の次に次の二条を加える。

第二百九十一條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條中「前条」を「第二百九十一條」に改める。

第二百九十二條の次に次の一条を加える。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十二條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に改める。
第三百九十三条第一項但書を次のように改める。

但し、第三百八十二条の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するため、これを取り調べなければならぬ。

第三百九十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができ、

第三百九十三条に第四項として次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基づいて弁論をすることができ、

第三百九十六条中「第三百七十七条乃至第三百八十三条」を「第三百七十七乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。

第三百九十七条中「第三百七十七乃至第三百八十三条」を「第三百七十七乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三百九十三条第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄しなれば明らかに正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

第四百五十一条第二項中「第三百三十九条第一項第三号」を「第三百三十九条第一項第四号」に改める。

第四百六十条第二項中「第三百九十三条第二項」を「第三百九十三条第三項」に改める。

第四百六十一条第二項を削り、同条の次に次の一項を加える。

第四百六十一条の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受け、ことができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならぬ。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならぬ。

第四百六十二条に次の一項を加える。

前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならぬ。

第四百六十三条に次の三項を加える。

検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならぬ。

つた日から二箇月とする。
第四百六十三条の次に次の一項を加える。

第四百六十三条の二 前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならぬ。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしななければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ、

第四百六十四条及び第四百六十五条第一項中「七日以内」を「十四日以内」に改める。

第四百六十七条中「第三百五十五条乃至第三百五十七条及び第三百五十九乃至第三百六十五条」を「第三百五十五乃至第三百五十七条、第三百五十九乃至第三百六十条及び第三百六十一条乃至第三百六十五条」に改める。

第四百七十四条但書を次のように改める。

但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百八十二条但書を削る。

第四百九十九条第一項中「官報で」を「政令で定める方法によつて」に改める。

ろにより、「に、同条第二項中「十日」を「二十日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

8 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の請求の送達がなく、新法施行前すでに略式命令の請求があつた日から二箇月を経過したものに於ては、公訴の提起は、

さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前すでに裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の請求が送達された事件については、この限りでない。

9 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を適用する。

10 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十一条の二及び第四百六十二条第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができ、

〔郡部一君登壇、拍手〕
○郡部一君 只今上程の刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

現行刑事訴訟法は、御承知の通り昭和二十四年一月一日より施行せられたのでありますが、以来四年半に亘るその運用の実績に照らしまして、実務上現実に訴訟手続の円滑なる遂行に支障を及ぼすような点のあることが明らか

となつたのであります。そこで、政府は、これらの点を是正するために、法制審議会に諮りまして、今般、刑事訴訟法の一部を改正する法律案を立案し、国会に提出したのであります。この改正案は、衆議院におきまして若干の修正を加へられたのであります。その修正点をも含めて刑事訴訟法の全般に亘り六十数カ条の規定を改正してあるものであります。改正の範囲は広汎に亘つてゐるのでありますけれども、差当り必要止むを得ないものと認められる点のみを部分的に改正するにとどめておきますので、刑事訴訟法の基本的構造にはこの改正によつて何らの変更も加へられておらないのであります。

次に改正の主なる点について御説明いたします。

第一は、被疑者及び被告人に対する身体の拘束に関する規定の改正であります。起訴前の勾留期間につきまして、現行法は原則として十日以内に限り、止むを得ない場合に限り更に最大限十日間の延長を認めてゐるのであります。これを、内乱罪、外患罪、国交に関する罪又は騒擾罪の場合に限つて、更に五日を超えない範囲の再延長を認めることとしたのであります。次に、権利保障につきまして、その除外事由を一部拡張いたしましたのであります。その一は、従来、除外事由として、被告人が死刑又は無期の自由刑にあたる罪を犯した場合は挙げられてゐたのを、いわゆる重罪、即ち短期一年以上の有期刑にあたる罪を犯した場合にまで拡張したことです。そのことは、被告人が保釈されると、いわゆるお礼廻りなどをして、被

害者その他の関係人に迷惑を及ぼす危険性のある場合を除く事由に加へたこととあります。この権利保障の除外事由の拡張に伴ひまして、起訴後の勾留期間につきまして若干の改正を行なつておるのであります。即ち、現行法は、この勾留期間を二ヵ月とし、権利保障の除外事由中特定のものに該当する場合を除いては、これを更に一ヵ月に限り延長することができるとしてゐるものであります。除外事由の拡張に伴ひましてこの例外的範囲を拡張し、更に、禁錮以上の実刑の宣告があつた場合は適用しないこととし、専ら裁判所の裁量に委ねることとしたのであります。又、勾留理由開示の手續につきまして、関係人の意見陳述は原則として口頭によるのであるが、裁判長は、相当と認めるときは、書面による意見陳述を命ずることもできるものとしたのであります。

第二は、捜査関係の改正であります。その一は、検察官の司法警察職員に対する一般指示の規定につきまして、その条文が従来解釈上明確を欠き、そのために多少疑義が生じたこととあり、今後その運用に支障を来たさないようにするために、この際この条文を改めまして、規定の内容を明確ならしめたのであります。その二は、逮捕状の請求について、その濫発を防ぐ意味において、司法警察官は公安委員会が指定する警部以上の者に限り請求することができると改めると共に、裁判官がその発付について実質的な審査権を有することを条文上明確にしたのであります。又被疑者に対する供述拒否権の告知について

も、条文の字句を平易明瞭ならしめるように改めておるのであります。第三は、第一審における簡易公判手続の制度を新たに設けたこととあります。これは、被告人が公判廷において有罪である旨を自認した場合に、審理の促進と事件の重点的処理を期し、訴訟経済を図るために、簡易な公判手続による審理を進めることができるとしたものであります。なお、この手続は英米法のアレインメント制度とは異なるのでありまして、被告人が有罪であることを認めても、なお証拠調等の手続はいたすのでありまして、ただその証拠能力に関する制限を多少緩和し、且つ証拠調の方式を簡略に行うことができるようにしたのであります。

第四は、控訴審における事実の取調の範囲を拡張したこととあります。現行法は、控訴審を第一審の判決の当否を批判する事後審とし、第一審判決後に生じた新たな事実を原則として考慮することができない趣旨をとつてゐるのであります。併しながら現行法も一定の範囲において控訴審における事実の取調を認めておるのであります。が、その規定が明確を欠くので、これを補正すると共に、被告人に利益のため真に止むを得ない限度においてこの事実取調の範囲を若干拡張するように改めたのであります。

以上はこの法律案の主なる改正点であります。なお、このほかに、証人に対する旅費、日当の前払、被告人の鑑定留置、上訴権の放棄、略式手続その他について、それら所定の改正を行なつておるのであります。その説明は省略させて頂きます。

委員会におきましては、十五回に亘つて委員会を開き、その間、地方行政委員会との連合委員会も開き、又、各界の有識者十名を参考人として招いて、本案に対する意見を聴取し、慎重に審議を重ねたのであります。各委員からは熱心に質疑が行われ、殊に、検察官の司法警察職員に対する一般的指示に関する規定、逮捕状の請求に関する規定、勾留理由開示の規定、勾留再延長の規定などにつきましては、特に適切且つ有益な質疑がなされたのであります。その詳細については速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて去る二十八日に質疑を打ち切り、昨二十九日討論採決を行なつたのであります。討論に入りまして、一松委員より、修正案及び附帯決議案が提出せられたのであります。

修正案の内容は、第一に、逮捕状の発付に関する規定につきまして、逮捕状の請求に関する裁判官の実質的審査権限を明確にすると共に、検察官の意見を聞くことができる旨の規定を設け、第二に、起訴前の勾留再延長に関する規定につきまして、その制限を更に強化し、第三に、簡易公判手続の規定につきまして、原案では、この手続によつて審理するためには、検察官、被告人及び弁護人の意見を聞けば足ることになつてゐるのですが、この点を同意を要するものと改めるものであります。

○附帯決議案は、権利保障の除外事由の拡張につき、その運用に慎重を期すべきであるという趣旨のものであります。

次に補見委員より、緑風会を代表して、修正案を含む原案並びに附帯決議案に賛成し、その運用につき人権擁護に万全を期すると共に、検察、警察間の従来の相懸については、法務大臣において調整のため努力せられるよう要望する旨の発言があり、更に亀田委員より、社会党第四控室を代表して、修正案、原案、附帯決議案のいずれにも反対の発言があり、その理由として、この改正案の立案及び国会提出の経緯が民意を十分に反映していないこと、その内容が一、二の点を除いては現行法より劣るものであつて、必要以上に人身の拘束を意図するものであるとの二点を挙げられたのであります。

以上を以て討論を終り、直ちに採決に入りまして、先づ修正案について採決いたしましたところ、多数を以て可決し、次に修正案を除くその余の原案について採決いたしましたところ、これも多数可決、更に附帯決議案につきましても多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告いたします。

○議長(河井彌八郎) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。亀田得治君。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 私は、日本社会党を代表して、本案に反対する理由を簡単に申し上げたいと存じます。その理由は二つに要約することができるのであります。

第一は、内容の点でございます。本案の中で、例えば百九十九条の改正規定のごときは人権擁護の立場から見ても立派なものであります。本案が成立した際におきましては、捜査機関の逮捕状請求に対し、裁判官は必要性的判断につき積極的に取組んで行かねば

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

なりません。そのためには、関係機関において、必要な人的配置、予算措置をも考へるところまで今後行く必要があると思はれますが、この改正規定を案出せしめるためには、関係者の今後の一層の努力に待たなければならぬ。このように、本案には極めていいところもあるが、例へば二百八条の二の改正規定のごときは明らかに特定の被疑者に対し差別扱いをするものでありまして、これは憲法第十四条の平等取扱禁止の精神にも反すると私は考へます。その他、人権擁護の立場から見ると、賛成いたしかねるものが多々存するのでございします。即ちこれを要約して申し上げますならば、本案を全体として見ます場合は、政府の原案に比較するならば非常によくなつておるのでございします。現行刑事訴訟法に比較いたしまするならば、明らかに人権擁護の面においては悪くなつておるのでございします。

第二は改正手続の点でございします。政府の原案は各方面の意見を徴して作られたものであると言われておりますけれども、その各方面の意見が調整融合されて一つのものに消化されないうままになつておるのでございします。そのことは国会審議の過程において現われて、そのため立法史上においても前例を見ないほどの大幅の修正を受ける羽目となりました。その結果、最後にまとまりました本案は、いよゝゝ以て支離滅裂の感を与えるのでございします。このような状態になりましたならば、政府は、みずから出直して、練り直して、再出発するのが私は適當ではないかと考へます。決して一日を争つて

成立させなければならぬような法律ではなからうと存するのでございします。刑事訴訟制度というものは、国家の捜査権、裁判権、国民の基本的人権に関する重要な制度について手を着ける際には、その内容に賛成であるか反対であるかというところは別といたしまして、もつと／＼慎重でなければならぬと存するのでございします。

以上申し上げました通り、第一には本案の内容の面から、第二には改正手続の面から見て、本案に反対する次第でございします。

ただ最後に付け加へたいことは、本案につき、政府原案の悪い点の修正のためにたくさん委員の方々が非常に熱心に御努力されました。私もその面においては幾らか協力させて頂きました。そういう關係上、最後に反対討論をしなければならぬという私の立場、その委員の方々の心中を考へますと、大變胸に迫るものを感じるのでございしますけれども、(笑聲)遺憾ながら本案に賛成いたしかねることを御了承願ひたいと考へるのであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 小林亦治君。

○小林亦治君 第十四国会に就きまして、第十五国会も又解散になつたために、今国会に三たび提案せられた刑事訴訟法改正案は、先ほどの委員長長の御報告の通り、戦後の昭和二十四年一月から施行せられたのであります。我が刑事司法の建前が元來大陸法系によつて組立ててあるのに、現行法のごとく英米法流の訴訟法では、木に竹を繼いだ感が深く、運用の面においても幾多の問題が生ずるのであります。現行

法はいわば占領下の法規の一つであつて、独立後の諸般の制度が徐々に本来の姿に還らなければならぬときに、今回本案が問題になつたことは、極めて當然であつて、この限りにおいて私は本案に賛意を表するものであります。

だが、この改正案の内容は僅かに二十数項目、条文にして六十条余りの小部分であつて、根本的な面においては委員長報告の通りなほど遠いものがあるものであります。法務委員会の席上、法務大臣並びに政府委員の諸君がすでに御了解せられた通り、弁護権の制限の撤廃とか、或いは副検事制度の廃止、かような根本的構造に対するところの大改正は次の機会に譲ることとし、差当り先ずこれだけの小部分の改正にとどめて一応やつてみようというところでございします。従つて今回のこれは恒久的な改正立法ではないことは申すまでもありません。

ここに犯罪ありとして官憲が発動した場合に、過去においては、検察側の行動よりも、むしろ我々としては、警察官のやり過ぎに手こずつて来たことは、検事の取扱そのものよりも、警察官の教養、品性が、より強く関心の対象になつて来たことは事実であります。今日の警察に對しては、公安委員会という常設的な制度が裏打ちとなつておるために、捜査権を一任しておくだけのことであつて、若しそれ、今、試験期にあるところの都道府県などの公安委員会の働きがまずかつたり、良識が疑われるようなことがあつた場合には、再び捜査に関する全権が一挙に検事にあと戻りすることは当然であります。今回の改正案が、かま

るに當つて、警察側の意向が大幅に採用せられたと言われているのであります。警察はこれに氣をよくして検事に對立したりすることなく、検事の一般的指示権に對しては、飽くまで謙虚に、協力的でなければならぬ。問題となつた百九十三条の検事の一般的指示権をとりまして、警察側の反対理由は、檢察官がアツシヨとか民主化のため云々という主張がなされたようでありまして、いさゝかこれらの民主的な言葉を食べいものにした感じが深い。警察に對してこの言葉ありということ、鬼の念仏にも似たようなものを感ずるのであります。今後の警察はみずからこの言葉に十分の責任を持たなければならぬと存するのであります。

そこで、先ほどの龜田君の反対の理由、内容において十分理由のあるものを感ずるのであります。私の結論をいたしましては、次の一大改正までの中間立法であるこの刑事訴訟法改正案に對しては、暫定的な試みとして、將來多くの改正点を控へておるべきものとして、ここに賛成の討論を試みた次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局いたしましたものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございします。本案の表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(河井彌八郎) 投票漏れはございませんか。……投票漏れはないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百三十九票。
白色票百二十二票。
青色票十七票。

よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十二名

佐藤 尚武君 小林 武治君
上林 政夫君 楠見 義男君
上林 忠次君 梶原 茂雄君
柏木 康治君 赤木 正雄君
村上 義一君 三浦 辰雄君
前田 穰君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福蔵君
常岡 一郎君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
杉山 昌作君 新谷 寅三郎君
島村 軍次君 横川 信夫君
雨森 常夫君 木村 守江君
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
高野 一夫君 西川 弥平治君
石井 桂君 関根 久蔵君
川口 爲之助君 吉田 萬次君
酒井 利雄君 佐藤 清一郎君
鈴木 幸弘君 森田 豊壽君

谷口弥三郎君	宮本 邦彦君	有馬 英二君	松浦 定義君
長島 銀藏君	長谷山行毅君	菊田 七平君	上條 愛一君
宮田 重文君	滝井治三郎君	棚橋 小虎君	一松 定吉君
大矢半次郎君	石川 榮一君	反対者(青色票)氏名	十七名
松本 昇君	石原幹市郎君	秋山 長造君	阿具根 登君
植竹 春彦君	岡田 信次君	龜田 得治君	清澤 俊英君
松岡 平市君	大谷 盤潤君	小酒井義男君	江田 三郎君
西郷吉之助君	中川 幸平君	森崎 隆君	安部キミ子君
左藤 義詮君	寺尾 豊君	矢嶋 三義君	小笠原三男君
中山 壽彦君	中川 以良君	内村 清次君	須藤 五郎君
吉野 信次君	重宗 雄三君	鈴木 一君	加瀬 完君
津島 壽一君	大達 茂雄君	長谷部ひろ君	木村昭八郎君
青木 一男君	大野木秀次郎君	堀 眞琴君	
愛知 一君	小龍 彬君		
古池 信三君	楠原 亨君		
大谷 賀雄君	高橋 衛君		
横山 フク君	西岡 ハル君		
重政 庸徳君	小澤久太郎君		
鹿島守之助君	木内 四郎君		
藤野 繁雄君	石村 幸作君		
青山 正一君	秋山俊一郎君		
入交 太蔵君	高橋進太郎君		
松平 勇雄君	上原 正吉君		
郡 祐一君	山本 米治君		
小野 義夫君	徳川 頼貞君		
平井 太郎君	川村 松助君		
堀 末治君	池田宇右衛門君		
島津 忠彦君	松野 鶴平君		
小林 英三君	草葉 隆圓君		
泉山 三六君	黒川 武雄君		
石坂 豊一君	井上 知治君		
岩沢 忠恭君	小松 正雄君		
小林 亦治君	東 隆君		
三木 治朗君	加藤シヅエ君		
後藤 文夫君	市川 房枝君		
白川 一雄君	野本 品吉君		
赤松 常子君	最上 英子君		
深川タメ君	武藤 常介君		
八木 幸吉君	相馬 助治君		

有馬 英二君 松浦 定義君
菊田 七平君 上條 愛一君
棚橋 小虎君 一松 定吉君

反対者(青色票)氏名 十七名
秋山 長造君 阿具根 登君
龜田 得治君 清澤 俊英君
小酒井義男君 江田 三郎君
森崎 隆君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 小笠原三男君
内村 清次君 須藤 五郎君
鈴木 一君 加瀬 完君
長谷部ひろ君 木村昭八郎君
堀 眞琴君

○議長(河井彌八君) 日程第二十一、
輸出取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)を議題といた
します。
先ず委員長長の報告を求めます。通商
産業委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

輸出取引法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月二十八日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)
輸出取引法の一部を改正する法律
案

輸出取引法の一部を改正する法
律
輸出取引法(昭和二十七年法律第
二百九十九号)の一部を次のように
改正する。

題名を次のように改める。
輸出取引法
目次 第四章 輸出組合(第八
章 罰則(第三十三
条、第三十七條))

第一章 及び輸出取引を「並び
に輸出取引及び輸入取引」に、「輸出
貿易」を「外国貿易」に改める。
第五條第一項を次のように改め
る。
第六) に改める。

輸出業者は、左の各号の一に掲
げる事由がある場合において、そ
れぞれ各号に掲げる事由を除去す
るため必要があるときは、通商産
業大臣の認可を受けて、当該仕向
地に輸出する当該貨物と同種若し
くは類似の貨物の輸出取引におけ
る価格、品質その他の取引条件若
しくは数量その他の輸出に係る取引
に関する事項について協定を締結
し、又はその協定をもつてしては
当該事由を除去することが困難で
ある場合において、その協定を締
結するとともに、通商産業大臣の
認可を受けて、当該貨物と同種若
しくは類似の貨物の生産業者若し
くは販売業者と輸出すべきこれら
の貨物の価格、品質その他の取引
条件、取引数量その他の国内取引に

関する事項について協定を締結す
ることが出来る。但し、輸出業者
が貨物の輸出取引における価格、
品質その他の取引条件又は数量以
外の輸出に係る取引に関する事項
については協定を締結することがで
きるのは、第三号又は第四号に掲
げる事由がある場合において、そ
れぞれ第三号又は第四号に掲げる
事由を除去するため必要がある場
合に限る。
一 貨物の輸出価格が著しく低
く、又はその輸出数量が著しく
多いため、仕向地におけるその
貨物と同種又は類似の貨物の需
給に著しい影響を及ぼし、仕向
地の関係事業者の利益を著しく
害し、又は害するおそれがある
こと。
二 貨物の輸出価格の変動により
仕向地の輸入業者が著しい損失
を受けるため、その貨物の輸出取
引の成立が困難となり、又は困
難となるおそれがあること。
三 輸出貨物に係る仕向地の輸入
取引における競争が実質的に制
限され、又はその仕向地に対す
る輸出取引における競争が不当
に制限されているため、国内の
関係事業者の利益を著しく害
し、又は害するおそれがあるこ
と。

四 当該貨物が輸出されたことが
ないか、又は当該貨物の輸出数
量の累計が著しく少いため、輸
出取引における通常の取引関係
が確立されるに至らなかった仕
向地について、その貨物の輸出
取引における競争が過度に行わ

れることにより、その貨物の輸
出取引の成立が困難となり、又
は困難となるおそれがあるこ
と。

第五條第三項中第三号を第五号と
し、第二号の次に次の二号を加え
る。
三 その協定に参加し、又はその
協定から脱退することを不当に
制限しないこと。
四 国内の関係事業者又は一般消
費者の利益を不当に害するもの
でないこと。

第七條の次に次の一章を加える。
第三章の二 輸入業者の協定
(協定)
第七條の二 輸入業者は、左の各号の
一に掲げる事由がある場合におい
て、それぞれ各号に掲げる事由を
除去するため必要があるときは、
通商産業大臣の認可を受けて、当
該貨物と同種若しくは類似の貨物
の輸入取引における価格、品質そ
の他の取引条件若しくは数量その
他の輸入に係る取引に関する事項に
ついて協定を締結し、又はその協
定をもつてしては当該事由を除去
することが困難である場合におい
て、通商産業大臣の認可を受け
て、当該貨物と同種若しくは類似
の貨物の需要者若しくは販売業者
と輸入するこれらの貨物の価格、
品質その他の取引条件、取引数量
その他の国内取引に関する事項につ
いて協定を締結することができ
る。

一 輸入貨物に係る船積地の輸出
取引における競争が実質的に制
限され、又は輸入取引における

五七六

第十一条第二項中「又は類似の貨物」を「若しくは類似の貨物」に、「又

3 輸出組合は、出資の第一回の払込のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内、

第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで（總會及び總代会）、第六十二條から第六十六條ま

五七七

引法第十八条第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは、前項第一号から第五号まで」と、第八十三条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込」とあるのは出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「輸出取引法第十四条第一項の認可」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「書面」と、第九十七条第一項中「第三項」とあるのは「輸出取引法第十八条第二項」と読み替へるものとする。

2 中小企業等協同組合法第十条(出資)、第十五条から第十八条まで(加入及び脱退等)、第二十条から第二十三条まで(持分等)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込)、第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金)、第五十九条から第六十一条まで(剰余金の配当等)、第七十条第三項(事業、第八十三条第二項第五号、第八十六条第二項(登記)並びに第百十五条第十三号及び第十四号(罰則)の規定は、出資輸出組合に準用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の

十)」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、「三人」とあるのは「九人」と読み替へるものとする。
第十九条の次に次の一章を加へる。

第四章の二 輸入組合

(法人格)
第十九条の二 輸入組合は、法人とする。

(設立)
第十九条の三 輸入組合は、

当該貨物の輸入取引の秩序を確立するためには輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与すると認められる貨物であつて、政令で定めるものの輸入業者又は輸入組合でなければ、設立することができない。
(事業)
第十九条の四 輸入組合は、第七条の二第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他の輸入に係る取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の国内取引に関

する事項について、定款で定めるところにより、組合員のためにする団体協約を締結することができる。

2 輸入組合は、前項に定めるものの外、輸入組合の所屬員(輸入組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ)の共通の利益を増進するための施設を行うことができる。

3 第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七條の規定は、第一項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に準用する。
(組合員の資格)
第十九条の五 輸入組合の組合員たる資格を有する者は、第十九条の三に規定する者であつて、定款で定めるものとする。

(準用)
第十九条の六 第四章(第八條、第十一條及び第十二條を除く)の規定は、輸入組合に準用する。この場合において、第十三条中「三十人」とあるのは「十人」と、「十人」とあるのは「五人」と、第十九条第一項中「輸出組合登記簿」とあるのは「輸入組合登記簿」と読み替へるものとする。

第五章中第二十條の前に次の二條を加へる。
(輸出価格等に関する命令)
第十九条の七 通商産業大臣は、第五條第一項の協定を締結し、又は第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出額がその仕向地に輸出されるその貨物と同種の貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めてい

る場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第五條第一項各号の一に掲げる事由を除去することができなかつた場合において、当該事由を除去しなければ輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸出貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、通商産業省令で、当該仕向地に当該貨物を輸出しようとするときは、その輸出取引における価格又は数量につき通商産業大臣の承認を受けなければならぬものとする。ことができる。但し、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項の規定に基き政令の規定により通商産業大臣の輸出の承認を受けるべき特定の種類の貨物については、この限りでない。

3 前二項の通商産業省令による制限は、第五條第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものでなければならぬ。
4 通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令に違反した者に對し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。
(輸入価格等に関する命令)
第十九条の八 通商産業大臣は、第七條の二第一項の協定を締結し、又は第十九條の四第一項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸入業者の当該協定又は組合員の遵守すべき事項に係る船積地から輸入する当該貨物の輸入額がその船積地から輸入されるその貨物と同種の貨物の總輸入額に對し相當の比率を占めてい

る場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第七條の二第一項各号の一に掲げる事由を除去することができなかつた場合において、当該事由を除去しなければ輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、通商産業省令で、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件又は数量につき輸入業者の遵守すべき事項を定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、同項に規定する事由を除去するための措置

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の通商産業省令に準用する。

第二十條を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十條 私的独占の禁止及び公正

取引の確保に關する法律（昭和十二年法律第五十四号）の規定は、第五條第一項若しくは第二項（第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）、第七條の二第一項、第十一條第二項又は第十九條の四第一項の認可を受けてする正当な行爲には、適用しない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は事業者が不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 当該認可に係る貨物以外の貨物であつて、当該認可に係る貨物と同種又は類似ものの国内取引の一定分野における競争を實質的に制限するとき。

第二十一条第一項中「又は第十二

条第二項を、「第七条の第二項、第十一條第二項又は第十九條の第四第一項」に改め、同条第四項中「第五條第一項の下に」若しくは第七条の第二第一項を加え、「同条第二項を」第五條第二項に改め、「第十一條第二項」の下に「若しくは第十九條の第四第一項を」、「遵守すべき事項」の下に「若しくは団体協約を加え」、「同条第三項を」第十一條第三項又は第十九條の第四第三項に、「第五條第三項第一号又は第二号を」第五條第三項第一号から第四号までの「一」に、「第十一條第三項を」第七条の第二第二項、第十一條第三項又は第十九條の第四第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項

を加える。

3 通商産業大臣は、第十九条の七

第一項若しくは第二項又は第十九条の八第一項若しくは第二項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会にその旨を通知しなければならぬ。

第二十一条に次の一項を加える。

6 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞な

第二十二条中「若しくは第二項、」

の下に「第七条の二第二項、」を、若しくは第十七条第二項」の下に（これらの各規定を第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第十九

條の四第一項を加え「若しくは第十八条第一項の規定による処分をしようとするときを」、第十八条第二項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定による処分をし、若しくは第十九条の七第一項若しくは第二項若しくは第十九条の八第一項若しくは第二項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするとき」に改め、「当該処分」の下に「若しくは通商産業省令」を加え、「又は第十七条第一項の認可」を「若しくは第十七条第一項の認可又は第十八条第一項の規定による命令」に、「認可に係る」を「認可又は命令に係る」に改め、「輸出業者」の下に「又は輸入組合の所屬員たる輸入業者」を加える。

第二十三条から第二十九条までを次のように改める。

(輸出入取引審議会への諮問)

条第四号若しくは第十九条の三の
 政令の制定若しくは改廃の立案を
 し、又は第十九条の七第一項若し
 くは第二項若しくは第十九条の八
 第一項若しくは第二項の通商産業
 省令の制定若しくは改廃をしよう
 とするときは、輸出入取引審議会
 に諮問しなければならない。

第三十二條中「輸出業者又は輸出

組合」を「輸出業者、輸入業者、輸出組合、輸入組合、輸出すべき貨物の生産業者若しくは販売業者又は輸入する貨物の需要者若しくは販売業者」に改める。

第六章中第三十三条の前に次の一條を加える。

第三十二条の二 輸出組合又は輸入

組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外に

おいて、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以

下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第三十三条中「第四条第二項」の下に「又は第十九条の七第四項（第十九条の八第三項において準用する場合を含む。）を加える。

第三十四条第一号中「第五条第一項」の下に「又は第七条の二第二項」を加え、「同項」を「これらの規定に

改め、同条第二号中「第五条第二項」の下に「(第七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第六条」の下に「(第七条

の第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第三十五条中「輸出組合」の下に「又は輸入組合」を加え、同条第一号中「第十一条第二項」の下に「又は第十二条第二項」を加える。

第三十六條第一号中「第十一条第三項」を「第七条の二第二項、第十一条第三項又は第十九条の四第三項」

に改め、同条第二号中「第十条第二項」の下に「(第十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第

二号的次に次の一号を加える。

三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百四条第三項又

は第百五条第二項の規定による
検査を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

第三十六条の次に次の一条を加え

る。

第三十六条の二 輸出組合又は輸入組合が第十九条第一項（第十九条

の六において準用する場合を含む。において準用する中小企業等協同組合法第百六条の規定による

命令に違反した場合には、その輸出組合又は輸入組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七条中「前四条」を「前五条」に改める。

附則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める。
- 2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「中小企業等協同組合」の下に「輸出組合、輸入組合」を、「中小企業等協同組合法」の下に「輸出入取引法」を加える。
- 3 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十六条中「又ハ住宅組合」の下に「輸出組合若ハ輸入組合」を加える。
- 4 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九条第六項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く。)」の下に「輸出組合、輸入組合」を加える。
- 5 前項の規定による改正後の法人税法第九条第六項の規定は、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

- 6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百九十六条中「水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」の下に「輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)」を加える。
第三百四十八条第五項及び第七百四十三条第六号中「水産業協同組合法」の下に「輸出入取引法」を加える。
第七百四十六条第二項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 輸出組合及び輸入組合
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第二十四号を次のように改める。
二十四 輸出業者及び輸入業者の協定並びに輸出組合及び輸入組合の組合員の遵守すべき事項及び団体協約を認可すること。
- 7 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第二十四号を次のように改める。
二十四 輸出業者及び輸入業者の協定並びに輸出組合及び輸入組合の組合員の遵守すべき事項及び団体協約を認可すること。

第二十五条第一項の表中	
輸出入協同組合	輸出入協同組合の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出入取引審議会	輸出入取引並びに輸出入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。

〔中川以良君登壇、拍手〕
○中川以良君 只今議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果について御報告をいたします。
御承知の通り、輸出入取引法は昨年八月に制定を見ましたもので、その目的は、即ち、不公平なる輸出入取引を防止し、私的独占禁止法の適用除外として、一定の限度で輸出入業者の協定と輸出組合の設立を認めることにしたものであります。然るところ、その後、現行法で許されている輸出入業者の協定又は輸出組合の活動範囲では、目的に対する効果不十分な場合が種々と生じて参つたのであります。と同時に、又、現行法では、輸出入取引に關しましては何らの規定もありませんが、一定の限度で輸出入業者のカルテルと輸入組合の設立を認めることが肝要となつて参つたのであります。そこで、かかる諸要請に応じまして本改正案が提出せられました。その要点を申し上げます。
第一に、題名を輸出入取引法に改めております。
第二に、輸出入業者のみの協定或いは輸出組合だけでは不十分な場合に、輸出入業者或いは輸出組合が、価格、数量、及び取引条件につきまして、メーカ又は販売業者と協定を結ぶことができるようになつております。なお輸出入業者の協定及び輸出組合を設立できる場合の追加いたしました。輸出市場で、我が国と競争になる国より不利な条件があるとき、及び新市場との輸出入取引で過度の競争が行われる場合などを認めております。

第三は、輸出組合について、その財政的な基礎を強化するため出資制度を認めているのであります。
第四は、輸出入取引の競争が過度に行われる場合、或いは通商協定を達成するため、割高物資でも輸入する必要があるときに、輸入業者が協定を結ぶことを認め、又嚴重なる制限下に輸入組合の設立を認めております。
最後に第五として、業務の協定又は組合の活動できる範囲を拡大に拡大をいたしました。それだけでは弊害が除去できない場合は、通商産業大臣がアウトサイダーに対しても勧告或いは承認、命令を出して、これに同調させることができるようになっております。
以上が本改正の要点であります。本委員会は、審議に際して、特に経済安定委員会と連合審査を重ね、又関係事業者の意見をも聴取いたしました。慎重に審議いたしました。質疑の主なものは次の通りでございます。
即ち、大臣の勧告、承認、命令は、関連産業に及ぶかとの質問に對しまして、政府当局よりは、直接には輸出入業者に対するものであるが、その反映は当然関連産業に及ぶであろうとの答弁がありました。メーカは輸入組合に加入できるか、できるとすれば、何故明文化しないのかとの質問に對しましては、輸入の意思と能力のある者は加入はできるが、組合が同業者団体であるという性格からして、明記はできがたという答弁がありました。又、いわゆる四原則を掲げねばならぬ理由は何故であるかとの質問に對しましては、論議を重ねた問題ではあるが、実質が確保できれば、対外的に刺激でないこととがよくないかとの判断の下にかういたしましたのであるとの答弁がございました。次に、輸入組合で資金の借入れはできないかとの質問に對しましては、輸入組合は初めて設けたものであり、今回はまだ認めないことにしたのであるとの答弁がございました。その他詳細は速記録によつて御覧を頂きたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、先ず加藤委員より「時宜に適用したものとして賛成であるが、協定や組合はもつと自由にすべきで、相手国のことはかりがねをして、いわゆる四原則を冒頭に掲げるがときは、独立国家としていささか不自然な感じがする。又、輸出或いは輸入の意思と能力のあるメーカが協定を結び又は組合に加盟ができることを将来明文化せられたら」との希望を附して賛成意見が述べられました。次いで豊田委員より「本法案は弊害除去に重点が置かれてゐるから、これに並行して積極的な貿易振興策を講ぜられたい」との希望を附して賛成意見が述べられました。
かくて採決に入りましたところ、本法律案は全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。
右御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第二十二、日本放送協会昭和二十六年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長左藤義詮君。

日本放送協会昭和二十六年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

検 第 二 一 号
昭和二十八年一月三十一日
会計検査院長 佐藤 基

内閣総理大臣吉田茂殿

日本放送協会昭和二十六年事業年度貸借対照表等の回付について日本放送協会昭和二十六年事業年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。

なお、検査の結果特に記述すべき意見はない。

一、昭和二十六年年度財産目録

昭和二十七年三月三十一日現在

科 目	摘 要	内 訳	金 額
(資産の部)			
流動資産			
現金預金			三三、九四八、八八六
銀行預金			一、六六七、〇〇〇
振替貯金			一、七〇二、七六三
受信料未収金			二、七五五、一五八
未収受信料欠損引当金			九、八〇五、五七六
委託修理業務用物品			二、〇〇〇、〇〇〇
貯蔵品			三八八、〇六五
前払費用			七〇八、五八八
その他の流動資産			四、九三三、九八六
未収金			五、七〇〇、〇〇〇
差入保証金			一、七〇〇、〇〇〇
保管有価証券			一、七〇〇、〇〇〇
建物の貸借保証金外			八、一六四、四七〇
委託集金保証預り証券			一、七〇〇、〇〇〇
国際放送関係政府交付金外			
建物貸借保証金外			
委託集金保証預り証券			

「審査報告書は都合により附録に掲載」

目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

国会に提出する。
昭和二十八年二月二十六日
内閣総理大臣 吉田 茂

固定資産	連合軍放送関係立替払外	四、六四一、八〇八	三、四四一、九六六
建物	局舎及び付属建物外	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
構築物	同上減価償却引当金	二、七五五、一五八	一、四三三、三三三
構築物減価償却引当金	空中線装置外	三、九四八、八八六	三、九四八、八八六
機械	同上減価償却引当金	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
機械減価償却引当金	放送機外	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
器具什器	同上減価償却引当金	二、七五五、一五八	一、四三三、三三三
器具什器減価償却引当金	楽器、事務用什器外	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
土地	同上減価償却引当金	一、六六七、〇〇〇	一、六六七、〇〇〇
建設仮勘定	局舎敷地外	一、七〇二、七六三	一、七〇二、七六三
投資有価証券	未完成建物、機械	三、九四八、八八六	三、九四八、八八六
繰延勘定	電気興業株式会社株式外	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
前払費用	前払借家料	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
放送債券発行差金	放送債券発行差金未償却額	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
特定資産	放送債券償還資金積立金	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
減価用放資勘定			
資産合計			
(負債の部)			
流動負債			
未払金	物品購入代金未払金外	二、七五五、一五八	二、七五五、一五八
受信料前受金	三年度分以降前受受信料	九、八〇五、五七六	九、八〇五、五七六
その他の流動負債			
前受収益	敷地賃貸料前受金	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
預り金	委託集金保証金	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
預り有価証券	委託集金証預り証券	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
仮受金	源泉徴収所得税外	二、七五五、一五八	二、七五五、一五八
固定負債			
放送債券			
長期借入金	日本勧業銀行	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
負債合計			

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 日本放送協会昭和二十六年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 日本放送協会昭和二十六年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

五八二

二、昭和二十六年年度貸借対照表

昭和二十七年三月三十一日現在

(科)	(目)	(資産の部)	(負債の部)
流動資産	現金預金	1,000,000,000.00	
	受償料未収金	1,000,000,000.00	
	未収受償料欠損引当金		1,000,000,000.00
	委託修理業務用物品	1,000,000,000.00	
	貯蔵品	1,000,000,000.00	
	前払費用	1,000,000,000.00	
	その他の流動資産	1,000,000,000.00	
流動資産合計		4,000,000,000.00	
固定資産	建物	1,000,000,000.00	
	建物減価償却引当金		1,000,000,000.00
	構築物	1,000,000,000.00	
	構築物減価償却引当金		1,000,000,000.00
	機械	1,000,000,000.00	
	機械減価償却引当金		1,000,000,000.00
	器具什器	1,000,000,000.00	
	器具什器減価償却引当金		1,000,000,000.00
	土地	1,000,000,000.00	
	建設仮勘定	1,000,000,000.00	
	投資有価証券	1,000,000,000.00	
	固定資産合計	4,000,000,000.00	
繰前払費用		1,000,000,000.00	
繰延債券発行差金		1,000,000,000.00	
繰延勘定合計		2,000,000,000.00	
特定資産		1,000,000,000.00	
減債用放資勘定		1,000,000,000.00	
資産合計		11,000,000,000.00	
流動負債			1,000,000,000.00
未払金			1,000,000,000.00
受償料前受金			1,000,000,000.00

(科)	(目)	(資本の部)
固定負債	放送負債	1,000,000,000.00
固定負債合計		1,000,000,000.00
流動負債	長期借入金	1,000,000,000.00
流動負債合計		1,000,000,000.00
固定資本	固定資本	1,000,000,000.00
再評価積立金		1,000,000,000.00
当期剰余金		1,000,000,000.00
剰余金合計		2,000,000,000.00
資本合計		3,000,000,000.00
負債資本合計		2,000,000,000.00

三、昭和二十六年年度損益計算書

昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日まで

(科)	(目)	(金額)
事業収入	受取金	1,000,000,000.00
交付金	収入	1,000,000,000.00
雑収入	雑収入	1,000,000,000.00
事業収入合計		3,000,000,000.00
事業支出	減価償却費	1,000,000,000.00
未収受償料欠損償却		1,000,000,000.00
放送債券発行差金償却		1,000,000,000.00
支払利息		1,000,000,000.00
雑支出		1,000,000,000.00
事業支出合計		5,000,000,000.00
当期剰余金		2,000,000,000.00

四、昭和二十六年財産目録、

貸借対照表及び損益計算書
に關する説明書

一 決算概説

昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日までの収入総額は、六八億七千二百六十二千円、支出総額は、六十七億五千万四千四百円、差引本年度の収支剰余金は、一億二千六百七十七千円となり、これに前年度からの繰越収支剰余金を加えれば、後期繰越剰余金は、一億五千万七千九百九十四円である。

二 資産及び負債並びに損益の状況

一 資産について

昭和二十七年三月三十一日現在における資産総額は、四億七千七百六十六千円であり、その内容は、大要次のとおりである。

イ 流動資産

流動資産総額三億三千万九百三十三千四百円中現金預金一億四千五百七十七千円は、手持資金であり、受領料未収金三億八千八百一十一千円は、前年度及び本年度の受領料未収金七千九百一十一千円から翌年度における欠損見込額四千万円を控除したものである。委託修理業務用物品七千八百九十九千円は、放送法第九條第二項第七号により行う機器修理用物品の在庫高であり、貯蔵品四十五万九千三百円は、一般機器補修用材料、業務用備品消耗品等の在庫高である。前払費用四十二万二千円は、前払借入金利息、火災保険料等であり、その他の

流動資産八千六百万九千九百九十四円は、

放送役務料未収金五八六万六千六百六十六千円、国際放送交付金未収金一千万円等である。

ロ 固定資産

固定資産総額三億五千四百一十九万六千六百六十六千円中建物一億四千三百三十三万三千四百円、構築物三億五千万二千四百円、機械十二億六千三百四十千円、器具什器八千三百三十三千円は減価償却引当金を控除した現在価額である。建設仮勘定八千四百一十五万一千円は、現在建設中の網走放送所の十キロ二重放送装置、円筒鉄柱、発電装置等五七〇万円の他音声調整装置等である。投資有価証券五十一万七千円は、電気興業株式会社の株式六千四百〇株三万二千円等である。

ハ 繰延勘定

繰延勘定四万五千八百七十七千円は、放送債券発行総額一億五千万円中の発行差金未償却額四万五千八百七十七千円等である。

ニ 特定資産

特定資産一億六千万円は、減価用放資勘定で放送債券発行総額一億五千万円に對し、放送法第四二條第三項によつて積み立てられた債券償還のための資金である。

二 負債について

昭和二十七年三月三十一日現在における負債総額は、一億六千六百六十六千円であり、その内容は、大要次のとおりである。

は、大要次のとおりである。

イ 流動負債

流動負債二億一千四百六十二千円中未払金一億七千三百七十七千円は、五〇W放送機、音声調整装置、定周波交流電源装置改修代金その他物品購入代金等の支払手続未了によるものであり、受領料前受金八千九百九十九千円は、翌年度以降分の受領料である。その他の流動負債二億九千九百九十九千円は、源泉徴収所得税仮受金等である。

ロ 固定負債

固定負債一億四千五百〇〇万円は、放送債券一億五千万円及び長期借入金四億四千万円である。

三 損益について

本年度の事業収入は、受領料五億八千三百〇〇万二千円、入金収入一億四千七百五十五千円、役員収入二億六千三百四十二千円及び雑収入二億五千六百二十二千円、合計五億八千八百八十八千円であり、これに對し事業支出は、事業費四億九千九百九十九千円、減価償却費三億八千七百七十七千円、未収受領料欠損償却四千万円、放送債券発行差金償却九千八百七十七千円、支払利息一億一千七百二十二千円、及び雑損一億九千五百二十二千円、（建設費から振り替えた間接経費）一億七千三百四十三千円を含む、合計五億六千八百八十八千四百四十四円、差引当期剰余金は、二億六千七百六十六千円である。

三 収入及び支出の状況

本年度における収入総額は、交付金収入一億四千七百五十五千円及び役員収入二億六千三百四十二千円を加え六億八千八百八十八千円であり、これを当初予算額六億三千七百四十七千円に比較すれば、四億五千一百四十一千円の収入増であり、支出総額は六億七千五百四十九千四百円、これを予算額六億五千八百八十八千四百円に比較すれば、八千九百六十一千円の支出減であり、その内容は、大要次のとおりである。

一 収入について

イ 資本収入
資本収入は、九億八千八百八十八千円であり、これを当初予算額八億七千九百〇〇万に比較すれば、一億七千八百八十八千円の収入増である。

すなわち、放送債券は、五億円を発行し、長期借入金金は、前年度の放送債券発行未済分一億四千万円及び一般設備資金五千万円を借り入れた結果、当初予算額五千万円に比較すれば、一億円の収入増である。

売却固定資産代金は、当初予算額三千万円に對し、二億八千九百二十二千円であり、減価償却引当金は予定のとおり三億八千三百七十七千円である。

その他、大阪電子工業株式会社から長期貸付金の返還を受けたもの六千二百円、また、放送債券償還未済のため、積立金の戻し入れがなかつたもの一三〇〇万円の収入増である。

ロ 事業収入

事業収入は、五億八千八百八十八千円であり、これを当初予算額五億四千九百四十七千円に比較すれば、三億九千〇四十一千円の収入増である。

すなわち、受領料収入は、受信契約者の増加及び収納率向上の結果、五億八千三百〇〇万二千円となり、当初予算額五億四千九百六十一千円に比較すれば、九千九百三十九千円の収入増である。

交付金収入は国際放送交付金一千万円、及び選挙放送交付金四千万七千五百円、役員収入は連合軍関係放送役務料金二億六千三百四十二千円、その他雑収入二億五千六百二十二千円である。

二 支出について

イ 資本支出

資本支出は、一億三千七百九十八万三千四百円、これを予算額一億二千四百四十二千円に比較すれば、四一四万一千二百円の支出増であるが、予算総則による前年度からの予算繰越額一億六千三百四十九千円を加えれば、一億二千万五千八百八十八千円の支出減である。

すなわち、建設費は、一億四千九百九十九千円、これを予算額九億三千七百四十二千円に比較すれば、一億三千二百四十一千円の支出増であるが、予算繰越額一億六千三百四十九千円を加えれば、五九八〇万八千円の支出減である。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 日本放送協會昭和二十六年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

五八三

放送債券償還積立金繰入は、前年度発行予定額中一億円が発行に至らなかったため、本年度償還予定額一三〇〇万円の償還がなかったため、本年度未償立金繰入額は一億五〇〇万円となり、これを当初予算額一億一三七〇万円に比較すれば、八七〇万円の支出減である。

諸返還金は、放送債券が前記のとおり、償還に至らなかったことと、長期借入金金の返還予定額のうち、四千万円を繰り延べたことにより、一億六〇〇万円となり、これを当初予算額二億一三〇〇万円に比較すれば、五三〇〇万円の支出減である。

事業支出

事業支出は、五四億四二五万一千四百で、これを予算額五四億九一八〇万一千円に比較すれば、四九二九万円の支出減である。

すなわち、事業費は四九億五〇九四万二千円で、予算額五〇億二八三三万二千元に比較すれば、七三三万八千円の支出減であり、このうち、人件費(給与及び退職手当)は、一八億六四九万九千円で予算額一八億六八八一三万五千円に比較すれば、一六三万六千円の支出減である。また、物件費は三〇億八四四万三千円で、これを予算額三億六〇一八万五千円に比較すれば、七五七四万二千円の支出減である。

四

減価償却費は、予定のとおり三億八三七万円であり、未収受償料欠損償却四一〇〇万円の増であり、特定資産一億六〇〇〇万円の増であり、これを前年度末の五五〇〇万円の増である。一億五〇〇万円の増である。

五 資本(固有資本及び剰余金)に関する事項

昭和二十七年三月三十一日における資本総額は二四億七六四万四千円、これを前年度末の資本総額二億四〇六二万六千円に比較すれば、一億六七〇一八八千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

一 固有資本

固有資本一六億八六二万一千円中一億六三三万七千五百円は、昭和二十五年六月一日社団法人日本放送協会から承継した純財産であり、一四億四四二万四千円は、本年度決算時の再評価積立金から組み入れたものである。

二 剰余金

再評価積立金四億八八七四万九千円は、本年度決算時の再評価積立金から一四億四四二万四千円を固有資本に組み入れた残額であり、積立金五〇二四万八千円は、再評価積立金を除く本年度決算時の剰余金から放送法施行規則の改正により、前記承継純財産相当額一億六三三七万五千円を固有資本に振り替えた残額である。当期剰余金は、二億六七〇二万六千円であり、以上により、本年度末における剰余金の総額は、七億九九〇二万三千円である。

〔左藤義経君登壇、拍手〕

○左藤義経君 只今議題となりました日本放送協会昭和二十六年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項によつて会計検査院の検査を経て内閣より国会に提出されたものであります。

日本放送協会の昭和二十六年年度末の資産総額は四十億七千七百七十万円、負債総額は十六億六千四百四十四万円であり、昭和二十五年年度末と比較しますと、資産において約一割八分、負債に

おいて約三割七分の増加となつております。又二十六年年度の損益計算は、事業収入総額五十八億八千五百八十八万円、事業支出総額五十六億一千八百八十万円、差引二億六千七百九十万円の剰余となつておりますが、これらについての詳細は本件説明書について御覧を願いたいと存じます。本件に対する会計検査院の検査の結果は、特に記述すべき意見はないという報告になつております。

当委員会は、本件について、郵政省当局、会計検査院並びに日本放送協会会長及び理事者につき詳細に互つて質疑をしまして、慎重審議の結果、全会一致を以て本件については異議がないものと議決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件全部を問題に供します。委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て委員長報告の通り決せられました。

都合によりまして七時三十分まで休憩いたします。

午後六時三十分休憩

午後八時三十分開議

○議長(河井彌八郎) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(外務省参考)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

昨日内閣総理大臣から、外務省参考手に衆議院議員小金義昭君、同じく早稲田柳右エ門君、本院議員岡崎眞一君を任命することについて本院の議決を求めて参りました。三君が外務省参考手に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本件は、三君が外務省参考手に就くことができると議決されました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告いたします。

〔参事朗読〕

本日衆議院から左の衆議院提出案は同院において本院の修正に同意しないことを議決し、両院協議会を開くことを求める旨の請求書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

本日議員左藤義詮君外四十八名から委員審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

日中貿易促進決議案

本日委員長から左の報告書を提出した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案修正議決報告書

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案可決報告書

道路交通取締法の一部を改正する法律案可決報告書

揮発油税法の一部を改正する法律案可決報告書

資産再評価法の一部を改正する法律案可決報告書

関税定率法等の一部を改正する等の法律案可決報告書

特別減税国債法案可決報告書

産業投資特別会計法案可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、公職選挙法の一部を改正する法律案阿院協議会協議委員の選挙を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。協議委員の数は十名でございます。

○石村幸作君 公職選挙法の一部を改正する法律案阿院協議会協議委員の選挙は成規の手続を省略して、議長

において指名せられんことの動議を提出いたします。

○杉山昌作君 私は、只今の石村君の動議に賛成をいたします。

○議長(河井彌八君) 石村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参事に朗読いたします。

〔参事朗読〕

公職選挙法の一部を改正する法律案阿院協議会協議委員

青山 正一君 石村 幸作君

長谷山行毅君 堀 末治君

島村 軍次君 館 哲二君

内村 清次君 若木 勝蔵君

松澤 兼人君 松原 一彦君

○議長(河井彌八君) これより直ちに協議委員の正副議長を選挙せられんことを望みます。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、日中貿易促進決議案(左藤義詮君外四十八名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては、左藤義詮君外四十八名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し

趣旨説明の発言を許します。左藤義詮君。

日中貿易促進決議案

右の議案を決議する。

昭和二十八年七月三十日

発議者

左藤 義詮

白波瀬 米吉

山本 米治

滝井 三郎

吉田 萬次

佐藤 清一郎

館 哲二

三木 與吉郎

野田 俊作

楠見 義男

森田 義衛

苦米 地義三

千田 正

平林 太一

須藤 五郎

松浦 清一

東 隆

小林 亦治

田中 一

松永 義雄

山下 義信

山田 節男

佐多 忠隆

海野 三朗

栗山 良夫

参議院議長河井彌八君

日中貿易促進決議

政府は、すみやかに日本と中華人民共和国との貿易上の障害である貿易制限を当面少くとも西欧並みにし、相互に通商するための渡航制限を緩和するなど日中貿易促進について適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

〔左藤義詮君登壇、拍手〕

○左藤義詮君 只今上程の日中貿易促進決議案につき、参議院各派を代表してその趣旨を弁明いたします。

先ず案文を朗読いたします。

日中貿易促進決議

政府は、すみやかに日本と中華人民共和国との貿易上の障害である貿易制限を当面少くとも西欧並みにし、相互に通商するための渡航制限を緩和するなど日中貿易促進について適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

て適切な措置を講ずべきである。右決議する。

〔左藤義詮君登壇、拍手〕

○左藤義詮君 只今上程の日中貿易促進決議案につき、参議院各派を代表してその趣旨を弁明いたします。

先ず案文を朗読いたします。

日中貿易促進決議

政府は、すみやかに日本と中華人民共和国との貿易上の障害である貿易制限を当面少くとも西欧並みにし、相互に通商するための渡航制限を緩和するなど日中貿易促進について適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

次に提案の理由を申し上げますが、無謀なる戦争によつて根本から破壊せられた我が国産業の復興が容易の業でないことは申すまでもございませぬ。この狭隘な国土に八千余万の国民が生きて行くためには、何よりも先ず貿易の振興を図らなければなりません。この生命線とも言ふべき貿易が極度の不振に陥り、明日をもう知らぬ特需その他によつて露の命を繋ぐ有様では、国家の前途誠に憂慮に堪へざる次第であります。世界各國に對して正常貿易の伸張を図ることは今や焦眉の急であります。特に隣邦五億の大衆を擁する中国との貿易を再開すべきことは正に喫緊の急務と存じます。西欧の自由主義諸国においても中国市場に異常な関心を示し、経済使節団の派遣、見本市の開催等、着々として通商取引を實現してゐるのであります。地理的、歴史的にも、又経済的にも、最も密接な関係にある我が国が、ひとり貿易杜絶同様の事情にあることは、國民多数の遺憾とするところであります。

すでに我が国産業界は勿論、地方自治団体、労働団体等、國民の各階層に亘つて日中貿易の促進を要望するの声いよ／＼熾烈なるものがあるものであります。若し我が国が、徒らに躊躇逡巡して時機を失するならば、中国市場はひとり共產主義諸國のみならず、西欧諸國によつて先制の優位を占められ、我が國の進出すべき余地は甚だしく局限せられるであらう。かくては我が國民経済の前途はますます暗澹たるざるを得ないのであります。

時あたかも朝鮮休戦協定は調印せられ、中国との貿易を禁止又は制限する理由は殆んど消滅したいたとも申されましよう。少くとも西欧諸國にその輸出の許さるる商品が我が國からは許されないといふことが公平、不均衡を除去し、我が國貿易の制限を速かに西欧諸國並みに緩和すると共に、通商のための渡航その他の制限を解除するのみでなく、更に進んで對中国の貿易の増進について有効適切な措置を講ずべきであると存するのであります。

私は、政府が日中貿易促進のために、あらゆる障害を打破し、積極的にその實現の方途を講じ、以て國民の熱望に応え、國家百年の礎を築かれんことを、ここに参議院各派を代表して本決議案を提出するゆゑんであります。何とぞ満場一致の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認め

ます。よつて本決議案は、全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し、外務大臣から発言を求められました。岡崎外務大臣。

〔岡崎外務大臣(岡崎勝男君) 拍手〕

○議長(河井彌八君) 中共地区に對する戦略物資輸送の制限は、國際連合總会の決議の趣旨に協力して行なつてゐるものでありますが、今後は情勢の変化をも勘案し、諸外国と歩調を一にしつゝ、只今成立いたしました決議の御趣旨に副うように善処いたしたい考えであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(大和與一君外六名賛成)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田彌君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右の議案を決議する。

昭和二十八年七月二十八日

衆議者

大和 與一 重盛 壽治
大倉 精一 東 隆
木島 虎藏 森田 義衛
加賀山之雄
参議院議長河井彌八殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法(昭和二十三年法

律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「町村の議会の議員である者を除く。」を「市(特別区を含む)町村の議会の議員である者を除く。」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔前田彌君登壇、拍手〕

○前田彌君 只今上程になりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、現行法によりますと、町村議会の議員は、国鉄職員であることがありますが、都道府県議会の議員及び特別区を含む市の議会の議員は国鉄職員であることができないこととなっておりますので、今回特別区を含む市の議会の議員は国鉄職員であることができるように改正しようとするものであります。

この法律案につきましては、第九国会以来の経緯もあり、第十国会におきましては、当院として、特別区を含む市町村議会の議員の兼職を認める修正案を成立させたことがありますが、両院の議が合しないために、両院協議会の議を経て、両院協議会の成案によつて、現行のように町村の議会の議員のみ兼職を認める現状となつたのであります。

委員会の審査に当りましては、岡田委員より、国鉄業務の重要性に鑑み、国鉄職員が無制限に市町村議会の議員を兼職することがどうかと思うという

旨、及び議員となる場合上司の承認という方法も考えられるが、これらの点につき質疑したところ、提案者より、「そこまで法律で規定しなくても、原案でも支障なく運用されると思う」旨の答弁がありました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、岡田委員より、本法律案の趣旨に賛成する旨の意見の開陳がありました。後、国鉄の業務の性質に鑑み国鉄職員が無制限に市町村議会の議員を兼職することは業務に支障を来たす虞れがあるとして、次のごとく修正案が提出されました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十六条の改正規定を次のように改める。

第二十六条第二項中「町村の議会の議員である者を除く。」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、市(特別区を含む)町村の議会の議員である者で總裁の承認を得たものについては、この限りでない。

附 則

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に市(特別区を含む)町村の議会の議員である職員については、第二十六条第二項但書の規定による總裁の承認があつたものとみなす。

これにて討論を終り、採決に入り、先ず岡田委員提案の修正案につき採決

いたしましたところ、全会一致を以て可決されました。

続いて修正の部分を除いた原案につき採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決されました。よつて本法案は、全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案(山田節男君外五名賛成)。

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)。

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水害地緊急対策特別委員長長嶋三義君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

右の議案を決議する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議者

山田 節男 劍木 亨弘
谷口弥三郎 三浦 辰雄
安部キミ子 矢嶋 三義
参議院議長河井彌八殿

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

第一條 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害によつて生じた公立の教育施設の災害のすみやかな復旧を図るため、その災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に關して必要な事項を定め、もつて学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

二 公立学校施設 地方公共団体が災害地域内に設置する学校の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

- 三 公立の社会教育施設 地方公共団体が災害地域内に設置する公民館、図書館、博物館及び体育施設(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)に規定する社会教育のために設置した体育施設のうち、体育館、運動場、水泳プール及び庭球その他のコートをいう。)の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。
- 四 災害 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害をいう。
- 五 災害復旧事業 災害によつて必要を生じた事業で災害にかかつた公立学校施設又は公立の社会教育施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。)ことを目的とするものをいう。
- 2 災害によつて必要を生じた事業であつて、公立学校施設である建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校施設の災害復旧事業とみなす。
- 3 第一項第二号及び第三号に規定

する災害地域は、政令で定める。
(公立学校施設の災害復旧事業に対する国の負担)
第三條 国は、公立学校施設の災害復旧事業の事業費の四分の三を負担する。
(災害復旧事業の施行の目的)
第四條 地方公共団体は、この法律により国の負担金の交付を受けて施行することができる公立学校施設の災害復旧事業全体の六割に相当する部分を昭和二十八年年度において、その残余の部分を昭和二十九年年度において施行するように努めなければならない。
(事業費の範囲)
第五條 第三條の規定により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額(以下「工事費」という。)並びに事務費とする。

を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。
(負担金の返還等)
第八條 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る公立学校施設の災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない当該災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。
この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。
3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)に対して、第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。
(剰余金の処分)
第九條 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた公立学校施設の災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三條に規定する国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

(都道府県の教育委員会の事務)
第十條 国が市町村に対して交付する公立学校施設の災害復旧事業の事業費の負担金の額の算定交付及び返還並びに公立学校施設の災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。
2 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。
(監督)
第十一條 文部大臣は、公立学校施設の災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。
2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。
(公立の社会教育施設の災害復旧事業に対する国の補助)
第十二條 国は、公立の社会教育施設の災害復旧事業について、当該災害復旧事業を施行する地方公共団体に對し、その事業費の三分の二を補助するものとする。
2 第五條から前条までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第五條第一項中「第三條の規定により国がその費用の一部を負担する」とあるのは、「第十二條第一項の規定により国がその費用の一部を補助する」と、第九條中「第三條に規定する国の負担率」とあるのは、「第十二條第一項に規定する国の補助率」と読み替へるものとする。
(適用除外)
第十三條 この法律の規定は、左に掲げる公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業については、適用しない。
一 一の学校又は一の社会教育に關する施設当りの災害による被害の額が十萬圓に達しないもの
二 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
三 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
(他の法律との関係)
第十四條 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業については、公立学校施設国庫負担法(昭和二十八年法律第 号)による国の費用負担は行われない。
(政令への委任)
第十五條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立

の社会教育施設の災害復旧事業についても適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月二十八日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法
(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年台風第二号（五月下旬から六月中旬までの間の長雨を含む。以下同じ。）による農作物及び水産物の被害によつて損失を受けた農業者及び漁業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、麦、たねその他政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年台風第二号による当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長（全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合管理者。以下同じ。）の認定を受けたものをいい、「被害漁家」とは、魚類又は貝類を

養殖する者その他政令で定める漁業者であつて、昭和二十八年台風第二号による当該魚類若しくは貝類又は政令で定める水産物の損失がその平年における生産量の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関が、被害農家又は被害漁家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金又は稚魚、稚貝等の購入資金その他漁業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年十月三十一日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた経営資金（農業協同組合又は漁業協同組合が農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。以下第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は漁業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は漁業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は漁業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は漁業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を当該農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会

合会又は農林中央金庫に対し補償するに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けないう損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に連するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四條 前条第一項の規定により政府府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の経費資金の総額は、四十五億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額に比し年二分五厘(政令で定める場合は年三分)の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)
第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)
第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができる。

(農業共済基金の業務の特例)
第七條 農業共済基金は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二號)第一条(目的)及び第三十三條(業務の範囲)の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、農林大臣の指定する農業共済組合連合会に対し、当該連合会が昭和二十八年台風第二号に因るなたねの共済に係る保険金の支払に關して必要とする資金の貸付を行うことができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔矢嶋三義君等、拍手〕
○矢嶋三義君 只今、議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に關する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本法案は、本院議員山田節男君ほか五名より発議提案になるものでござい

まして、先ずその提案の理由を申し上げますと、本年六月及び七月に亘り、西日本その他の地域を相繼いで襲ひました豪雨は近來稀に見る強烈激甚なものでありましたため、国公立の諸学校施設及び社会教育施設並びに文化財関係等の被害総額は実に五十億円を超え、多額に達しております。然るに被災復旧及び災害復旧並びに義務教育の延長に伴う公立学校の施設整備のため、地方公共団体は年々多額の費用を支出いたしてありますにもかかわらず、未だその施設は応急最低基準にも達しない現状でありますところへ、更に今次の大水害をこうむりましたこととて、すでに逼迫せる災害地域の地方公共団体の財政力を以て、この大災害を復旧いたしますことは到底不可能なことと思われましますから、この際国の負担及び補助の特別措置によりまして、公立教育施設の災害の速やかな復旧を図り、学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保せんとする趣旨に出でたものでございします。

次に、本法案の内容の主な点について申し上げます。第一に、この法律案は昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に關する特別措置を講ずることを目的とすることを明確に規定いたしております。第二に、今次の災害の復旧事業費は、公立学校施設については国の負担率を特に四分の三まで高めることにいたしております。第三に、公立学校施設災害復旧事業の施行目標を、昭和二十八年年度においては復旧事業全体の六割に相当する部分とし、その残余の部分は

来年度において施行することにしたしております。第四に、事業費の範囲は、それらの工事の本工事費、附帯工事費及び設備費並びに事務費といたしております。第五に、社会教育施設の災害復旧事業費の支出につきましては、未だ法的根拠がございませんが、この法律案におきましては、社会教育施設の災害復旧に要する経費を新たに国の補助の対象とし、その補助率を三分の二としたしております。その他に各事業費の額の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等の所要の規定を設けてございします。

この法律案は、今次の水害発生直後、本院に設けられました水害地緊急対策特別委員会におきまして、連日慎重に調査審議を重ねました上、更に衆議院の当該委員会とも、数次に亘る連絡調整をいたしまして、双方の意見が全く一致を見ました結果立案されたものでございします。本委員会におきましては、質疑討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りましたところ、全員一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上を以ちまして、委員会における本法案の審議の報告を終ります。次に、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に關する特別措置法案について、水害地緊急対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、去る六月の台風第二号及び五月下旬から六月上旬までの長雨により、西日本地方の受けた被害の対策として、被害農家及び被害漁家の経営を維持するために必要な資金の融通を円滑にして、その安定を図ることを目的として提案されたものでありまして、その骨子とするところは、大要次のようである。

その第一は、農業協同組合、漁業協同組合、又は金融機関が被害農家又は被害漁家に対して、肥料、薬剤等の購入資金、農業経営上の資金、又種苗、稚魚、養殖等に必要なる漁業経営資金を市町村長が認定する損失額を基準として、政令の定める範囲内で貸付した場合には、被害農漁家の負担を軽減するため、国が利子の補給を行い、又損失の補償を行うというものを定めたものであります。被害農漁家の貸付を受ける条件は、償還期限三年以内、利率年六分五厘以内であり、昭和二十八年十月三十一日までに貸付を受けるものに限られており、この資金の総額は四十五億円までとしてあります。国が負担する利子補給と損失補償の方法は、都道府県へ対して行うものであり、都道府県又は市町村が年五分以内(政令で定める場合は六分以内)の利子補給及び融通額に対し四割以内の損失補償を行なつた場合に、当該利子補給金又は損失補償額の二分の一を都道府県に供して補助しようとするものである。この貸付の方法は、本特別国会で先に成立しました凍結害の被害農家に對する資金融通に關する法律と全く同様であります。第二は、農業共済基金の特例を本法律案中に設けまして、「なたねの共済にかかる保険金の支払に必要とする資金を共済基金から農林大臣の指定する農業共済組合連合会に對して貸付を行うことができることとしたのであります。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 議事日程追加の件 道路交通取締法の一部を改正する法律案

五九〇

委員会におきましては、本法草案の成立を早くより要望していたところであり、又法案の内容についても前例に倣つておることであるので、質疑もなく、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより向案の採決をいたします。向案全部を問題に供します。向案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて向案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、道路交通取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
道路交通取締法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月二十九日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

道路交通取締法の一部を改正する法律案
第九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、第五項の次に次の四項を加える。

公安委員会は、前項の規定による運転免許の取消又は停止(停止については公安委員会の定める期間以上のものに限る。)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合においては、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができる。

公安委員会は、聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に専門的知識を有する参考人又は当該事案の關係人の出頭を求め、その意見又は事情をきくことができる。

公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当の理由がなく聴聞当日に出頭しないときは、第六項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第五項の規定による運転免許の取消又は停止をすることができ、
第九条の二第四項中「第四項乃至第八項」を「第四項乃至第十二項」に、「第五項乃至第八項」を「第五項、第六項及び第九項乃至第十二項」に改める。

第二十九条第一号中「若しくは第七項」を「若しくは第十一項」に改める。

第三十条中「第九條第八項」を「第九條第十二項」に改める。

○内村清次君登壇、拍手
この法律は、昭和二十八年十二月一日から施行する。

○内村清次君 只今、議題となりました道路交通取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、現行規定により公安委員会が行う自動車運転免許の取消又は停止の行政処分が、ややもすれば一方的に過ぎ、不当に苛酷な処分になるといふ実情に鑑み、その公正を期するに、一、公安委員会は運転免許の取消又は停止については公開による聴聞を行わなければならない。二、この場合、停止については公安委員会の定める期間以上のものに限る。三、聴聞に際しては当該処分にかかる者又はその代理人は、その事案について意見を述べ、証拠を提出することができ、四、聴聞を行う場合に必要と認めるときは、その道の専門知識を有する者の参考意見を聞くことができる等のことを定めております。

おおよね以上のような内容を有する門司亮君らの議員提出の原案に対しまして、衆議院においては次に申上げるような修正を加えて、これを衆議院提出案として本院に送付して来たのであります。その修正の要点は、一、聴聞においては参考人に限らず、当該事案の關係人をも呼ぶことができる。二、公安委員会は、当該処分にかかる者又はその代理人が正当な理由なしに聴聞当日出頭しないときは、聴聞を行わないで運転免許の取消又は停止をすることができ、三、法律の施行期日「昭和二十八年九月一日」を「昭和二十八年十二月一日」に改める。等の諸点であります。

地方行政委員会においては、七月二十九日衆議院議員門司亮君より提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府側の間に質疑応答を重ねました。その詳細については会議録によつて御承知をお願いいたしますが、その主なものの二、三を御紹介いたします。一、「聴聞を行うべき事案が多過ぎる」との意見を述べ、本法案に賛成する旨を述べられました。

かくて採決の結果、全会一致を以て本法案は衆議院提出案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

出案として本院に送付して来たのであります。その修正の要点は、一、聴聞においては参考人に限らず、当該事案の關係人をも呼ぶことができる。二、公安委員会は、当該処分にかかる者又はその代理人が正当な理由なしに聴聞当日出頭しないときは、聴聞を行わないで運転免許の取消又は停止をすることができ、三、法律の施行期日「昭和二十八年九月一日」を「昭和二十八年十二月一日」に改める。等の諸点であります。

地方行政委員会においては、七月二十九日衆議院議員門司亮君より提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府側の間に質疑応答を重ねました。その詳細については会議録によつて御承知をお願いいたしますが、その主なものの二、三を御紹介いたします。一、「聴聞を行うべき事案が多過ぎる」との意見を述べ、本法案に賛成する旨を述べられました。

かくて採決の結果、全会一致を以て本法案は衆議院提出案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、

揮発油税法の一部を改正する法律案、

資産再評価法の一部を改正する法律案、

関税法等の一部を改正する法律案、

特別減税国債法案、

産業投資特別会計法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

揮発油税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法(昭和二十四年法律第

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 議事日程追加の件 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(担保物についての先取権)

第十条の二 国税徴収法第七条ノ四第四項の規定は、第五項第一項但書又は前条第一項の規定により提供された担保物について準用する。
第十五条の次に次の一条を加える。

(利子税額)

第十五条の二 揮発油税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日(第五條第一項但書の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日)までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に對し、当該納期日(第十八條第一項第二号から第四号までの規定に該當し、同条第四項の規定により揮発油税を徴収する場合においては、第五條第一項本文に規定する納期日)の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相當する利子税額を揮発油税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日(翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。
4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。
5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を防げない。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

資産再評価法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の二」を「第十六條に、第三十五條の二を第三十五條」に改める。
第二條第八項中「砂鉄権、」を「租債権及び採石権その他に、」試験研究費(試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ)を「専用側線利用権(鉄道事業者又は軌道事業者が、軌道又は軌道の敷設に要する費用を負担してその鉄道又は軌道を専用する権利をいう。以下同じ)、鉄道軌道連絡通行施設利用権(鉄道事業者又は軌道事業者が、他の鉄道事業者若しくは軌道事業者又は国若しくは地方公共団体に對して当該他の鉄道事業者若しくは軌道事業者の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担してこれらの施設を利用する権利をいう。以下同じ)及び電気ガス供給施設利用権(電気事業者又はガス事業者が、ガス又は電気の供給施設を設けるために要する費用を負担してその施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。以下同じ)に改め、同條第九項中「又、株式又は出資については、株金若しくは出資の払込又は現物出資

の目的たる財産の給付」を削り、「(当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に對應する金額を控除した金額)をいう。」を「(相続、遺贈又は贈与に因り取得した資産については、第二十九條第十三号及び第十四号に規定するものを除き、その取得の時における価額をいい、当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、当該金額からその滅失した部分に對應する金額を控除した金額とする。」に改め、同條第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「旧再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)による改正前のこの法律(以下「改正前の法」という)の規定により行つた評価額の増額を、「旧再評価額」とし、旧再評価に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額された場合における増額後の評価額を、「旧再評価額」とし、その日現在において旧再評価を行つた日を、「旧再評価差額」とし、改正前の法第四十條から第四十三條までに規定する再評価差額をいい、「旧再評価額」とは、旧再評価差額につき改正前の法第四章の規定により課した、又は課すべきであつた税金をいう。

第三條各号列記以外の部分及び同條第一号から第四号まで中「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同條第五号から第七号までを削り、

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「昭和二十五年八月三十一日以前」を「昭和二十九年十月三十一日以前」に、「第八条第一項」を「その死亡した年において第八条第一項」に改め、「(家屋を除く)」を削り、「基準日現在」を「その死亡した年の一月一日(第三条各号に掲げる資産でその基準日がその死亡した年の一月一日後死亡の日までに到来したものについては、その基準日)現在」に改め、同条第二項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十九年十月三十一日」に改め、「(家屋を除く)」を削り、「一月三十一日」を「三月十五日」に改め、同条第三項中「(家屋を除く)」を削り、「一月三十一日」を「三月十五日」に改め、同条第二十八年中に当該資産を事業の用に供したときは、昭和三十三年三月十五日」に改め、「供した日」の下に「(その日が昭和二十八年十二月三十一日以前であつて、且つ、当該個人の死亡の日が昭和二十九年三月十五日後であるときは、昭和二十九年一月一日)」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第十四条第二項中「合併法人」とあるのは「相続人」と、「合併に因り」とあるのは「相続に因り」と、「合併の日」とあるのは「被相続人の死亡の日」と読み替へるものとする。

昭和二十八年七月三十日 参議院会議録第二十九号 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

第十七条第一項中「昭和二十五年

において当該資産について定められたを、再評価日において当該資産について定められている」に、「に」を添へて定められた別表第一を「並びに再評価の時期に於いて定められた別表第一又は別表第二」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年一月一日前に取得した有形減価償却資産でその耐用年数が旧耐用年数(同日において法人税法又は所得税法の規定により当該資産について定められていた耐用年数をいう)に比して短いものの再評価額は、本文の規定による再評価の限度額をこえ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額とすることが出来る。

一 当該資産の取得価額にその取得の時期及び旧耐用年数に於いて定められた改正前の別表第一の倍数を乗じて算出した金額を一・五倍した金額

二 当該資産を昭和二十五年一月一日において前号に掲げる金額により取得したものとみなした場合において同日以後再評価日までの期間につき法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるべき償却額の限度額の累計額

第十七条第二項中「(別表第一)」を「(別表第一及び別表第二)」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第四条又は租税特

別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五条の五から第五条の八まで若しくは第二十一条の規定の適用を受ける資産についてその取得の日以後再評価日の前日までの期間につき法人又は個人が行つた償却の額(法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入された、又は算入されるべき償却額に限る)の累計額がこれらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の限度額(以下「普通償却範囲額」という)の累計額をこえる場合においては、当該資産の再評価額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額からそのこえる金額を控除した金額をこえることが出来ない。

第十八条中「取得の時期」の下に「並びに再評価の時期」を加え、「別表第三」を「別表第四又は別表第五」に改める。

第十九条第一項中「昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額(法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう)」を「再評価日の前日までの普通償却範囲額」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十条第一項中「土地、」を「土地及び」に改め、「及び株式」を削り、

「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「十七倍」を「二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十一条第一項中「別表第五」を「別表第七」に改め、同条第二項中「十五倍」を「四十倍」に、「別表第五」を「別表第七」に改める。

第二十一条の二を削る。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

第二十二條から第二十四條まで 削除

第二十五条第二項中「家屋及び株式」を「及び家屋」に、「十七倍」を「二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十七条中「これらの規定により算出される」を「基準日現在において再評価を行つたものとしてこれらの規定を適用した場合における」に改める。

第二十九条各号列記以外の部分中「第九条第一項」を「第九条」に改め、同条第四号中「法律」の下に「昭和二十二年法律第三十三号」を加え、同条第五号中「法律」の下に「昭和二十三年法律第二百四十三号」を加え、同条第六号中「規定」を「昭和二十四年法律第八十二号」の規定に改め、同条第七号中「産業設備営団法」を「旧産業設備営団法」に改め、同条第十四号中「該法」を「同法」に改め、同条第十五号中「昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は被相続人からの遺贈に因り取得したものと及び昭和二十五年四月一日以後贈与又は被相続

人以外の者からの遺贈に因り取得したもの」を加える。

第三十一条第一項を削り、同条第二項中「再評価日」を「基準日」に改め、「帳簿価額の減額」の下に「(固定資産の減価償却を除く。以下同じ。)」を加え、減価償却資産又は株式を資産に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項を、前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三十五条第一項中「基準日」を「再評価日」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十六条中、第十三条の第二項、第十三条の三、第十四条第一項又は第十四条の二を、又は第十四条第一項若しくは第三項に改め、第十五条又は及び「(第十六条の第二項において準用する場合を含む)」を削り、「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第三十七条第一項中「から第四十三条まで」を「又は第四十二条」に改め、同条第二項中「又は贈与」を「贈与又は遺贈」に、「第九条第一項」を「第九条」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同条第三項を削る。

第三十九条を次のように改める。

(公益法人等に対する課税の特例) 第三十九条 左の各号に掲げる法人が、その有する収益事業(法人税法第五十三条第三項の収益事業をいう。以下同じ)に属する資産以外の資産について再評価を行つた場合においては、当該再評価に係る

再評価額にについては、再評価税を課さない。

一 日本赤十字社、民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第六十四条第四項の規定により設立した法人

二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士会

三 法人たる労働組合及び国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体

四 漁船保険組合、漁船保険中央会、農業共済組合及び同連合会、農業共済基金、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会

五 住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

七 就労復旧事業団

2 前項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、当該再評価に係る再評価差額のうち、当該資産(当該法人が昭和二十五年一月一日前より引き継ぎ有していたものに限り)について昭和二十五年一月一日現在において旧再評価を行ったものとして改正前の法第三章の規定を適用して算出した旧再評価の限度額から

当該資産の同日の直前における帳簿価額(旧再評価を行った資産については、旧再評価額)を控除した金額に達するまでの金額については、再評価税を課さない。

第四十条の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「(株式を除く。)」を削り、同条第二項中「(第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行った資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を行った場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に計算された金額を控除した金額)」を(既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合において、当該金額のうち既にこの項又は改正前の法第四十条第二項の規定の適用を受け、再評価日又は旧再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に計算された金額があるときは、当該計算された金額の合計額を控除した金額)に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法人が既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合において、既に前項第二号若しくは第三号又は改正前の法第四十条第三項第二号若しくは第三号の規定の適用を受け、当該資産について第一項又は改正前の法第四十条第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業

再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三章第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額の合計額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十一条を次のように改める。

第四十二条の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「再評価差額は、」の下に「第二項の規定に該当する場合を除く外」を加え、同項第一号中「財産税評価額の下に」から財産税調査時期後再評価日までの期間に於いて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額)を加え、同項第二号中「取得価額」の下に「からその取得の日以後再評価日までの期間に於いて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額)を加え、同条第二項を次のように改める。

2 個人が既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合における当該資産について再評価差額は、既に再評価又は旧再評価のうしろ最後に再評価額からその最後に再評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に於いて所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

第四十二条第三項を削り、同条第四項本文中「第八條第一項又は第十三条の三の規定による再評価」を「個人が再評価及び旧再評価」に、「第九條第一項」を「第九條」に改め、「(株式を除く。)」を削り、「各号に掲げる金額」の下に「(第九條の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、同項中「所得の計算上必要な経費に算入される償却額」とあるのを、減価償却額と読み替えた場合における同項各号に掲げる金額。以下この項において同じ。)」を控除した金額)を加え、「第十條の六」を「第十條の五」に、「基準日から」を「当該金額から基準日以後」に、「減価償却額と合計額)を控除した金額)を償却額又は減価償却額の償却額を控除した金額)に改め、同項但書中「第十條の六」を「第十條の五」に、「減価償却額」を「償却額又は減価償却額の償却額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を次のように改める。

4 個人が既に再評価又は旧再評価を行った家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第二十六條に規定する再評価額から基準日以後当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於いて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額(当該金額が当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増築が行

行われたときは、その改良又は増築の部分を除く)の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時における価額をこえるときは、その価額に相当する金額)二 既に再評価又は旧再評価のうしろ最後に再評価の再評価額又は旧再評価額から当該再評価の再評価日又は当該旧再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於いて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額

第四十二条第六項中「第四項但書又は前項但書」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第四十五条第一項中「第六條第一項の規定により及び(再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで)」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項又は及び第二項」を「前項」に、「限度額を限度額(第十七條第一項但書に規定する資産について再評価を行った場合において、当該資産の再評価額が同項本文の規定により計算した限度額以下であるときは、当該資産について再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一条に規定する再評価の限度額に相当する金額及びそ

の金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村(都の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。)ごとに別紙に記載した明細書及びその写を記載した明細書に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中又は第二項を削り、「前四項を削り、同条第六項中「第二十四條を「第十三條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項及び同条第八項を削る。

第四十五條の二を削る。

第四十六條第一項中「昭和二十五年八月三十一日」を「再評価日の属する年の九月一日から十月三十一日」に、「同年五月一日」を「昭和二十八年七月一日」に、「資産についての基準日が同年七月一日以後である場合においては、その基準日」を「第三條各号に掲げる資産については、その再評価日」に、「二月末日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「再評価を行つた資産をその事業の用に供した日」を「再評価日」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第三項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項中「第四十五條第四項」を「第四十五條第二項」に改め、同項但書を削り、同条第七項を削る。

第四十六條の二を削る。

第四十七條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十

五日」に、「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四項」を「第二項」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八條第一項中「若しくは第四十五條の二及び若しくは第四十六條の二」を削る。

第五十條中「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」を「第十四條第一項若しくは第三項又は第十六條」に、「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條」に改める。

第五十一條第一項各号列記以外の部分中「再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の」を削り、「三年」を「五年」に、「(第四十五條第三項(同条第五項)において準ずる場合を含む。以下同じ)の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで」に「各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して」に改め、同項第一号から第五号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとく、各別に前項の規定を適用する。

第五十一條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十四條」を「第十三條」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「法人の事業年度が六月に満たない場合及び」を削り、同項を同条第五項とする。

第五十二條第一項本文中「再評価を」を「再評価(旧再評価を含む。以下この条において同じ)を」に改め、「再評価税」の下に「(旧再評価税を含む。以下この条において同じ)」を加え、同項但書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の法人が再評価日(旧再評価日を含む。以下この条において同じ)以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までに当該資産を譲渡し、又は贈与しなかつた場合においては、当該法人は、同項の規定にかかわらず、当該資産についての再評価税を、当該事業年度開始の日以後三年内の日を含む各事業年度終了の日から二月以内に、各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して、国に納付しなければならない。但し、当該各事業年度のうちにいずれか一の事業年度において当該資産を譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人は、当該資産についての再評価税額(旧再評価税の税額(以下「旧再評価税額」といふ)を含む)のうちその譲渡し、又は贈与した日までに本文の規定による納期がまだ到来していない税額を、その譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産以外の資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用する。

第五十二條第四項を削り、同条第五項中「第二十四條」を「第十三條」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十三條第一項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改め、「その相続の開始があつた日が昭和二十五年三月三十一日以前である者」を削り、「昭和二十六年(第四十六條第二項(同条第五項)において準ずる場合を含む)の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年」を「その再評価日の属する年の翌年」に、「二月一日から同月末日まで」を「二月十六日から三月十五日まで(当該資産について第四十六條の規定により提出すべき申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日以後である場合においては、当該提出期限の属する年については、当該申告書の提出期限までは、当該申告書の提出期限まで。以下第五十八條第一項、第二項及び第六項において同じ)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八條第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用する。

第五十三條第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「第一項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に、「前二項」を「同項」に改め、同項第一号中「二月一日から同月末日」を

「二月十六日から三月十五日」に、「同項第二号中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「(第四十六條の二)第三項」において準用する場合を含む。以下この条において同じ)を削り、「前四項を削り、同条第四項とする。

第五十四條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

第五十五條第二項中「若しくは第二項」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項を削る。

第五十六條第一項中「(第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで。以下この条において同じ)」を削り、「百分の三十五」を「百分の四十二(第三十九條第一項各号及び法人税法第九條第六項に掲げる法人については、百分の三十五)」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の法人が第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に再評価税を納付すべき場合において、当該期限内に改正前の法第五十一條第一項又は同法第五十六條の規定により納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税の税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付す

べき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度が昭和三十六年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては、適用しない。

第五十六条第六項中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に、「再評価税額」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。)」に改め、同条第八項中第二十四条を第十三条に改め、第二項及び第四項を削る。

第五十七條第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同條第四項中「基準日」の下に「(当該法人が旧再評価を行った法人であるときは、昭和二十五年一月一日)」を、「最初の再評価日」の下に「とし、当該法人が旧

再評価を行つた法人であるときは、旧再評価日（旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日）とする。」を加え、同条第五項中「第二十条」を「第十三条」に改める。

第五十八條第二項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二

月十六日から三月十五日」に、「これらの規定を「同項の規定」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の個人が第五十三条第一項の規定により毎年二月十六日から三月十五日までに再評価税を納付すべき場合において、その年一月一日から同月末日までに改正前の法第五十三条第一項若しくは第二項又は同法第五十八条の規定に

より納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税の税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十三条第一項の規定によりその年二月十六日から三月十五日までに納付すべき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、その年が昭和三十六年である場合において、適用しない。

第五十八条第六項中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む)」のに、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、

「第五十三條第一項又は第二項」を「第五十三條第一項」に、「再評価税額」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。)」に改める。

第五十九條第二項中「基準日」の下に「当該個人が旧再評価を行つた者であるときは、昭和二十五年一月一日」を、「最初の再評価日」の下に「とし、当該個人が旧再評価を行つ

評価日が二以上あるときは、最初の
旧再評価日」とする。」を加える。
第六十条を次のように改める。
(繰上納付)

第六十条 再評価税を納付すべき法人又は個人は、第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前において、大蔵省令で定めるところにより、

り、再評価税額の全部又は一部の繰上納付をすることができらる。

第六十一条中「又は第五十二条の規定により納付すべき再評価税」を「若しくは第五十二条又は改正前の法第五十一条若しくは第五十二条の規定により納付すべき再評価税又は

旧再評価税」に改め、「第五十六条」の下に又は改正前の法第五十六条」を加え、「第五十一条又は第五十二条の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に、「再評価税」を「再評価税又は旧再評価税」に改める。

第六十二條第一項中「第四項」を「第三項」に改め、「第五十二條第二項の下に「同条第三項但書」を、「再評価」の下に「(旧再評価を含む)」を加え、「(第十五條の規定による)再評価を行つたものとみなされた株式を含む)」を削る。

「再評価税を」と「再評価税(旧
再評価税を含む)」を」に改める。
第六十五条各号列記以外の部分中
「第八十五条第四項」を削り、同条
第一号中「から第四十六条の二まで」

を、第四十六條」に改める。

第七十條中「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條」に、「昭和二十七年十二月三十一日（その申告書の提出期限が昭和二十六年十二月三十一日以後であるものについて

は、その提出期限から一年を経過した日」を「その申告書の提出期限から一年を経過した日」に改める。

を「第十三条」に改める。

第七十三條第二項中、「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」を「第十四

条第一項若しくは第三項又は第十五条」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第七十七条第一項各号列記以外の部分中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。

の」に改め、「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。)」を加え、同項第一号中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第四項中「百円」を「三百円」に改める。

第七十九條第一項中「第四項」を
「第三項」に、「第五十二條第一項」を
「第五十二條」に、「再評価税の」を「再
評価税（旧再評価税を含む。）の」に、
「再評価税額が過大である場合」を

「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下この項において同じ。)が過大である場合」に改める。

第八十二条第一項中「第八十五条第四項、」及び「に代え、当該過少申告加算税額を」とあり、「第四項」を「再評価税額」と改める。

「価額税」の下に「これらの税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装は、生力算税額を削減し、増大した税額を算出するに必要と認められる」と規定されている。

て「追徴税額等」という。）を、「徴収

する。」の下に「この場合においては当該追徴税額等に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過小申告加算税額を徴収しない。」を加

「これらの税額の一部が、再評価額の計算の基礎となるべき事実で、偽り、又は仮装されていらないものに比べ、又は仮装されていなくば、不当なことが明らかであるときは、不当といふ又は仮装されていない事実に、基く税額として政令で定めるところに

より計算した金額を控除した税額」を加え、同条第三項中「増加した再評価税額」の下に「これらの税額の税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠べい又は仮装され、あるいはないものに基くことが明らかでないときは、当該隠べい又は仮装があるときは、当該隠べい又は仮装として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額」を加える。

第八十四条第一項中で株式以外のものを削り、「再評価税額」の下に「旧再評価税額及び」を加え、「税額を含む。」を「税額を含む。以下第二項において同じ。」に、「再評価税を

を「再評価税（旧再評価税を含む）」に改め、同条第三項中「第二十四条」を「第十三条」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

第八十六條第一項中「再評価日」の下に「(当該資産について再評価を二回行ったときは、二回目の再評価日)」を、「再評価税額」の下に「(改正前の法第五十三条第三項の規定によ

「再評価税(旧再評価税を含む)」を
に改める。

第八十七条第一項中「法人が再評価」の下に「(旧再評価を含む)」を加へ、「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む)。以下この条において評価税を含む。」に改め、「再評価税額(舊再評価税額を含む)に改め、

下に「旧再評價税額及び」を加へ、全む。」を（含む。以下第二項において同じ。）に改め、同条第二項を削り、同じ。「第三項中、「前二項」を「前項」に改め、第六十條を削り、同項を同条「二項とし、同条第四項中「又は第

項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第八十八条第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改め、「再評価額」の下に「(改正前の法第五十三條第三項の規定により納付すべき当該資産についての旧再評価額を合む。以下第二項において同じ。)」を加え、「再評価額」を「再評価税(旧再評価税を合む)」に改め、同条第二項中「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改める。

第八十九條中「第八十五條第四項」を削り、「免除される再評価税額」の下に「(旧再評価税額を合む。)」を加える。

第九十五條第三項中「二年」を「四年」に改める。

第九十七條第一項中「又は第四十五條の二」を削り、同条第二項中「有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第一項及び保險業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七條を、他の法律に改める。

第九十八條第一項中「有限会社法第四十六條第一項及び保險業法第六十七條」を「これらの規定を他の法律に改める。

第百條第二項中「株式、及び」(株式については、第四十一條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額)を削り、同条第三項中「第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を既に再評価又は旧再評価を行った資産に

ついて再評価に改め、「既に前項」の下に「又は改正前の法第百條第二項を、当該金額」の下に「の合計額」を加える。

第百二條中「再評価」を「再評価又は旧再評価」に、「当該再評価」を「当該再評価又は旧再評価」に改め、「再評価額」の下に「又は旧再評価額を、前条の下に、又は改正前の法第百一條」を加える。

第百三條中「再評価」の下に「(旧再評価税を合む。以下第百九條を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加える。

第百四條の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「法人が再評価」の下に「(旧再評価を合む。以下第百九條及び第百十四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加え、「資産を合む。以下この条において同じ。で株式以外のもの」を「資産を合む。株式及び出資を除く。以下この条において同じ。に、「再評価日から昭和三十年十二月三十一日」を「再評価日(旧再評価日を含む。以下第百九條を除きこの章及び第十二章において同じ。から昭和三十一年十二月三十一日(減価償却資産以外の資産については、昭和三十一年六月三十日。以下第二項において同じ。))」に、「二回」を「一回以上」に改め、同条第二項中「株式以外のものを削り、昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第二十四條」を「第十三條」に改める。

第百五條及び第百六條を次のように改める。

第百五條及び第百六條 削除

第百七條第一項第一号中「から第百五條まで」を「又は第百四條」に改

め、同条第三号本文中「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を合む。以下この章において同じ。)」を加える。

第百九條第一項中「四分の三」を「十分の九」に改め、「(当該法人がその納付すべき再評価税を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価税額立金の全額)」を削り、同条第二項中「前項」を「前項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 旧再評価を行った法人で再評価を行わないものが旧再評価税を完納したときは、当該法人は、前項の規定にかかわらず、再評価税立金の全額を資本に組み入れることができる。

3 旧再評価及び再評価を行った法人で旧再評価税及び再評価税を完納したものは、第一項の規定にかかわらず、再評価税立金のうち旧再評価税額に係る部分の金額から旧再評価税額に相当する金額を控除した金額の十分の一に相当する金額を第一項に規定する限度額に加算した金額の範囲内において、再評価税立金を資本に組み入れることができる。

4 前項に規定する法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項及び前項の規定にかかわらず、再評価税立金の全額を資本に組み入れることができる。

5 旧再評価を行わなかつた法人で再評価を行ったものが再評価税を完納したときは、当該法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項の規定にかかわらず、

再評価税立金の全額を資本に組み入れることができる。

第百十條第一項中「第六十九條」の下に「又は改正前の法第六十九條」を加え、「再評価額若しくは再評価差額」を「再評価額若しくは旧再評価額、再評価差額若しくは旧再評価差額」に改め、「係る再評価額の下に、又は旧再評価額」を「係る再評価差額」の下に「若しくは旧再評価差額」を加え、同条第二項中「第六十九條」の下に「又は改正前の法第六十九條」を加え、「第八十五條第四項」を「改正前の法第八十四條第二項」に改め、「又は第百五條」を削る。

第百十條の二の見出し中「及び再評価」を削り、同条第一項中「又は第百五條第三項」を削り、同条第二項を削る。

第百十一條第一項中「再評価差額」の下に「(旧再評価差額を合む。以下第百十五條において同じ。)」を加え、同条第二項中「又は第百五條」を削り、同条第三項を削る。

第百十二條第一項中「第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価」を「旧再評価」に、「第四十五條の二」を「改正前の法第四十五條又は第四十五條の二」に、「四分の三」を「十分の九」に改める。

第百十四條の見出し中「非課税法人及び外国法人」を「公益法人等」に改め、同条中「再評価」を行った法人で第三十九條の規定により再評価税を課せられないものを「第三十九條第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についての再評価を行ったもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九條第一項各号に掲げる

法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、この章の規定のうち第九十七條、第九十八條、第百一條から第百四條まで、第百七條、第百八條及び第百十條の規定を当該資産に係る再評価についてのみ適用する。この場合において、第百一條及び第百七條中「損失」とあるのは「収益事業に係る損失」と、第百四條中「再評価(旧再評価を合む。以下第百九條及び第百十四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」とあるのは「再評価」と、「再評価日(旧再評価日を含む。以下第百九條を除きこの章及び第十二章において同じ。)」とあるのは「再評価日」とする。

第百十八條の見出し中「又は組入れ」を削り、同条第一項中「又は第百五條」を削り、同条第二項を削る。

第百二十一條第一項中「又は第六十七條を、若しくは第六十七條又は改正前の法第六十五條若しくは第六十七條」に改め、同条第二項中「二回」を「一回以上」に改める。

第百二十二條第一項第二号中「各号」を「第一項各号」に改め、同項第四号を削る。

第百二十五條中「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條」に改める。

第百二十六條第二号中「から第百五條まで」を「又は第百四條」に改める。

第百二十七條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年	73年	74年	75年	76年	77年	78年	79年	80年	耐用年数 取得の時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3.6	4.0	5.5	6.6	7.9	10	14	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98	100	102	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138	140	142	144	146	148	150	152	154	156	158	160	162	164	166	168	170	172	174	176	178	180	182	184	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210	212	214	216	218	220	222	224	226	228	230	232	234	236	238	240	242	244	246	248	250	252	254	256	258	260	262	264	266	268	270	272	274	276	278	280	282	284	286	288	290	292	294	296	298	300	302	304	306	308	310	312	314	316	318	320	322	324	326	328	330	332	334	336	338	340	342	344	346	348	350	352	354	356	358	360	362	364	366	368	370	372	374	376	378	380	382	384	386	388	390	392	394	396	398	400	402	404	406	408	410	412	414	416	418	420	422	424	426	428	430	432	434	436	438	440	442	444	446	448	450	452	454	456	458	460	462	464	466	468	470	472	474	476	478	480	482	484	486	488	490	492	494	496	498	500	502	504	506	508	510	512	514	516	518	520	522	524	526	528	530	532	534	536	538	540	542	544	546	548	550	552	554	556	558	560	562	564	566	568	570	572	574	576	578	580	582	584	586	588	590	592	594	596	598	600	602	604	606	608	610	612	614	616	618	620	622	624	626	628	630	632	634	636	638	640	642	644	646	648	650	652	654	656	658	660	662	664	666	668	670	672	674	676	678	680	682	684	686	688	690	692	694	696	698	700	702	704	706	708	710	712	714	716	718	720	722	724	726	728	730	732	734	736	738	740	742	744	746	748	750	752	754	756	758	760	762	764	766	768	770	772	774	776	778	780	782	784	786	788	790	792	794	796	798	800	802	804	806	808	810	812	814	816	818	820	822	824	826	828	830	832	834	836	838	840	842	844	846	848	850	852	854	856	858	860	862	864	866	868	870	872	874	876	878	880	882	884	886	888	890	892	894	896	898	900	902	904	906	908	910	912	914	916	918	920	922	924	926	928	930	932	934	936	938	940	942	944	946	948	950	952	954	956	958	960	962	964	966	968	970	972	974	976	978	980	982	984	986	988	990	992	994	996	998	1000	1002	1004	1006	1008	1010	1012	1014	1016	1018	1020	1022	1024	1026	1028	1030	1032	1034	1036	1038	1040	1042	1044	1046	1048	1050	1052	1054	1056	1058	1060	1062	1064	1066	1068	1070	1072	1074	1076	1078	1080	1082	1084	1086	1088	1090	1092	1094	1096	1098	1100	1102	1104	1106	1108	1110	1112	1114	1116	1118	1120	1122	1124	1126	1128	1130	1132	1134	1136	1138	1140	1142	1144	1146	1148	1150	1152	1154	1156	1158	1160	1162	1164	1166	1168	1170	1172	1174	1176	1178	1180	1182	1184	1186	1188	1190	1192	1194	1196	1198	1200	1202	1204	1206	1208	1210	1212	1214	1216	1218	1220	1222	1224	1226	1228	1230	1232	1234	1236	1238	1240	1242	1244	1246	1248	1250	1252	1254	1256	1258	1260	1262	1264	1266	1268	1270	1272	1274	1276	1278	1280	1282	1284	1286	1288	1290	1292	1294	1296	1298	1300	1302	1304	1306	1308	1310	1312	1314	1316	1318	1320	1322	1324	1326	1328	1330	1332	1334	1336	1338	1340	1342	1344	1346	1348	1350	1352	1354	1356	1358	1360	1362	1364	1366	1368	1370	1372	1374	1376	1378	1380	1382	1384	1386	1388	1390	1392	1394	1396	1398	1400	1402	1404	1406	1408	1410	1412	1414	1416	1418	1420	1422	1424	1426	1428	1430	1432	1434	1436	1438	1440	1442	1444	1446	1448	1450	1452	1454	1456	1458	1460	1462	1464	1466	1468	1470	1472	1474	1476	1478	1480	1482	1484	1486	1488	1490	1492	1494	1496	1498	1500	1502	1504	1506	1508	1510	1512	1514	1516	1518	1520	1522	1524	1526	1528	1530	1532	1534	1536	1538	1540	1542	1544	1546	1548	1550	1552	1554	1556	1558	1560	1562	1564	1566	1568	1570	1572	1574	1576	1578	1580	1582	1584	1586	1588	1590	1592	1594	1596	1598	1600	1602	1604	1606	1608	1610	1612	1614	1616	1618	1620	1622	1624	1626	1628	1630	1632	1634	1636	1638	1640	1642	1644	1646	1648	1650	1652	1654	1656	1658	1660	1662	1664	1666	1668	1670	1672	1674	1676	1678	1680	1682	1684	1686	1688	1690	1692	1694	1696	1698	1700	1702	1704	1706	1708	1710	1712	1714	1716	1718	1720	1722	1724	1726	1728	1730	1732	1734	1736	1738	1740	1742	1744	1746	1748	1750	1752	1754	1756	1758	1760	1762	1764	1766	1768	1770	1772	1774	1776	1778	1780	1782	1784	1786	1788	1790	1792	1794	1796	1798	1800	1802	1804	1806	1808	1810	1812	1814	1816	1818	1820	1822	1824	1826	1828	1830	1832	1834	1836	1838	1840	1842	1844	1846	1848	1850	1852	1854	1856	1858	1860	1862	1864	1866	1868	1870	1872	1874	1876	1878	1880	1882	1884	1886	1888	1890	1892	1894	1896	1898	1900	1902	1904	1906	1908	1910	1912	1914	1916	1918	1920	1922	1924	1926	1928	1930	1932	1934	1936	1938	1940	1942	1944	1946	1948	1950	1952	1954	1956	1958	1960	1962	1964	1966	1968	1970	1972	1974	1976	1978	1980	1982	1984	1986	1988	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020	2022	2024	2026	2028	2030	2032	2034	2036	2038	2040	2042	2044	2046	2048	2050	2052	2054	2056	2058	2060	2062	2064	2066	2068	2070	2072	2074	2076	2078	2080	2082	2084	2086	2088	2090	2092	2094	2096	2098	2100	2102	2104	2106	2108	2110	2112	2114	2116	2118	2120	2122	2124	2126	2128	2130	2132	2134	2136	2138	2140	2142	2144	2146	2148	2150	2152	2154	2156	2158	2160	2162	2164	2166	2168	2170	2172	2174	2176	2178	2180	2182	2184	2186	2188	2190	2192	2194	2196	2198	2200	2202	2204	2206	2208	2210	2212	2214	2216	2218	2220	2222	2224	2226	2228	2230	2232	2234	2236	2238	2240	2242	2244	2246	2248	2250	2252	2254	2256	2258	2260	2262	2264	2266	2268	2270	2272	2274	2276	2278	2280	2282	2284	2286	2288	2290	2292	2294	2296	2298	2300	2302	2304	2306	2308	2310	2312	2314	2316	2318	2320	2322	2324	2326	2328	2330	2332	2334	2336	2338	2340	2342	2344	2346	2348	2350	2352	2354	2356	2358	2360	2362	2364	2366	2368	2370	2372	2374	2376	2378	2380	2382	2384	2386	2388	2390	2392	2394	2396	2398	2400	2402	2404	2406	2408	2410	2412	2414	2416	2418	2420	2422	2424	2426	2428	2430	2432	2434	2436	2438	2440	2442	2444	2446	2448	2450	2452	2454	2456	2458	2460	2462	2464	2466	2468	2470	2472	2474	2476	2478	2480	2482	2484	2486	2488	2490	2492	2494	2496	2498	2500	2502	2504	2506	2508	2510	2512	2514	2516	2518	2520	2522	2524	2526	2528	2530	2532	2534	2536	2538	2540	2542	2544	2546	2548	2550	2552	2554	2556	2558	2560	2562	2564	2566	2568	2570	2572	2574	2576	2578	2580	2582	2584	2586	2588	2590	2592	2594	2596	2598	2600	2602	2604	2606	2608	2610	2612	2614	2616	2618	2620	2622	2624	2626	2628	2630	2632	2634	2636	2638	2640	2642	2644	2646	2648	2650	2652	2654	2656	2658	2660	2662	2664	2666	2668	2670	2672	2674	2676	2678	2680	2682	2684	2686	2688	2690	2692	2694	2696	2698	2700	2702	2704	2706	2708	2710	2712	2714	2716	2718	2720	2722	2724	2726	2728	2730	2732	2734

別表第一 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表
(再評価日が昭和28年中である場合)

取得の時期	耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
明治35年以前																0.12	0.24	0.43	0.68	0.93	1.3	1.6	2.4	3.0
明治36年																0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9	2.7	3.5
明治37年																0.19	0.38	0.57	0.89	1.2	1.7	2.1	3.0	3.9
明治38年																0.12	0.24	0.42	0.60	0.95	1.3	1.8	2.2	3.2
明治39年																0.11	0.28	0.45	0.68	1.0	1.4	1.9	2.4	3.3
明治40年																0.16	0.32	0.48	0.74	1.1	1.5	2.0	2.5	3.5
明治41年																0.15	0.36	0.57	0.83	1.2	1.7	2.2	2.7	4.7
明治42年																0.19	0.38	0.57	0.91	1.3	1.7	2.3	2.8	4.8
明治43年																0.15	0.25	0.45	0.75	1.0	1.5	2.1	2.7	5.5
明治44年																0.15	0.31	0.57	0.89	1.3	1.8	2.5	3.1	6.4
明治45年																0.20	0.36	0.57	1.0	1.4	2.0	2.7	3.5	7.0
明治46年																0.24	0.44	0.74	1.1	1.5	2.2	3.0	4.6	7.4
大正2年																0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.1	7.8
大正3年																0.18	0.37	0.61	0.98	1.4	2.0	2.7	3.6	8.6
大正4年																0.24	0.44	0.73	1.2	1.7	2.4	3.3	5.4	10
大正5年																0.14	0.29	0.53	0.87	1.4	1.9	2.7	3.7	9.2
大正6年																0.16	0.32	0.56	0.89	1.3	1.9	2.8	3.5	9.9
大正7年																0.16	0.28	0.51	0.83	1.3	1.7	2.3	3.1	8.7
大正8年																0.14	0.29	0.48	0.73	1.1	1.5	2.0	2.7	6.2
大正9年																0.13	0.27	0.47	0.71	1.0	1.4	1.9	2.5	5.7
大正10年																0.16	0.30	0.50	0.78	1.1	1.5	2.0	2.8	6.7
大正11年																0.16	0.28	0.47	0.79	1.1	1.7	2.3	3.0	9.5
大正12年																0.19	0.33	0.60	0.98	1.4	2.0	2.7	3.5	10
大正13年																0.21	0.42	0.70	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9	10
大正14年																0.11	0.27	0.50	0.84	1.3	1.8	2.6	3.4	11
大正15年																0.16	0.35	0.65	1.0	1.6	2.2	3.1	4.1	12
昭和2年																0.23	0.50	0.89	1.4	2.2	3.0	4.1	5.3	17
昭和3年																0.11	0.33	0.66	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	20
昭和4年																0.16	0.44	0.85	1.4	2.2	3.3	4.4	5.9	22
昭和5年																0.25	0.56	1.1	1.8	2.7	4.0	5.3	7.1	25
昭和6年																0.10	0.41	0.92	1.6	2.7	4.0	5.8	7.7	31
昭和7年																0.20	0.69	1.4	2.5	4.0	5.8	8.3	10	34
昭和8年																0.29	0.84	1.6	2.8	4.4	6.4	8.9	11	45
昭和9年																0.12	0.38	0.99	1.8	3.1	4.8	6.3	9.3	43
昭和10年																0.18	0.56	1.3	2.3	3.8	5.8	8.1	10	47
昭和11年																0.27	0.76	1.7	3.0	4.8	7.0	9.5	12	50
昭和12年																0.41	1.0	2.2	3.7	5.7	8.3	11	14	53
昭和13年																0.14	0.50	1.2	2.4	3.9	6.0	8.4	11	49
昭和14年																0.22	0.71	1.6	3.0	4.9	7.2	9.8	12	51
昭和15年																0.31	0.95	2.0	3.6	5.7	8.2	11	14	51
昭和16年																0.46	1.2	2.5	4.3	6.6	9.2	12	16	50
昭和17年																0.15	0.67	1.7	3.3	5.4	8.0	10	14	52
昭和18年																0.27	1.0	2.3	4.2	6.7	9.5	12	15	53
昭和19年																0.46	1.4	3.1	5.5	8.3	11	14	18	54
昭和20年																0.72	2.0	4.1	6.9	9.8	13	16	19	53
昭和21年																1.0	2.6	4.9	7.7	10	13	16	20	48
昭和22年																1.1	2.7	4.9	7.5	10	13	16	19	44
昭和23年																1.1	2.8	4.9	7.5	10	12	15	18	41
昭和24年																0.95	2.2	4.3	6.7	7.7	9.7	11	13	29
昭和25年																0.64	1.4	2.4	3.5	4.8	6.1	7.2	8.4	18
昭和26年																0.49	1.0	1.8	2.6	3.5	4.4	5.2	6.0	12
昭和27年																0.38	0.86	1.4	2.1	2.7	3.4	4.0	4.7	9.8
昭和28年																0.38	0.82	1.3	1.9	2.5	3.1	3.6	4.2	8.5
昭和29年																0.38	0.80	1.2	1.8	2.3	2.8	3.3	3.8	7.5
昭和30年																0.12	0.40	0.81	1.2	1.7	2.2	2.7	3.2	7.0
昭和31年																0.11	0.34	0.67	1.0	1.4	1.8	2.2	2.6	5.4
昭和32年																0.07	0.22	0.41	0.63	0.85	1.0	1.2	1.4	3.8
昭和33年																0.06	0.18	0.34	0.51	0.68	0.84	1.0	1.1	2.2
昭和34年																0.07	0.19	0.35	0.51	0.69	0.84	0.98	1.1	2.1
昭和35年																0.08	0.21	0.39	0.54	0.71	0.88	1.0	1.1	2.1
昭和36年																0.06	0.14	0.24	0.34	0.44	0.54	0.62	0.69	1.2
昭和37年																0.06	0.14	0.23	0.32	0.41	0.49	0.56	0.62	1.0
昭和38年																0.07	0.15	0.24	0.33	0.41	0.49	0.55	0.61	1.0
昭和39年																0.09	0.17	0.26	0.35	0.43	0.50	0.57	0.62	1.0
昭和40年																0.09	0.18	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	1.0
昭和41年																0.11	0.21	0.31	0.39	0.47	0.54	0.60	0.65	1.0
昭和42年																0.18	0.23	0.33	0.42	0.49	0.56	0.61	0.66	0.96
昭和43年																0.15	0.27	0.37	0.45	0.53	0.59	0.65	0.69	1.0
昭和44年																0.17	0.28	0.37	0.45	0.52	0.58	0.63	0.67	0.93
昭和45年																0.19	0.29	0.38	0.45	0.52	0.57	0.61	0.64	0.87
昭和46年																0.21	0.31	0.39	0.46	0.51	0.56	0.59	0.63	0.81
昭和47年																0.13	0.26	0.36	0.44	0.50	0.56	0.60	0.63	0.83
昭和48年																0.17	0.31	0.42	0.50	0.56	0.61	0.65	0.68	0.86
昭和49年																0.23	0.38	0.48	0.56	0.61	0.66	0.69	0.72	0.88
昭和50年																0.31	0.46	0.56	0.63	0.68	0.72	0.75	0.79	0.89

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての係数は、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1-償却率)×取得の時期に応ずる別表第三の係数

上記の算式において、

「償却率」とは、

- 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、
- 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、

「n」とは、

- 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和27年までの経過年数をいい、
- 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和27年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる)をいう。

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	32年	35年	36年	40年	41年	45年	46年	50年	56年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	昭和の時代	
3.3	4.2	5.0	6.0	7.2	9.7	13	17	19	27	29	28	41	51	64	68	76	81	90	107	120	134	144	明治33年	以前
3.8	4.8	5.7	6.8	8.2	10	14	19	21	30	32	42	45	56	70	74	83	98	116	129	144	154	明治34年		
4.1	6.2	6.2	7.4	8.8	11	15	20	22	32	33	44	47	58	72	76	85	90	100	118	131	146	明治35年		
4.3	5.4	6.4	7.6	9.0	11	16	20	23	31	33	44	46	57	71	75	83	88	96	114	127	141	明治36年		
4.5	5.6	6.7	7.9	9.3	12	16	20	23	32	33	44	46	57	70	74	82	87	96	112	125	138	明治37年		
4.6	5.8	6.8	8.0	9.4	12	16	20	23	31	33	43	45	55	68	72	80	84	93	108	120	133	明治38年		
4.9	6.1	7.2	8.5	9.9	12	16	21	24	32	34	44	46	56	69	73	80	85	93	109	120	133	明治39年		
5.1	6.3	7.3	8.6	10	12	16	21	23	32	33	43	45	55	67	70	77	86	90	104	115	126	明治40年		
5.8	7.1	8.3	9.7	11	14	18	23	25	35	37	47	49	60	72	76	84	88	97	111	123	135	明治41年		
6.7	8.2	9.5	11	12	16	20	26	29	39	41	52	54	65	78	83	91	96	105	121	133	145	明治42年		
7.8	8.9	10	11	13	17	22	28	30	40	42	54	56	68	82	85	94	98	107	123	135	148	明治43年		
7.8	9.4	10	12	14	18	23	29	31	41	43	54	57	68	82	86	94	98	107	123	134	147	明治44年		
8.1	9.8	11	12	14	18	23	29	32	41	43	54	57	68	81	84	92	96	105	120	131	142	明治45年		
8.9	10	12	14	16	20	25	31	34	44	46	57	59	71	84	88	96	100	109	124	134	146	明治46年		
10	12	14	16	18	22	28	34	38	49	51	63	65	78	92	96	104	109	118	134	145	158	大正3年		
11	13	15	17	19	24	29	36	40	51	53	65	68	80	96	99	107	111	121	137	148	160	大正4年		
10	12	13	15	17	21	26	32	35	45	46	57	59	68	82	85	92	96	103	117	126	136	大正5年		
8.9	10	11	13	15	18	22	27	29	37	39	47	49	58	67	70	76	79	85	96	103	111	大正6年		
7.5	8.8	9.9	11	12	15	18	22	24	30	31	38	40	46	54	56	60	62	67	75	81	78	大正7年		
6.7	7.9	8.8	9.9	11	13	16	19	21	26	27	33	34	38	46	47	51	53	57	63	68	78	大正8年		
6.8	7.8	8.8	9.8	11	13	15	19	20	25	26	31	32	37	43	45	48	50	54	60	64	69	大正9年		
9.7	11	12	13	15	18	22	26	28	35	36	43	44	51	59	61	65	67	72	80	86	92	大正10年		
10	12	13	15	17	20	24	28	30	37	39	46	48	55	62	65	69	71	76	84	90	96	大正11年		
11	13	15	16	18	21	25	30	32	39	40	48	49	56	64	66	71	73	78	86	91	97	大正12年		
12	14	15	17	19	22	26	31	33	40	41	48	50	57	64	66	71	73	78	85	91	97	大正13年		
14	16	17	19	21	25	29	34	36	43	45	52	54	61	69	71	75	78	83	90	96	102	大正14年		
17	19	21	23	25	30	35	41	43	52	53	62	64	72	81	83	88	91	97	105	112	118	昭和2年		
17	23	25	27	30	34	40	46	49	58	60	69	71	79	89	92	97	100	106	115	121	128	昭和3年		
22	25	27	29	32	37	42	49	52	61	63	72	74	83	92	95	100	103	109	118	124	131	昭和4年		
25	28	30	33	36	41	47	54	57	67	68	78	80	89	99	102	107	110	116	125	132	139	昭和5年		
38	37	40	44	47	54	61	70	74	86	88	100	108	113	125	129	136	139	146	157	165	174	昭和6年		
44	48	52	56	61	69	78	88	93	108	110	125	128	141	155	159	167	171	178	192	202	211	昭和6年		
48	48	51	55	59	67	76	85	89	103	105	118	121	133	146	149	156	160	167	179	187	196	昭和7年		
42	46	49	53	56	63	71	79	83	95	97	109	111	121	132	135	141	145	151	161	168	176	昭和8年		
45	49	53	56	60	67	75	83	87	99	101	112	114	125	135	138	144	147	153	163	170	177	昭和9年		
48	53	56	60	64	71	78	87	90	102	104	115	117	127	138	141	146	149	155	165	171	178	昭和10年		
51	55	59	63	66	73	81	89	92	104	106	116	118	128	138	140	146	149	154	163	169	176	昭和11年		
48	50	53	56	59	66	71	78	81	90	92	101	103	110	118	120	125	127	132	139	144	149	昭和12年		
48	52	55	58	61	67	73	79	82	91	92	101	102	109	117	119	123	125	129	136	140	146	昭和13年		
48	52	54	57	60	65	71	77	79	87	88	96	97	104	110	112	116	118	121	127	131	135	昭和14年		
48	51	53	54	58	63	68	73	75	82	84	90	91	97	103	104	107	109	112	117	121	124	昭和15年		
49	52	54	56	59	63	68	73	75	81	83	88	90	95	100	101	104	106	109	113	116	119	昭和16年		
50	52	54	57	59	63	67	72	73	79	80	86	87	91	96	97	100	101	103	107	110	113	昭和17年		
51	54	56	58	60	63	67	71	73	78	79	84	85	89	93	95	97	98	100	104	106	108	昭和18年		
50	52	54	56	57	60	64	67	69	73	74	78	79	82	86	87	89	90	91	94	96	98	昭和19年		
45	46	48	49	51	53	56	59	60	63	64	67	68	71	73	74	75	76	78	80	81	83	1月-3月		
41	43	44	45	47	49	51	54	55	58	58	61	62	64	67	67	68	69	70	72	74	76	4月-6月		
39	40	41	42	44	46	48	50	51	54	54	57	57	60	62	62	63	64	65	67	68	69	7月-9月		
29	29	30	30	31	33	34	36	36	38	39	41	41	42	44	44	45	45	46	47	48	49	10月-12月		
16	17	18	18	18	19	20	21	21	23	23	24	24	25	26	26	26	27	27	28	28	29	1月-2月		
11	12	12	13	13	13	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18	18	18	19	19	20	20	3月		
9.1	9.4	9.7	9.9	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13	14	14	14	14	14	15	15	15	4月-6月		
7.9	8.2	8.4	8.6	8.9	9.2	9.6	10	10	10	10	11	11	11	12	12	12	12	12	12	13	13	7月-9月		
7.0	7.3	7.4	7.6	7.8	8.1	8.4	8.8	8.9	9.3	9.4	9.8	9.9	10	10	10	10	10	11	11	11	11	10月-12月		
6.5	6.7	6.8	7.0	7.2	7.5	7.7	8.0	8.2	8.5	8.6	8.9	9.0	9.3	9.5	9.6	9.7	9.8	10	10	10	10	1月-3月		
5.0	5.1	5.2	5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.2	6.5	6.5	6.8	6.8	7.0	7.2	7.2	7.4	7.4	7.5	7.7	7.8	7.9	4月-6月		
2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.2	3.4	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3	7月-9月		
2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	10月-12月		
1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	1月-3月		
1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	4月-6月		
1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	7月-9月		
1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	10月-12月		
0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1月-3月		
0.94	0.96	0.97	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	4月-6月		
0.91	0.93	0.96	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	7月-9月		
0.92	0.93	0.96	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	10月-12月		
0.90	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1月-3月		
0.91	0.93	0.94	0.95	0.97	0.98	1.0</																		

別表第二 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍率表
(再評価日が昭和29年以後である場合)

取得の時期	耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
明治33年以前															0.12	0.18	0.37	0.56	0.37	1.1	1.4	2.1	2.8
明治34年															0.12	0.26	0.45	0.71	0.97	1.3	1.7	2.6	3.1
明治35年															0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9	2.7	3.6
明治36年															0.18	0.36	0.54	0.84	1.2	1.6	2.0	2.9	3.6
明治37年															0.11	0.22	0.40	0.57	0.91	1.3	1.7	2.1	3.0
明治38年															0.10	0.20	0.42	0.64	0.96	1.3	1.8	2.2	3.1
明治39年															0.15	0.31	0.46	0.73	1.0	1.5	1.9	2.4	3.4
明治40年															0.14	0.33	0.53	0.77	1.1	1.5	2.0	2.5	3.5
明治41年															0.10	0.20	0.40	0.60	0.90	1.3	1.8	2.4	3.1
明治42年															0.15	0.30	0.47	0.78	1.1	1.5	2.2	2.8	3.4
明治43年															0.15	0.31	0.50	0.88	1.2	1.8	2.4	3.1	3.8
明治44年															0.19	0.34	0.64	0.99	1.3	1.9	2.6	3.4	4.1
明治45年															0.23	0.42	0.70	1.0	1.5	2.1	2.8	3.6	4.3
大正2年															0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.2	4.0
大正3年															0.19	0.39	0.64	1.0	1.5	2.1	2.9	3.8	4.8
大正4年															0.24	0.43	0.73	1.2	1.7	2.3	3.3	4.2	5.3
大正5年															0.12	0.24	0.44	0.72	1.1	1.6	2.2	3.1	4.0
大正6年															0.12	0.22	0.44	0.70	1.0	1.5	2.0	2.7	3.6
大正7年															0.12	0.22	0.39	0.63	0.95	1.3	1.8	2.4	3.1
大正8年															0.11	0.21	0.39	0.59	0.91	1.2	1.6	2.2	2.9
大正9年															0.12	0.25	0.43	0.65	0.98	1.3	1.7	2.3	3.0
大正10年															0.14	0.21	0.39	0.65	1.0	1.4	2.0	2.6	3.4
大正11年															0.18	0.28	0.48	0.81	1.2	1.7	2.3	3.1	4.0
大正12年															0.18	0.33	0.59	0.96	1.4	2.0	2.7	3.4	4.4
大正13年															0.20	0.41	0.68	1.1	1.5	2.2	3.0	3.8	4.9
大正14年															0.11	0.28	0.51	0.86	1.3	1.9	2.7	3.5	4.5
大正15年															0.18	0.39	0.73	1.1	1.8	2.5	3.5	4.6	5.8
昭和2年															0.24	0.52	0.94	1.5	2.3	3.2	4.4	5.6	7.0
昭和3年															0.11	0.33	0.66	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	6.5
昭和4年															0.17	0.45	0.87	1.4	2.2	3.4	4.5	6.1	7.7
昭和5年															0.30	0.79	1.3	2.2	3.5	4.9	6.5	8.7	10
昭和6年															0.12	0.48	1.0	1.9	3.2	4.5	6.9	9.1	11
昭和7年															0.18	0.62	1.2	2.2	3.6	5.2	7.4	9.7	12
昭和8年															0.25	0.73	1.4	2.4	3.9	5.5	7.8	10	12
昭和9年															0.12	0.37	0.97	1.8	3.1	4.7	6.5	9.1	11
昭和10年															0.18	0.55	1.2	2.3	3.7	5.8	7.9	10	13
昭和11年															0.26	0.78	1.6	2.9	4.6	6.7	9.2	12	15
昭和12年															0.33	0.87	1.8	3.9	4.7	6.8	9.1	11	14
昭和13年															0.13	0.48	1.1	2.2	3.7	5.7	8.0	10	13
昭和14年															0.20	0.64	1.4	2.7	4.4	6.5	8.9	11	14
昭和15年															0.27	0.85	1.8	3.3	5.1	7.3	9.8	12	15
昭和16年															0.43	1.1	2.4	4.1	6.1	8.6	11	14	17
昭和17年															0.14	0.63	1.5	3.0	5.0	7.3	9.9	12	15
昭和18年															0.25	0.92	2.1	4.0	6.2	8.8	11	14	17
昭和19年															0.40	1.3	2.8	4.9	7.3	10	13	16	19
昭和20年	1月-3月														0.56	1.6	3.3	5.5	8.0	10	13	16	19
昭和20年	4月-6月														0.61	1.7	3.3	5.4	7.7	10	12	15	17
昭和20年	7月-9月														0.65	1.7	3.3	5.4	7.6	10	12	14	17
昭和20年	10月-12月														0.58	1.3	2.6	4.1	5.8	7.5	9.3	11	12
昭和21年	1月-3月														0.36	0.92	1.6	2.6	3.8	4.7	5.7	6.8	7.8
昭和21年	4月-6月														0.27	0.68	1.2	1.9	2.6	3.4	4.1	4.9	5.6
昭和21年	7月-9月														0.22	0.54	0.98	1.5	2.0	2.6	3.2	3.8	4.3
昭和21年	10月-12月														0.21	0.52	0.92	1.4	1.9	2.4	2.9	3.4	3.8
昭和22年	1月-3月														0.21	0.50	0.87	1.3	1.7	2.2	2.6	3.1	3.5
昭和22年	4月-6月														0.22	0.51	0.87	1.2	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3
昭和22年	7月-9月														0.19	0.42	0.71	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.6
昭和22年	10月-12月														0.12	0.26	0.43	0.61	0.80	0.99	1.1	1.3	1.5
昭和23年	1月-3月														0.10	0.21	0.34	0.49	0.63	0.77	0.90	1.0	1.1
昭和23年	4月-6月														0.11	0.22	0.35	0.49	0.62	0.76	0.88	1.0	1.1
昭和23年	7月-9月														0.12	0.23	0.37	0.51	0.64	0.77	0.89	1.0	1.1
昭和23年	10月-12月														0.08	0.16	0.23	0.32	0.40	0.48	0.55	0.62	0.68
昭和24年	1月-3月														0.09	0.14	0.22	0.29	0.36	0.43	0.49	0.55	0.60
昭和24年	4月-6月														0.08	0.15	0.22	0.30	0.37	0.43	0.49	0.54	0.59
昭和24年	7月-9月														0.09	0.16	0.23	0.31	0.38	0.44	0.49	0.55	0.59
昭和24年	10月-12月														0.10	0.17	0.25	0.32	0.38	0.44	0.50	0.55	0.59
昭和25年	1月-3月														0.11	0.19	0.27	0.34	0.40	0.46	0.52	0.57	0.61
昭和25年	4月-6月														0.13	0.21	0.28	0.35	0.42	0.47	0.52	0.57	0.61
昭和25年	7月-9月														0.13	0.23	0.31	0.38	0.44	0.50	0.55	0.59	0.63
昭和25年	10月-12月														0.15	0.23	0.31	0.37	0.43	0.48	0.53	0.57	0.61
昭和26年	1月-3月														0.16	0.24	0.31	0.37	0.42	0.47	0.51	0.56	0.61
昭和26年	4月-6月														0.17	0.25	0.31	0.37	0.42	0.46	0.50	0.54	0.58
昭和26年	7月-9月														0.12	0.20	0.26	0.34	0.40	0.45	0.49	0.53	0.56
昭和26年	10月-12月														0.14	0.23	0.31	0.38	0.43	0.48	0.52	0.56	0.59
昭和27年	1月-3月														0.17	0.27	0.35	0.42	0.47	0.52	0.56	0.60	0.64
昭和27年	4月-6月														0.09	0.21	0.31	0.39	0.46	0.51	0.56	0.59	0.63

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1-償却率) × 取得の時期に応ずる別表第三の倍率

上記の算式において、

「償却率」とは、

1 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、

2 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、

「n」とは、

1 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和27年までの経過年数をいい、

2 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和27年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる)をいい、

別表第三 証券用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)についての再評価係数表

取得の時期	估	数	取得の時期	估	数
明治38年以前		622	昭和13年		229
明治34年		649	昭和14年		207
明治35年		642	昭和15年		185
明治36年		604	昭和16年		173
明治37年		574	昭和17年		159
明治38年		535	昭和18年		148
明治39年		519	昭和19年		131
明治40年		481	昭和20年		107
明治41年		500	昭和21年		96
明治42年		524	昭和22年		88
明治43年		518	昭和23年		62
明治44年		499	昭和24年		36
明治45年		471	昭和25年		25
明治46年		470	昭和26年		19
明治47年		492	昭和27年		16
明治48年		487	昭和28年		14
明治49年		402	昭和29年		12
明治50年		320	昭和30年		9.6
明治51年		244	昭和31年		8.6
明治52年		199	昭和32年		5.2
明治53年		181	昭和33年		3.8
明治54年		235	昭和34年		3.5
明治55年		240	昭和35年		3.3
明治56年		236	昭和36年		1.9
明治57年		228	昭和37年		1.6
明治58年		238	昭和38年		1.5
明治59年		263	昭和39年		1.4
明治60年		277	昭和40年		1.4
明治61年		275	昭和41年		1.3
明治62年		283	昭和42年		1.3
明治63年		344	昭和43年		1.2
明治64年		407	昭和44年		1.0
明治65年		367	昭和45年		1.0
明治66年		350	昭和46年		1.0
明治67年		314	昭和47年		1.0
明治68年		306	昭和48年		1.0
明治69年		294	昭和49年		1.0
明治70年		242	昭和50年		1.0

別表第四 無形減価償却資産についての再評価係数表
(再評価日が昭和28年中である場合)

取得の時期	估	数	取得の時期	估	数
大正13年		3.1	昭和28年		1.4
大正14年		11	昭和29年		1.2
大正15年		21	昭和30年		1.1
大正16年		32	昭和31年		1.0
大正17年		41	昭和32年		0.9
大正18年		52	昭和33年		0.8
大正19年		75	昭和34年		0.7
大正20年		102	昭和35年		0.6
大正21年		104	昭和36年		0.5
大正22年		102	昭和37年		0.4
大正23年		15	昭和38年		0.3
大正24年		30	昭和39年		0.2
大正25年		44	昭和40年		0.1
大正26年		48	昭和41年		0.0
大正27年		110	昭和42年		0.0
大正28年		112	昭和43年		0.0
大正29年		108	昭和44年		0.0
大正30年		103	昭和45年		0.0
大正31年		102	昭和46年		0.0
大正32年		71	昭和47年		0.0
大正33年		50	昭和48年		0.0
大正34年		43	昭和49年		0.0
大正35年		36	昭和50年		0.0
大正36年		26	昭和51年		0.0
大正37年		15	昭和52年		0.0
大正38年		15	昭和53年		0.0
大正39年		26	昭和54年		0.0
大正40年		62	昭和55年		0.0
大正41年		64	昭和56年		0.0
大正42年		74	昭和57年		0.0
大正43年		72	昭和58年		0.0
大正44年		91	昭和59年		0.0
大正45年		13	昭和60年		0.0
大正46年		50	昭和61年		0.0
大正47年		60	昭和62年		0.0
大正48年		47	昭和63年		0.0
大正49年		22	昭和64年		0.0
大正50年		17	昭和65年		0.0
大正51年		32	昭和66年		0.0
大正52年		44	昭和67年		0.0
大正53年		55	昭和68年		0.0
大正54年		66	昭和69年		0.0
大正55年		47	昭和70年		0.0
大正56年		27	昭和71年		0.0
大正57年		19	昭和72年		0.0
大正58年		16	昭和73年		0.0
大正59年		13	昭和74年		0.0
大正60年		8.0	昭和75年		0.0
大正61年		0.71	昭和76年		0.0
大正62年		0.22	昭和77年		0.0
大正63年		0.11	昭和78年		0.0
大正64年		0.07	昭和79年		0.0
大正65年		0.03	昭和80年		0.0
大正66年		0.01	昭和81年		0.0
大正67年		0.00	昭和82年		0.0
大正68年		0.00	昭和83年		0.0
大正69年		0.00	昭和84年		0.0
大正70年		0.00	昭和85年		0.0
大正71年		0.00	昭和86年		0.0
大正72年		0.00	昭和87年		0.0
大正73年		0.00	昭和88年		0.0
大正74年		0.00	昭和89年		0.0
大正75年		0.00	昭和90年		0.0
大正76年		0.00	昭和91年		0.0
大正77年		0.00	昭和92年		0.0
大正78年		0.00	昭和93年		0.0
大正79年		0.00	昭和94年		0.0
大正80年		0.00	昭和95年		0.0
大正81年		0.00	昭和96年		0.0
大正82年		0.00	昭和97年		0.0
大正83年		0.00	昭和98年		0.0
大正84年		0.00	昭和99年		0.0
大正85年		0.00	昭和100年		0.0

別表第五 無形減価償却資産についての再評価倍率表
(再評価日が昭和29年以後である場合)

種 類		取得の時期		種 類		取得の時期	
實用 新案 増及 意構	商業 模範 及 意構	電気 模範 及 意構	水 料 地	實用 模範 及 意構	商業 模範 及 意構	電気 模範 及 意構	水 料 地
大正 14 年	3.2			昭和 3 月	5.5	12	15
大正 15 年	12			昭和 4 月 - 6 月	4.3	9.4	11
昭和 2 年	22			昭和 21 年 7 月 - 9 月	4.1	8.3	10
昭和 3 年	31			昭和 21 年 10 月 - 12 月	3.9	7.4	9.0
昭和 4 年	42			昭和 1 月 - 3 月	3.8	6.9	8.3
昭和 5 年	63			昭和 4 月 - 6 月	3.8	3.1	5.3
昭和 6 年	88			昭和 22 年 7 月 - 9 月	3.8	1.8	2.9
昭和 7 年	92			昭和 22 年 10 月 - 12 月	0.43	1.4	2.2
昭和 8 年	91			昭和 1 月 - 3 月	0.52	1.4	2.1
昭和 9 年	100			昭和 4 月 - 6 月	0.51	1.4	2.0
昭和 10 年	15	108		昭和 23 年 7 月 - 9 月	0.42	0.88	1.2
昭和 11 年	29	114		昭和 23 年 10 月 - 12 月	0.42	0.79	1.0
昭和 12 年	36	102		昭和 1 月 - 3 月	0.45	0.78	1.0
昭和 13 年	45	104		昭和 4 月 - 6 月	0.48	0.78	1.0
昭和 14 年	2.0	51	101	昭和 24 年 7 月 - 9 月	0.51	0.78	0.99
昭和 15 年	14	55	97	昭和 24 年 10 月 - 12 月	0.55	0.79	0.99
昭和 16 年	24	60	96	昭和 1 月 - 3 月	0.57	0.79	0.97
昭和 17 年	33	63	94	昭和 4 月 - 6 月	0.51	0.82	0.99
昭和 18 年	40	66	93	昭和 25 年 7 月 - 9 月	0.50	0.78	0.92
昭和 19 年	44	65	86	昭和 25 年 10 月 - 12 月	0.58	0.73	0.85
昭和 1 月 - 3 月	10	43	56	昭和 1 月 - 3 月	0.57	0.70	0.80
昭和 4 月 - 6 月	12	40	49	昭和 4 月 - 6 月	0.50	0.72	0.81
昭和 7 月 - 9 月	13	38	46	昭和 26 年 7 月 - 9 月	0.54	0.75	0.83
昭和 10 月 - 12 月	10	28	33	昭和 26 年 10 月 - 12 月	0.58	0.75	0.85
昭和 1 月 - 2 月	7.3	17	22	昭和 27 年	0.71	0.80	0.86

別表第六 その他の事業用資産（個人）及び非事業用資産（土地及び家屋を除く。）についての再評価倍數表

取得の時期		倍	数
昭和21年	3月	8.8	
	4月—6月	6.8	
	7月—9月	5.9	
	10月—12月	6.4	
昭和22年	1月—3月	4.6	
	4月—6月	3.4	
	7月—9月	2.3	
	10月—12月	2.2	
昭和23年	1月—3月	1.9	
	4月—6月	1.7	
	7月—9月	1.4	
	10月—12月	1.3	
昭和24年	1月—3月	1.2	
	4月—6月	1.1	
	7月—9月	1.1	
	10月—12月	1.2	
昭和25年	1月—3月	1.2	
	4月—6月	1.3	
	7月—9月	1.2	
	10月—12月	1.2	
昭和26年	1月—3月	1.1	
	4月—6月	1.0	
	7月—9月	1.0	
	10月—12月	1.0	
昭和27年		1.0	

別表第七 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍収表

取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数
明治33年以前		285	昭和13年		121
明治34年		297	昭和14年		115
明治35年		294	昭和15年		108
明治36年		276	昭和16年		102
明治37年		262	昭和17年		96
明治38年		244	昭和18年		87
明治39年		237	昭和19年		76
明治40年		220	昭和20年		66
明治41年		228	昭和21年		62
明治42年		239	昭和22年		57
明治43年		286	昭和23年		52
明治44年		228	昭和24年		47
明治45年		215	昭和25年		40
明治46年		215	昭和26年		34
明治47年		229	昭和27年		27
明治48年		248	昭和28年		20
明治49年		246	昭和29年		15
明治50年		207	昭和30年		12
明治51年		157	昭和31年		10
明治52年		99	昭和32年		7.5
明治53年		96	昭和33年		5.6
明治54年		100	昭和34年		4.5
明治55年		98	昭和35年		3.7
明治56年		102	昭和36年		3.2
明治57年		103	昭和37年		2.9
明治58年		102	昭和38年		2.6
明治59年		101	昭和39年		2.5
明治60年		105	昭和40年		2.4
明治61年		107	昭和41年		2.3
明治62年		111	昭和42年		2.2
明治63年		122	昭和43年		2.0
明治64年		141	昭和44年		1.8
明治65年		150	昭和45年		1.7
明治66年		149	昭和46年		1.6
明治67年		145	昭和47年		1.5
明治68年		140	昭和48年		1.3
明治69年		133	昭和49年		1.0
明治70年		128	昭和50年		

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の資産再評価法(以下「新法」という。)の規定(第百九条及び第百十二条の規定を除く。)は、第三項から第五項までの場合を除く外、昭和二十八年一月一日から適用する。
- この法律施行前に法人又は個人が改正前の資産再評価法(以下「旧法」という。)の規定により行つた再評価(第六項の規定によりなおその効力を有する旧法第十五条の規定によりこの法律施行後に法人が行つたものとみなされる再評価を含む。)、当該再評価に係る再評価税、当該再評価に関する経理及び当該再評価を行つた者の所得の計算並びに旧法の規定により昭和二十八年一月一日前に個人が行つたものとみなされた再評価及び当該再評価に係る再評価税については、新法に特別の定がある場合並びに第四項、第五項及び第七項の場合を除く外、なお従前の例による。
- 新法第七十七条第四項(第七十八条第二項、第七十九条第二項、第八十条第二項及び第八十二条第四項において適用する場合を含む。)(の規定は、この法律施行後納付し、又は徴収すべき利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額について適用する。
- 新法第八十二条第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。
- 旧法第十五条の規定は、同法第六条第一項又は第十四条第一項の規定により株式(出資を含む。))について再評価を行つた法人については、この法律施行後当該法人の昭和三十三年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 旧法の規定による再評価を行つた者でこの法律施行の日以後当該再評価に係る再評価税を納付すべきものは、旧法第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前においても、新法第六十条の規定に準じ、当該再評価税の税額の全部又は一部の繰上納付をすることができ。
- 新法第四十六条又は第四十七条の規定により相続人が昭和二十八年十月三十一日までに申告書を提出しなければならぬ場合において、当該相続人が所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)(第二十九條第一項又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)(第二十七条第一項)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、これらの申告書の提出期

限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の十四第一項中「資産再評価法」を「資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)」による改正前の資産再評価法に改める。

第十四條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「第四十二條第四項」を「第四十二條第三項」に改め、同條第二項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第三項」に改める。

第十五條第二項各号列記以外の部分中「第十三條の二」を「第六條」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「については、第十三條第三項の規定を適用する。」を「は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額(当該再評価の再評価日の直前において当該土地等の帳簿価額があるときは、当該帳簿価額に相当する金額を控除した金額)とする。」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

第十六條中「資産再評価法第九條第一項」を「資産再評価法第九條」に改める。

第十七條中「第九條第一項」を「第九條」に改める。

第二十條中「若しくは第九條第一項」を「若しくは第九條」に改める。

11 法人が前項の規定による改正前の租税特別措置法第十五條第一項の規定により行つた再評価及び当該再評価に係る再評価額については、なお従前の例による。

12 所得税法の一部を次のように改正する。

第十條の四第一項中「昭和二十四年」を「昭和二十七年」に改め、「行い又は」を削り、同條第二項中「再評価」を「再評価又は旧再評価」同法第二條第十三項に規定する旧再評価をいう。以下同じ。

に、「当該資産の再評価額と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に關する経費の額との合計額とする。」を「左の各号の一に掲げる額とする。」に改め、同項に次の二号を加える。

一 旧再評価を行つた資産(第二号に規定する資産を除く)については、当該資産の旧再評価額(資産再評価法第二條第十三項に規定する旧再評価額をいい、旧再評価を二回行つたときは、二回目の旧再評価額とする。)と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に關する経費の額との合計額

二 再評価を行い又は行つたものとみなされた資産については、

当該資産の再評価額(再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額)と昭和二十七年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に關する経費の額との合計額

第十條の四第三項第二号中「昭和二十四年」を「昭和二十七年」に改める。

13 昭和二十七年分以前の所得税については、旧法の規定により再評価を行い、又は行われたものとみなされた資産に係る所得税法第九條第一項第七号の山林所得又は同項第八号の譲渡所得の計算は、なお従前の例による。

14 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第四十二條第六項」を「第四十二條第五項」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

關稅定率法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年七月二十九日
衆議院議長 堤 康次郎
參議院議長 河井 廣八郎

昭和二十八年七月三十日 參議院會議第二十九号 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

(小字及び一は衆議院修正)
關稅定率法等の一部を改正する等の法律案

關稅定率法等の一部を改正する等の法律

(關稅定率法の一部改正)

第一條 關稅定率法(明治四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「デウレチンノ製造ニ使用スル為ノコア豆」を「飼料ノ製造ニ使用スル為ノ高粱及玉蜀黍、油ノ製造ニ使用スル為ノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手續ニ依リ昭和二十八年七月三十一日」を「政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日」に改め、附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル乾燥腸脂ミルタガ同項ノ規定スル給食ノ用ニ供セラレザリシ場合ニハ政府ハ輸入申告者ヨリ國稅徵收ノ例ニ依リ当該ミルタノ輸入税ヲ追徵ス但シ變賣其ノ他ノ事由ニ因リ同項ノ規定スル給食ノ用以外ノ用ニ供シタル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ稅關長ノ承認ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

金銀業ニ使用スル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲グル物品中左ノ表ノ下欄ニ掲グルモノノ輸入税ハ政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日迄ノ輸入ニ付テハ之ヲ免除ス

番 号	品 名	免 税 物 品
一四〇六 一五二二	特殊鋼 機械用ノ刃物(金屬、木材その他の硬質物切用ノものに限る)工匠具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く) 一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリニータツプ(柄又ははわくを付けたものを除く) ニ ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く)	ドリルスチール ビット ドリフター 選鉱用機械
一六七八 一六八六 一六八八	機械(別号に掲げるものを除く) 機械の部分品(別号に掲げるものを除く)	ドリフターノ部分品 及選鉱用機械ノ部分品

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

該物品ヲ其ノ金銀業ノ用以外ノ用ニ供シタル場合又ハ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ金銀業ノ用ニ供セザリシ場合ニハ政府ハ当該金銀業者ヨリ国税徴収ノ例ニ依リ輸入税ヲ追徴ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ用ニ供セザリシコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

開税法第百一条ノ二第三項ノ規定ハ第二項及第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
別表輸入税表中「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」無

税」を
六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子 一割に改め、
一 セメンシナ 無税
二 その他

同表第六百一十一号税率の欄中「無税」を「一割」に改め、同表第六百七十五号税率の欄中「無税」を「二割」に改め、同表第七百十号税率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十九号税率の欄中「一割」を「二割」に改め、同表第六百三

十七号品名の欄及び税率の欄中
二 無線電信機及び無線電話機(ラジオ受
信機及びテレビジョン受信機を含む。)

三 その他
甲 真空管
乙 その他

二 無線電信機及び無線電話機(ラジオ受
信機及びそのシャシを含む。テレビジ
ョン受信機及びそのシャシを除く。)
三 テレビジョン受信機及びそのシャシ
四 その他
甲 真空管
乙 その他
一割五分 三割 一割五分

改め、同表第七百四号税率の欄中「一割五分」を「四割五分」に改める。

(開税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 開税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十号)の一
部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年七月三十一日(別表甲号第千一百一十一号に掲げる印
刷用紙にあつては、昭和二十七年九月三十日)」を「昭和二十九年三月三十一
日」に、「別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十八年七月三十一日」を
「別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十九年三月三十一日に改め、同

項別表甲号中「こうりやんの項及びとうもろこしの項を削り、同表豆類の項中
「三 落花生」を削り、同表中菜種及びからし菜の種の項、印刷用紙の項及び
品名の欄中「輸入するものに係る」とを「輸入するものに係る」とに改め、同表中
船舶の項を削り、
一六五八 内燃機関
二 その他のうち航空機用のもの

一六五八 内燃機関
二 その他のうち航空機用のもの
一六八六 機械(別号に掲げるものを除く。)のうちせん孔カード式統
計会計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合
機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。)

に改め、同表の備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

七〇五 合成染料
六 染料
乙 その他
一割五分

七〇五 合成染料
六 染料
乙 その他
一割五分
七一九 カラープリンター
二〇一 印刷用紙
二 その他(一平方メ
ートルの重量が三十
グラムをこえ、三百
グラムをこえないも
のに限る。)
甲 一平方メートル
の重量が五十八グ
ラムをこえないも
の(除木パルプを
含むもので巻取の
ものに限る。)

に改める。

附則第六項中「輸入税表第十六類
に掲げる機械類のうち左に掲げる要
件をそなえるもの」を「輸入税表に掲
げる物品のうち左に掲げる要件をそ
なえる機械類」に、「昭和二十八年七
月三十一日」を「昭和二十九年三月三
十一日」に改める。

(鉄の輸入税免除に関する法律の
廃止)

第三条 鉄の輸入税免除に関する法

律(昭和十六年法律第八十七号)
は、廃止する。

附則
一 この法律は、公布の日から施行
し、開税法第九條第二項の改
正規定中「こうりやん及びとうもろ
こしの輸入税免除に関する部分
は、昭和二十九年一月一日から適
用する。」
二 改正前の開税法(以下「旧

法」という。)第九條第二項の規定
は、この法律施行前に同項の規定
により輸入税の免除を受けたコ
ア豆については、この法律施行後
も、一年間、なおその効力を有す
る。

3 旧法附則第二項の規定に基く命
令は、この法律施行前に同項の規
定により輸入税の免除を受けた乾
煉脂肪ミルクについては、なおそ
の効力を有する。
4 旧法附則第二項の規定により輸
入税の免除を受けた乾煉脂肪ミ
ルクで、この法律施行前にその輸入
者が既に譲渡したものに係る輸入
税の追徴については、なお従前の
例による。

5 開税法別表輸入税表第二百
八号に掲げるこうりやん及び同表
第二百九号に掲げるとうもろこし
の輸入税は、昭和二十八年十二
月三十一日までの輸入について、免
除する。

6 開税法別表輸入税表第四百
百五号に掲げる〇軌条のうちみぞ
レールの輸入税は、昭和二十八年
九月三十日までの輸入について、同
号に掲げる板のうち厚さ〇・六ミ
リメートルをこえない莞生品(同
号に掲げる板の製造工程におい
て生じたきずものをいう。)であつ
きしてないものの輸入税は、昭和
二十九年三月三十一日までの輸入
について、それぞれ免除する。
〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

特別減税国債法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 廣八郎

特別減税国債法案

特別減税国債法

(特別減税国債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年度において、二百億円を限り、当該特別会計の負担において、特別減税国債を発行することができる。

2 特別減税国債の利率は、年四分とし、その償還期限は、五年以内とする。

3 特別減税国債の応募者に対しては、特別減税国債減税票を交付する。

4 前三項に規定するもの及び特別減税国債の応募者たる個人又は法人に対する所得税又は法人税の軽減に関する事項を除く外、特別減税国債及び特別減税国債減税票に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(所得税の軽減)

第二条 特別減税国債の応募者たる個人に対しては、次条及び第四条の規定により、昭和二十八年分の所得税額(所得税法(昭和二十二年法律第七十七号)第五十五条から第五十七条の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する所得

税額を除くものとし、災害被害者

に対する租税の減免、徴収猶予等

に關する法律(昭和二十二年法律

第七十五号。以下「災害減免法」といふ。)第二条の規定により所得

税額の軽減を受ける場合には、輕

減後の税額とする。以下「昭和二

十八年分の所得税額」といふ。)に

つき、その応募した特別減税国債

の額面金額の合計額の百分の二

十五に相当する所得税額(当該所

得税額が昭和二十八年分の所得税

額の百分の二十に相当する金額を

こえる場合には、当該金額に相当

する所得税額)を軽減する。

(申告納税者の所得税の軽減)

第三条 特別減税国債の応募者たる個人は、昭和二十八年分の所得税額につき軽減を受けようとする場合には、次条の規定により軽減を受ける場合を除く外、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税国債減税申請書に、特別減税国債減税票(次条第四項の規定による特別減税未済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を添え、昭和二十八年分の所得税額に係る所得税法第二十六条第一項の確定申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の申告書の提出の日(昭和二十八年分の所得税額で同日後に納付し、又は徴収されるものがある場合には、当該所得税額の日)までに、その納付又は徴収の日(までに)その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日までに、政府に提出しなればならない。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令

で定めるところにより、所得税法

第三十条から第三十四条まで、第

四十五条又は第四十七条の規定に

より納付し、又は徴収される所得

税額につき軽減を行う。

(給与所得又は退職所得の源泉徴

収税額についての軽減)

第四条 特別減税国債の応募者たる

個人は、昭和二十八年中の支給に

係る給与所得(所得税法第九条第

一項第五号に規定する給与所得を

いふ。以下同じ。又は退職所得(所

得税法第九条第一項第六号に規定

する退職所得をいふ。以下同じ。)に

ついて所得税法第三十八条、第三

十八条の二又は第四十条の規定に

より徴収されるべき所得税額につ

き軽減を受けようとする場合には、政

令で定めるところにより、当該給

与所得又は退職所得の支払者を経

由し、その応募した特別減税国債

の額面金額の合計額その他必要な

事項を記載した特別減税申請書

に、特別減税国債減税票(第四項

の規定による特別減税未済証明書

の交付を受けた場合には、当該証

明書を添え、昭和二十八年十二

月三十一日までに、政府に提出し

なければならぬ。

2 給与所得又は退職所得の支払者

が前項の規定による特別減税申請

書を受け取つた場合には、当該申

請書は、その受取の日において同

項の規定により政府に提出された

ものとみなす。但し、政令で定める

ところにより、当該申請書が政府

に到達しなかつた場合には、この

限りでない。

3 第一項の規定による特別減税申

請書の提出があつた場合には、当

該申請書の提出を経由した給与所

得又は退職所得の支払者が所得税

法第三十八条、第三十八条の二又

は第四十条の規定により徴収すべ

き所得税額につき、その百分の二

十に相当する金額を限度として、政

令で定めるところにより、軽減を行

う。

4 前項の規定の適用がある場合に

おいて、第一項の規定による特別

減税申請書に記載された特別減税

国債の額面金額の合計額の百分の二

十五に相当する金額が当該申請書

の提出を経由した給与所得又は退

職所得の支払者が支払う給与所得

又は退職所得につき前項の規定に

より軽減された所得税額の合計額

をこえるときは、政府は、政令で

定めるところにより、当該給与所

得又は退職所得の支払を受ける者

に対し、特別減税未済証明書を交

付する。

(軽減額の特例)

第五条 所得税法第二十三条第二

項に規定する予定納税額のうち第

一期又は第二期において納付すべ

き所得税額につき第三条の規定に

よる軽減を受けた場合において、そ

の軽減を受けた日後に災害その他

の軽減を受けた日までに予測で

きなかつた事由が生じたことに因

り、同法第二十六条第一項、第二

十六条の二又は第二十九条第一項

若しくは第二項の規定による申告

書に記載された昭和二十八年分の

所得税額が同法第二十一条第一項

又は第二十一条第二項に規定する

七月予定申告書又は十一月予定申

告書に記載されるべき当該所得税

額の見積額に比して減少したた

め、当該軽減を受けた金額が当該

所得税額の百分の二十に相当する

金額をこえることとなつたとき

は、そのこえる金額については、

第二条の規定にかかわらず、これ

を軽減する。

2 前条の規定による軽減を受けた

場合において、その軽減を受けた

日後に退職その他その軽減を受け

た日までに予測できなかつた事由

が生じたことに因り、同条の規定

による申請書の提出を経由した給

与所得の支払者から支払を受ける

昭和二十八年中の支給に係る給与

所得の金額が当該申請書の提出の

際における当該給与所得の金額の

見積額に比して減少したため、当

該軽減を受けた金額が当該支払者

から支払を受ける同年中の支給に

係る給与所得及び退職所得につき

所得税法第三十八条、第三十八条

の二又は第四十条の規定により徴

収される所得税額の合計額の百分

の二十に相当する金額をこえるこ

となつたときは、そのこえる金

額については、政令で定めるところ

により、第二条の規定にかかわ

らず、これを軽減する。

(法人税の軽減)

第六条 特別減税国債の応募者たる法人に対しては、次条の規定により、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十八条から第二十一条までに規定する申告書の提出期限の到来する場合における当該申告書の提出に因り納付すべき法人税額(法人税法第十九条第六項の規定

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

により当該申告書の提出があつたものとみなされた場合において納付すべき法人税額、当該申告書に係る同法第二十三條又は第二十四條に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額及びこれらの申告書に係る同法の規定による更正又は決定があつた場合において徴収される法人税額を含む、同法第四十二條から第四十三條の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額を除く。以下次条第二項において同じ。につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十一に相当する法人税額(当該法人税額が法人税法第十條第一項又は第十條の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の当該申告書に記載すべき各事業年度の所得に対する法人税額(以下「控除前の各事業年度の所得に対する法人税額」といふ。))の百分の二十に相当する金額(この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法第十八條から第二十一條までに規定する申告書の提出期限が二回以上到来しない法人については、昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間に提出期限の到来するこれらの条に規定する申告書に係る控除前の各事業年度の所得に対する法人税額の百分の二十に相当する金額を加算した金額)をこえる場合

には、当該金額に相当する法人税額を軽減する。
2 前項に規定する控除前の各事業年度の所得に対する法人税額は、法人税法第十九條第一項本文又は同項但書若しくは第二十二條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人のこれらの規定による申告書に記載すべき法人税額について、前事業年度の所得(同法第十九條第二項の規定の適用を受ける合併法人にあつては、被合併法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の所得を含む。)に対する同法第十條第一項又は第十條の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の法人税額につき政令で定めるところにより計算した金額に相当する法人税額又は当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして計算した所得に対するこれらの控除前の法人税額(以下「中間申告基準法人税額」と総称する。)により、当該法人の同法第二十一條の規定による申告書に記載すべき法人税額については、当該事業年度の所得に対するこれらの控除前の法人税額から中間申告基準法人税額を控除した金額に相当する法人税額による。
3 第一項に規定する申告書の提出期限は、法人税法第十八條第一項但書若しくは第二十一條第一項但書又は災害減免法第八條の規定により申告書の提出期限が延期される場合には、当該延期前の申告書の提出期限による。

第七条 特別減税国債の応募者たる法人が、法人税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税額を添へ、その軽減を受けようとする法人税額の納付又は徴収の日(その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日)までに、政府に提出しなければならない。
2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する申請書の提出に因り納付すべき法人税額につき軽減を行う。
(特別減税国債の譲渡損等の特別)
第八条 法人がその応募した特別減税国債につき前二條の規定により法人税の軽減を受けた場合において、当該特別減税国債をその発行の日(以下「発行日」といふ。)から四年以内に譲渡したときは、その譲渡価額(当該譲渡価額が左の各号に掲げる金額に満たない場合には、当該金額)がその帳簿価額に満たない場合におけるその不足額、当該特別減税国債につき帳簿価額を減額したときは、その減額した額は、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。
一 発行日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の七十九に相当する金額
二 発行日から一年を経過した日

から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の八十五に相当する金額
三 発行日から二年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十に相当する金額
四 発行日から三年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十五に相当する金額
(特別減税国債に対する価格変動準備金に関する規定の適用)
第九条 特別減税国債(当該特別減税国債の応募者たる個人又は法人が有するものに限り)に対する租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五條の九第一項又は第五條の十第一項の規定の適用については、その額面金額をその価額とみなす。
(利子税額、加算税額等についての特例)
第十条 この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合においては、第三條第一項又は第七條第一項の規定による特別減税申請書の提出の日までの期間に係る所得税法第五十五條若しくは法人税法第四十二條又は国税徴収法第九條第三項の規定による利子税額又は延滞加算税額及び当該所得税額又は法人税額に係る所得税法第五十七條第一項から第三項まで若しくは第五十七條の二第一項から第三項まで又は法人税法

第四十三條若しくは第四十三條の二の規定による過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、当該軽減前の所得税額又は法人税額を基礎として計算するものとする。
2 前項に規定するものの外、この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合における申告書の記載事項その他所得税又は法人税の申告、納付、徴収、還付又は充當について必要がある場合には、政令でこれらの法律の特例を設けることができる。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
産業投資特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十八年七月二十九日
衆議院議長 河井彌八郎
参議院議長 堤 康次郎
産業投資特別会計法案
産業投資特別会計法案
(附則)
第一条 経済の再建、産業の開拓及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資(出資及び資金の貸付をいう。以下同じ)を行うため、産業投資特別会計を設ける。
2 この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、特別減

税国債の発行に因る収入金及び米
国対日援助見返資金特別会計から
の承継資産から生ずる収入金等を
財源として、投資を行うものとす
る。

(管理)
第二条 この会計は、大蔵大臣が、
法令の定めるところに従い、管理
する。

(資本)

第三条 この会計においては、米
国対日援助見返資金特別会計の廃止
の際における同会計の資産の価額
から負債の金額を控除した額と、
この法律施行の日の前日における
一般会計の日本開発銀行及び日本
輸出入銀行に対する出資金の額と
の合計額に相当する金額をもつて
資本とする。

(歳入及び歳出)

第四条 この会計においては、特別
減税国債の発行に因る収入金、出
資に対する配当金、出資の回収
金、貸付金の償還金及び利子、こ
の会計に帰属する国庫納付金並び
に附属雑収入をもつてその歳入と
し、出資の払込金、貸付金、特別
減税国債の償還金及び利子、一時
借入金、特別減税国債の発行
及び償還に関する諸費並びにそ
の他の諸費をもつてその歳出とす
る。

(歳入歳出予算計算書の作製)

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、
この会計の歳入歳出予算計算書を
作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算
は、歳入にあつては、その性質に
従つて款及び項に、歳出にあつて

は、その目的に従つて項に区分す
る。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この
会計の予算を作成し、一般会計の
予算とともに、国会に提出しなけ
ればならない。

2 前項の予算には、左の書類を添
附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度の貸借対照表及び損
益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸
借対照表及び予定損益計算書

四 前年度及び当該年度の投資の
計画表

(損益の処理)

第八条 この会計において、毎会計
年度の損益計算上利益を生じたと
きは、これを積立金に組み入れて
整理し、損失を生じたときは、積
立金を減額してこれを整理するも
のとする。

(剰余金の繰入)

第九条 この会計において、毎会計
年度の決算上剰余金が生じたとき
は、当該剰余金を翌年度の歳入に
繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、
歳入歳出決定計算書と同一の区分
により、この会計の歳入歳出決定
計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、こ
の会計の歳入歳出決算を作成し、
一般会計の歳入歳出決算とともに
、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二条 この会計において、支払
上現金に余裕があるときは、資金
運用部に預託することができる。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払
上現金に不足があるときは、この
会計の負担において、一時借入金
をすることができ。

1 前項の規定による一時借入金
は、当該年度内に償還しなければ
ならない。

2 第一項の規定による一時借入金
の限度額については、予算をもつ
て、国会の議決を経なければなら
ない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 特別減税国債の償還金及
び利子、一時借入金の利子並びに
特別減税国債の発行及び償還に関
する諸費は、毎会計年度、国債整
理基金特別会計に繰り入れなけれ
ばならない。

(支出未済額の繰越)

第十五条 この会計において、毎会
計年度の歳出予算における支出残
額は、翌年度に繰り越して使用す
ることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による
繰越をしたときは、会計検査院に
通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をした
ときは、当該繰越については、財
政法(昭和二十二年法律第三十四
号)第三十一条第一項の規定によ

る予算の配賦があつたものとみな
す。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための
手続その他その執行について必要
な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 米国対日援助見返資金特別会計
法(昭和二十四年法律第四十号)
は、廃止する。

3 米国対日援助見返資金特別会計
の昭和二十七年及び昭和二十八
年度の決算に關しては、なお従前
の例による。

4 この法律施行の際米国対日援助
見返資金特別会計に属する資産及
び負債は、この法律施行の際、こ
の会計に帰属するものとする。

5 昭和二十八年年度における米国対
日援助見返資金特別会計の歳出予
算のうち、この法律施行の際まで
に支出済とならなかつたものは、
この会計に移して使用することが
できる。

6 大蔵大臣は、前項の規定により
米国対日援助見返資金特別会計の
歳出予算を移したときは、これを
会計検査院に通知しなければなら
ない。

7 附則第四項の規定によりこの会
計に帰属した米国対日援助見返資
金特別会計の運用資産のうち、国
債及び大蔵省証券、食糧証券そ
の他の政府の発行する短期証券(以
下「短期証券」という。)は、昭和二
十九年三月末日まで、この会計に
おいて保有することができる。

8 この会計において、支払上現金
に余裕があるときは、昭和二十八
年九月末日までの間を限り、資金
運用部資金法(昭和二十六年法律
第九号)第三条の規定にかかわら
ず、当該余裕金をもつて、短期証
券を一時保有することができる。

9 附則第四項の規定によりこの会
計に帰属した現金、同項の規定に
よりの会計に帰属したその他の
資産から生ずる収入金及び当該資
産の処分代金(短期証券の処分代
金については、その買入価額に達
するまでの金額に相当する部分を
除く。)並びに前項の規定により保
有する資産から生ずる収入金は、
この会計の歳入とする。

10 附則第四項の規定によりこの会
計に帰属した短期証券の買入価額
に相当する金額は、この法律施行
の際、この会計の歳入とみなして
整理するものとする。

11 この法律施行の際一般会計が日
本輸出入銀行及び日本開発銀行に
對して有する出資に係る権利は、
この法律施行の際、この会計に帰
属する。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第三十五号を次のように
改める。

三十五 削除

第十条第十四号を次のように改
める。

十四 産業投資特別会計を管理
すること。

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号 揮発油税法の一部を改正する法律案外四件

下に「(産業投資特別会計からの出資を除く。)」を加える。

13 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「米国対日援助見返資金特別会計以外の」を削る。

第三条中「米国対日援助見返資金特別会計及び」を削る。

14 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

第八条第二項中「第四条の規定による出資の割合に」に「一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計」を「別に法律で定めるところにより、国庫に」に改める。

第三十八条第四項中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に、次の一項を加える。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

15 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの出資金三百億円」を「産業投資特別会計からの出資金千五百二十億二千

万円」に改め、「第四十八条第一項及び」を削り、「政府の一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計から出資があつた」を「同特別会計から出資があつた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の出資金千五百二十億二千円のうちには、第四十七条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定により出資があつたものとされた金額を含むものとする。

第三十六条第四項中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に、次の一項を加える。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十九条の二第四項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

16 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

第三十二条第二項中「同特別会計の日本開発銀行に対する貸付金」を「政府の貸付金」に、「同特別会計」を「政府の産業投資特別会計」に改め、同条第五項中「米国

対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

17 日本製鉄株式会社法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第七項とし、以下一項づつ繰り上げる。

18 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改める。

第一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条第一項及び第二項中「又は第二項」を削る。

19 帝都高速道路交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「国ハ帝都高速道路交通営団ニ対スル米國対日援助見返資金ノ運用ニ依ル貸付金」を「日本開発銀行ハ帝都高速道路交通営団ニ対スル貸付金」に改める。

「大矢半次郎君登壇、拍手」

○大矢半次郎君 只今議題となりました五つの法案について、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

対日援助見返資金特別会計を「産業投資特別会計」に改める。

17 日本製鉄株式会社法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第七項とし、以下一項づつ繰り上げる。

18 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改める。

第一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条第一項及び第二項中「又は第二項」を削る。

19 帝都高速道路交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「国ハ帝都高速道路交通営団ニ対スル米國対日援助見返資金ノ運用ニ依ル貸付金」を「日本開発銀行ハ帝都高速道路交通営団ニ対スル貸付金」に改める。

「大矢半次郎君登壇、拍手」

○大矢半次郎君 只今議題となりました五つの法案について、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は簡単な改正でありまして、指定納期日までに揮発油を完納しなかつたときは、その翌日から納付の日までの日数に応じて日歩四銭の利子税を徴収しようとするほか、担保に関する規定の整備を行おうとするものであります。本案については慎重なる審議が行われたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと思ひます。

質疑を終了し、討論に入りまして、小林委員より、揮発油税の税率について一キロリットル当り一万一千円を九千五百円に引下げの旨の修正案が提出され、採決の結果、小林委員提出の修正案は賛成者少数を以て否決され、次いで原案について、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、資産再評価法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく資産再評価はすでに昭和二十五年、昭和二十六年と二次に亘つて実施いたしましたのでありますが、その実施状況、物価等の推移に鑑みまして、今回昭和二十八年一月一日を基準日として更に第三次再評価を行い、資本蓄積の促進に資せようとするものであります。

本案の改正点の主なものについて申し上げますと、第一点は法人につきまして、昭和二十八年中に開始する事業年度の開始の日より、いづれかの一回、又昭和二十九年中に開始する事業年度の開始の日より、いづれかの一回、合計二回再評価を行ひ得ることとし、又個人の事業資産につきましては、昭和二十八

年一月一日において一回、昭和二十九年一月一日において一回、合計二回再評価し得ることとしたのであります。

第二点は、再評価の限度額は、第一次、第二次再評価の基準日後最近までの物価の上昇に適合するよう、土地については約十六割、減価償却資産については約五割、非事業用資産等については約二割をそれぞれ引き上げることとしたのであります。

第三点は、再評価額の税率は、前回同様再評価差額に対して百分の六といたしております。而してこの納付につきましては、十分な再評価の実施が行われるよう、法人の減価償却資産の再評価額は五年間に均分して納付することとしたのであります。

第四点は、個人の有する減価償却資産以外の資産及び家屋について再評価が行われたものとみなされる場合には、従来再評価差額から十万円を控除して課税しておりましたのを、今回十五万円を控除することに改めております。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひます。

次いで討論に入りましたところ、小林委員より、再評価を実施することは緊要であり賛成するが、再評価税を徴収することは理論的にも疑問であると反対意見が述べられ、次いで菊川委員、森下委員よりそれぞれ賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、関税定率法等の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

本案は現下の経済情勢に鑑み、国内産業を保護する見地より若干の品目について関税率の引上を行うと共に、暫定的に輸入税を免除しております品目

年一月一日において一回、昭和二十九年一月一日において一回、合計二回再評価し得ることとしたのであります。

第二点は、再評価の限度額は、第一次、第二次再評価の基準日後最近までの物価の上昇に適合するよう、土地については約十六割、減価償却資産については約五割、非事業用資産等については約二割をそれぞれ引き上げることとしたのであります。

第三点は、再評価額の税率は、前回同様再評価差額に対して百分の六といたしております。而してこの納付につきましては、十分な再評価の実施が行われるよう、法人の減価償却資産の再評価額は五年間に均分して納付することとしたのであります。

第四点は、個人の有する減価償却資産以外の資産及び家屋について再評価が行われたものとみなされる場合には、従来再評価差額から十万円を控除して課税しておりましたのを、今回十五万円を控除することに改めております。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひます。

を整理し、且つその免税期間を延長し
ようとするものであります。

本案は衆議院において修正議決され
たものであります。修正議決の要旨を
申上げますと、こんにやく芋につきま
して、一般大衆の食生活の負担軽減を
図るため、その輸入税率を四割に改
め、又新聞用紙につきまして、国内森
林資源の保持育成の必要並びに新聞用
紙の供給状況等に鑑み、その必要なス
トックを確保するため、来年三月末ま
でその輸入税率を七分五厘に軽減しよ
うとする等のものであります。

本案審議に当りましては、慎重なる
質疑がなされましたが、詳細は速記録
によつて御承知願います。

次いで討論に入りまして、前
田委員より、「新聞用紙は文化的、経
済的見地から見ても、無税若しくは免
税とすべきである」との反対意見が述
べられ、採決の結果、多数を以て衆議
院送付案通り可決すべきものと決定し
た次第であります。

次に、特別減税国債法案について申
上げます。本案は、今国会に別に審議
されております産業投資特別会計法案
に関連いたしまして、その財源に充て
るため、本年度に限り二百億円を限度
として年四分の利率、償還期限は五年
以内の特別減税国債を発行し、その消
化を促進するため、購入者に対して一
定の減税を行うこととし、個人の場合
には、本年分の所得税からその税額の
二〇％相当額を限度として購入額の二
五％に相当する税額を軽減し、法人の
場合には、本年八月一日から明年三月
三十一日までの間に申告期限の到来す
る法人税から、その税額の年換算額の
二〇％相当額を限度として購入額の二

一％に相当する税額を軽減することと
しようとするものであります。この措
置によりますと、利廻りは個人の場合
には年一割二分、法人の場合には年一
割五厘程度となるものであります。法
人の利廻りをこの程度に維持するた
めに法人がこの国債を譲渡した場合の
損金算入について一定の制限を設ける
ほか、特別減税国債を購入した個人又
は法人について所得税又は法人税の軽
減に關し必要な規定を設ける等、所要
の措置を講じております。

本案審議においては、特別減税国債
は本年度限りの特別措置であること、
二百億円の消化先は金融機関二百億
円、一般法人二十億円、個人六十億円
が予定されている等、種々熱心なる質
疑応答が交わられたのであります。が、
その詳細は速記録により御承知願いま
す。

質疑を終り、討論に入り、菊川委員
より、「第一に、この減税国債は赤字
公債の変形であり、インフレを助長せ
しめること、第二に、実質的には大衆
の負担において特別な会社に利子補給
を与えることとなること、第三に、減
税という国民的要望を利用した政府の
ずるいやり方であること、第四は、こ
の措置によつて金融機関の融資は窮屈
化し、延いては中小金融にしろ寄せす
る」との反対意見が述べられ、次いで森
下委員より、「富裕な階級のみが税負
担の軽減を受ける政策をとることは政
治のあり方として政府のとるべき施策
ではない」との反対意見が述べられ、
更に小林委員より、両委員と同様な趣
旨において反対するとの反対意見が述
べられ、採決の結果、多数を以て原案

通り可決すべきものと決定いたしました次
第であります。

次に産業投資特別会計法案について
申上げます。

先ず提案の理由並びに内容について
申上げます。

我が国経済の再建、産業の開拓及び
貿易の振興に必要な資金は、これまで
財政資金により賄つて参つたのであり
ますが、今回新たに産業投資特別会計
を設置し、財政資金の一層の充実強化
に資せんとするものであります。この
会計におきましては、米対日援助
見返資金特別会計の資産並びに一般金
計の日本開拓銀行及び日本輸出入銀行
に対する出資金を承継して、これを資
本とし、これが運用による収入金と
特別減税国債の発行による収入金とを
主要な財源として投資を行おうとする
ものであります。昭和二十八年年度予
算におきましては、特別減税国債の収
入金二百億円を含め、約四百億円の財
源を以て、日本開拓銀行及び電源開発
株式会社に対する資金供給を予定して
おるのであります。

内容を申上げますと、この会計の歳
入は、特別減税国債の発行による収入
金、出資金、貸付金からの収入金等と
し、歳出は、出資金、貸付金、国債償
還費等とする外、この会計の予算及び
決算に關し必要な事項を規定いたして
おるのであります。なお、この会計の
設置に伴ひまして、米対日援助見返
資金特別会計法を廃止する等の関係法
律について、所要の規定の整備をいた
そうとするものであります。

質疑を終了し、討論に入り、小林委
員より修正案が提出されましたが、そ
の要旨は、特別減税国債の名称を、投
資国債とし、産業投資特別会計の歳出
財源に充てるため、昭和二十八年年度
においては、二百億円を限り、この会計
の負担において、利率を年四分、償還
期限を五年以内とする投資国債を発行
することができるようになりしうという
のであります。次いで菊川委員より、
産業投資特別会計の設置の趣旨は了解
できるが、この会計は、特別減税国債の
発行による収入金及び米対日援助見
返資金特別会計からの承継資産から生
ずる収入金等を財源としているが、見
返資金は米国の対日援助の見返りとし
て国民の零細資金を積立てたのである
から、この会計の財源にすべきでな
く、その資金は中小企業の金融に廻わ
すべきであるにもかかわらず、日本開
拓銀行を通じて大企業に融資するので
あるから反対するとの反対意見が述べ
られ、次いで森下委員より、特別減税
国債に反対したので、延いて本案にも
反対する旨の反対意見が述べられ、採
決の結果、小林委員提出の修正案は少
数を以て否決せられ、原案について
は、多数を以て可決すべきものと決定
いたしました次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
ければ、これより五案の採決をいたし
ます。

先ず、揮発油税法の一部を改正する
法律案全部の問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、資産再評
価法の一部を改正する法律案全部を問
題に供します。本案に賛成の諸君の起
立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、開税定率
法等の一部を改正する等の法律案全部
の問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

昭和二十八年七月三十日 参議院會議第二十九号 議事日程変更の件 愛媛県船越港の漁港指定等に関する請願外二十件

昭和二十八年七月三十日 参議院會議第二十九号 議事日程變更の件 福岡県若松市小石地区に特定郵便局設置の請願外十一件 国土調査法に基く地籍調査費国庫補助増額等の請願外二件 六二二

第五十五号までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なし、異議ありません。〕と
呼ぶ者あり、笑聲。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。
水産委員長森崎隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 只今議題となりました請願十八件、陳情四件につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。
請願四百十三号、同六百四十号、同七百二十号並びに七百二十一号、千四百十六号、二千二百九十号、二千四百八号、二千四百九号、二千五百二十号、二千五百四十五号、陳情二百三十二号、同三百十号の各件は、いずれも漁港修築整備に関する請願及び陳情であります。請願七百四号は、長期不漁に對する漁業補償実施に関する請願であります。請願千七百十号は、水産業協同組合系統指導員設置費国庫助成等に関する請願であります。請願千七百七十一号は、アメリカ駐留軍の演習による漁業補償増額に関する請願であります。請願二千五百七号は、北海道入漁制限等撤廃に関する請願であります。請願二千五百四十三号は、漁業協同組合の再建整備資金低利融資に関する請願であります。請願二千五百四十四号は、漁業協同組合の行政委託事務費国庫補助に関する請願であります。請願二千九百二十六号は、青森県陸奥海のはたて具増殖事業費国庫補助の請願であります。

次に陳情八号は、韓国水域における漁業操業等の陳情、陳情百八十七号は、水産物利用研究振興に関する陳情、以上十七件の請願及び四件の陳情は、いずれも願意妥協としてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。
請願二千五百四十六号は、水産業協同組合法中一部改正に関する請願でありまして、願意妥協としてこれを採択し、議院の會議に付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、日程第三十九の請願のほかは、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、日程第三十九の請願のほかは、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第四十より第四十九までの請願及び日程第五十六、第五十七の陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長池田宇右衛門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○池田宇右衛門君登壇、拍手。
○池田宇右衛門君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず福岡県若松市小石地区に特定郵便局設置の請願、福島県三神郵便局の集配事務開始に関する請願、福島県大里村簡易郵便局の無集配郵便局昇格に関する請願、岡山県久代村に無集配特定郵便局設置の請願、高知県興津村郵便局の集配局昇格に関する請願、静岡県藤枝郵便局の昇格に関する請願、福島県上川崎無集配特定郵便局の集配事務開始に関する請願、岡山県長尾郵便局の集配事務昇格に関する請願、以上であります。これらはいずれも関係地域の発展に伴う郵便施設の改善方につき、郵政省の措置を要する請願でありまして、郵政当局より、「予算等と照み合せ研究の上善処したい」旨答弁がありました。

次に、静岡県江ノ浦郵便局等の東京郵政局管轄復帰に関する請願、静岡県郵政業務の東京郵政局管轄復帰に関する陳情は、郵政局の管轄地域の變更を要請したものであります。郵政当局より、「将来とくど考究する」旨答弁がありました。

次に、郵便切手類売さばき人に対する手数料引上げに関する請願は、郵便切手類売捌手数料は、現下の社会情勢下においては過少であるから引上げられたいというのであります。郵政当局としては、「将来研究すること」といたしたい旨の答弁があり、最後に三原市糸崎郵便局庁舎建設に関する陳情であります。同局舎は所在地がやや偏在しておるのみならず、百年余を経過した老朽庁舎であるので新築せられたいとの陳情であります。これに對し郵政当局より、「予算及び全国的実情を考

慮して善処する」旨の答弁がありました。以上述べました諸件につき慎重審議の結果、いずれも願意を妥協と認めてこれを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五十、日程第五十一の請願及び日程第五十八の陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員会理事八木幸吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○八木幸吉君 只今議題となりました請願及び陳情について御報告申し上げます。

請願二千六百六号は、国土調査法に基く地籍調査費に對する補助率の引上と、地籍調査実施村地元負担率に對する融資金制度並びに平衡交付金制度

の確立を要するといふ趣旨のものでございます。請願二千七百二十八号は、大山出雲地方総合開発事業の速かな指定と予算措置を要するといふものでございます。

陳情第二百四十八号は、只見川電源開発については、一切の紛争を退け大局的見地に立つて、早急に奥只見地点着工の実現を図られたいといふ趣旨でございます。

以上二件の請願及び一件の陳情は、委員会において審査の結果、いずれも願意妥協なものとして認め、議院の會議に付するを要し、且つ内閣に送付するを要するものと全会一致を以て決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八郎) 本日、これにて散会いたします。午後九時三十九分散会。

○本日の會議に付した事件
一、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(日本工業標準調査会委員)

一、へき地教育振興に関する決議案

一、へき地教育振興に関する決議案

昭和二十八年七月三十日 参議院會議録第二十九号

- 一、日程第一 医療法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 災害救助法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 未帰還者留守家族等援護法案
- 一、日程第四 港湾運送事業法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 臨時船舶建造調整法案
- 一、日程第六 農産物価格安定法案
- 一、日程第七 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
- 一、日程第八 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 国民金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十二 信用金庫法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十三 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第十四 公立学校施設費国庫負担法案
- 一、日程第十五 總理府設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十六 恩給法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十七 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案
- 一、日程第十八 元南西諸島官公署

- 職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案
- 一、日程第十九 土地収用法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十一 輸出取引法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十二 日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
- 一、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(外務省参事)
- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案
- 一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
- 一、昭和三十八年六月及び七月の大洪水による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案
- 一、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案
- 一、道路交通取締法の一部を改正する法律案
- 一、揮発油税法の一部を改正する法律案
- 一、資産再評価法の一部を改正する法律案
- 一、関税定率法等の一部を改正する等の法律案
- 一、特別減税国債法案
- 一、産業投資特別会計法案
- 一、日程第二十三乃至第三十九の請願

- 一、日程第五十二乃至第五十五の陳情
- 一、日程第四十乃至第四十九の請願
- 一、日程第五十六及び第五十七の陳情
- 一、日程第五十及び第五十一の請願
- 一、日程第五十八の陳情
- 出席者は左の通り。
- 議長 河井 彌八君
- 副議長 重宗 雄三君
- 議員
- 河野 謙三君 佐藤 尚武君
- 高良 とみ君 小林 武治君
- 小林 政夫君 楠見 義男君
- 岸 良一君 北 勝太郎君
- 上林 忠次君 加藤 正人君
- 片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
- 柏木 庫治君 加賀山之雄君
- 奥 むねお君 井野 碩哉君
- 赤木 正雄君 山川 良一君
- 森田 義衛君 森 八三君
- 村上 義一君 宮城タマヨ君
- 三浦 三郎君 三木與吉郎君
- 前田 久吉君 前田 穰君
- 林 了君 廣瀬 久忠君
- 野田 俊作君 西田 隆男君
- 中山 福藏君 豊田 雅孝君
- 常岡 一郎君 土田 國太郎君
- 田村 文吉君 館 哲二君
- 竹下 豊次君 高橋 道男君
- 高瀬 正太郎君 高木 正夫君
- 杉山 昌作君 新谷寅三郎君
- 島村 軍次君 深水 六郎君
- 横川 信次君 雨森 常夫君
- 木村 守江君 安井 謙君
- 伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
- 高野 一夫君 西川弥平治君

- 石井 桂君 井上 清一君
- 関根 久藏君 川口爲之助君
- 吉田 萬次君 酒井 利雄君
- 佐藤 一郎君 剣木 亨弘君
- 森田 豊彦君 谷口弥三郎君
- 宮本 邦彦君 長島 銀藏君
- 長谷山行敏君 宮田 重文君
- 滝井治三郎君 田中 啓一君
- 大矢半次郎君 石川 榮一君
- 岡崎 眞一君 松本 昇君
- 石原幹市郎君 植竹 春彦君
- 岡田 信次君 松岡 平市君
- 大谷 豊潤君 一松 政二君
- 西郷吉之助君 中川 幸平君
- 左藤 義詮君 寺尾 豊君
- 中山 壽彦君 中川 以良君
- 山縣 勝見君 吉野 信次君
- 大屋 晋三君 津島 壽一君
- 大達 茂雄君 青木 一男君
- 大野木秀次郎君 愛知 揆一君
- 小瀬 彬君 古池 恒三君
- 神原 亨君 大谷 賢雄君
- 宮澤 喜一君 高橋 衛君
- 横山 フク君 西岡 ハル君
- 重政 庸徳君 小澤久太郎君
- 鹿島守之助君 木内 四郎君
- 藤野 繁雄君 近藤 信一君
- 石村 幸作君 青山 正一君
- 秋山俊一郎君 入交 太蔵君
- 高橋進太郎君 仁田 竹一君
- 松平 勇雄君 永岡 光治君
- 加藤 武徳君 上原 正吉君
- 郡 祐一君 山本 米治君
- 西川基五郎君 小野 義夫君
- 徳川 頼貞君 藤田 進君
- 平井 太郎君 川村 松助君
- 堀 末治君 白波彌米吉君
- 池田宇右衛門君 島津 忠彦君
- 大和 與一君 湯山 勇君

- 松野 鶴平君 小林 英三君
- 草葉 隆圓君 泉山 三六君
- 黒川 武雄君 石坂 豊一君
- 井上 知治君 岩沢 忠恭君
- 栗山 良夫君 秋山 長造君
- 阿貝根 登君 海野 三朗君
- 永井純一郎君 小松 正雄君
- 大倉 精一君 岡 三郎君
- 龜田 得治君 田中 一君
- 白井 勇君 清澤 俊英君
- 成瀬 博治君 小林 亦治君
- 森下 政一君 小酒井義男君
- 佐多 忠隆君 重盛 壽治君
- 江田 三郎君 小林 孝平君
- 久保 等君 田畑 金光君
- 松澤 兼人君 森崎 隆君
- 安部キミ子君 矢嶋 三義君
- 山口 重彦君 堂森 芳夫君
- 吉田 法晴君 小笠原三男君
- 菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
- 山田 節男君 東 隆君
- 内村 清次君 松本治一郎君
- 三橋八次郎君 荒木正三郎君
- 羽生 三七君 千葉 信君
- 三木 治朗君 山下 義信君
- 加藤シヅエ君 鮎川 義介君
- 後藤 文夫君 市川 房枝君
- 須藤 五郎君 戸叶 武君
- 木島 虎蔵君 白川 一雄君
- 野本 品吉君 赤松 常子君
- 石川 清一君 最上 英子君
- 三浦 義男君 三好 英之君
- 鈴木 強平君 深川タマエ君
- 武藤 常介君 寺本 廣作君
- 園 伊能君 八木 秀次君
- 村尾 重雄君 紅露 みつ君
- 八木 幸吉君 鈴木 一君
- 加瀬 完君 千田 正君
- 相馬 助治君 有馬 英二君

昭和二十八年七月三十日 参議院會議錄第二十九号

堀木 謙三君	松浦 定義君
菊田 七平君	長谷部ひろ君
木村 昭八郎君	上條 愛一君
松浦 清一君	棚橋 小虎君
鶴見 祐輔君	一松 定吉君
吉米地義三君	松原 一彦君
堀 眞琴君	
國務大臣	
内閣總理大臣	吉田 茂君
法務大臣	大藁 健君
外務大臣	岡崎 勝男君
文部大臣	大連 茂雄君
厚生大臣	山縣 勝見君
建設大臣	戸塚九一郎君
國務大臣	緒方 竹虎君
國務大臣	大野木秀次郎君
政府委員	
内閣官房長官	福永 健司君
國家地方警察本部刑事部長	中川 重治君
法務政務次官	三浦實之助君
大藏政務次官	愛知 揆一君
文部政務次官	福井 勇君
文部省初等中等教育局長	田中 義男君
農林政務次官	篠田 弘作君
通商産業政務次官	古池 信三君
運輸政務次官	西村 英一君
運輸省船舶局長	甘利 昂一君
運輸省鐵道監督局長	植田 純一君
郵政政務次官	飯塚 定輔君

六一四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
電報掛長一九三三
官報課